

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が連携し、総合的かつ計画的な災害対策の推進を図り、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、大台町防災会議が作成する大台町地域防災計画の風水害対策編である。

第3節 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、災害対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

第4節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 県 災 対 本 部・・・三重県災害対策本部をいう。
- 2 地 方 部・・・三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 町 災 対 本 部・・・大台町災害対策本部をいう。

- 4 防災関係機関・・・・・・・・県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 5 基本法・・・・・・・・災害対策基本法をいう。
- 6 その他の用語については、基本法の例による。

第5節 町及び防災関係機関の処すべき 事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関の役割

1 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、県の地域における防災・減災対策を推進するとともに、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

2 大台町

大台町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、大台町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。また、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。また、県及び町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。また、県及び町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

- (1) 町防災会議及び町災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備・点検
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難指示等
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受け入れに関する措置
- (13) 被災町営施設の応急措置
- (14) 災害時の文教対策
- (15) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (16) 災害時の交通及び輸送の確保
- (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備・点検
- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練

- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急措置
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

- (1) 東海農政局三重県拠点
 - ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - ウ 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
 - エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
 - ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
 - ケ 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
 - コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提

供するための緊急相談窓口の設置

サ 応急用食料の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達並びに供給体制の整備

シ 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援

(2) 三重森林管理署

ア 防災を考慮した森林施業

イ 国有保安林、治山施設及び地すべり防止施設の整備

ウ 国有林における予防治山施設による災害予防

エ 国有林における荒廃地の復旧

オ 災害対策用復旧用材の供給

(3) 津地方気象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

イ 気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に防災機関に伝達

ウ 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力

エ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等

オ 県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

(4) 松阪労働基準監督署

ア 事業者に対する二次的災害防止のための指導・監督の実施

イ 事業場における労働災害発生状況の把握

ウ 労働災害と認められる労働者に対する迅速・適正な保険給付等の実施

(5) 紀勢国道事務所

ア 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施

イ 防災関係機関との連携による応急対策の実施

- ウ 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- エ 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- オ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- カ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- キ 路上障害物除去等による緊急輸送道路の確保
- ク 所管施設の緊急点検の実施
- ケ 災害情報の収集及び連絡
- 4 大台警察署
 - ア 災害警備体制
 - イ 災害情報の収集・連絡等
 - ウ 救出救助活動及び避難誘導
 - エ 緊急交通路の確保
 - オ 身元確認等
 - カ 二次災害の防止に関すること
 - キ 危険箇所等における避難誘導等の措置
 - ク 社会秩序の維持
 - ケ 被災者等への情報伝達活動
 - コ 相談活動
 - サ ボランティア活動の支援
- 5 指定公共機関
 - (1) 西日本電信電話株式会社三重支店、KDD I 株式会社中部総支社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社NTTドコモ東海支社三重支店
 - ア 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - (ア) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - (イ) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - (ウ) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及

び通信設備の早急な災害復旧措置

- (2) 日本赤十字社三重県支部
 - ア 災害時における医療、助産及びその他の救助
 - イ 救援物資の配分
 - ウ 災害時の血液製剤の供給
 - エ 義援金の受付及び配分
 - オ その他災害救護に必要な業務
- (3) 中部電力パワーグリッド株式会社（松阪営業所）
 - ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ウ 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携
 - エ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - オ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - カ 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力の増強及びバス等による代替輸送等
 - イ 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止
- (5) 日本郵便株式会社
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達の確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
 - イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

- (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
- (6) 中日本高速道路株式会社
- ア 紀勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
- 6 指定地方公共機関
- (1) 公益社団法人三重県医師会（松阪地区医師会）
- ア 医師会医療救護班の編成並びに連絡調整
- イ 医療及び助産等救護活動
- (2) 一般社団法人三重県LPガス協会
- ア 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
- イ 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給
- (3) 旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社松阪営業所）
- ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- イ 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- (4) 一般社団法人三重県トラック協会
- ア 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
- 7 自衛隊（第33普通科連隊）
- ア 要請に基づく災害派遣
- イ 関係機関との防災訓練に協力参加
- 8 紀勢地区広域消防組合消防本部、奥伊勢消防署、宮川出張所、大台町消防団
- ア 火災の予防・警戒・鎮圧
- イ 災害の防除及び被害の軽減
- ウ 救助・救急活動
- エ 災害情報の収集・連絡等

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 多気郡農業協同組合、宮川森林組合、宮川上流漁業協同組合、三重県内水面漁連

ア 農産物、林産物、水産物等の災害応急対策についての指導

イ 災害時における農作物、林産物、水産物の確保

ウ 農林水産関係の被害調査等応急対策についての協力

(2) 大台町商工会、一般社団法人三重県建設業協会松阪支部

ア 町が行う商工業関係被害調査についての協力

イ 災害時における物価安定についての協力

ウ 救護用物資、復旧資材等の確保についての協力

(3) 公共的団体（社会福祉法人大台町社会福祉協議会、日赤奉仕団）

ア 被災者の救助活動及び義援金品の募集等についての協力

(資料第1 防災関係機関の連絡先)

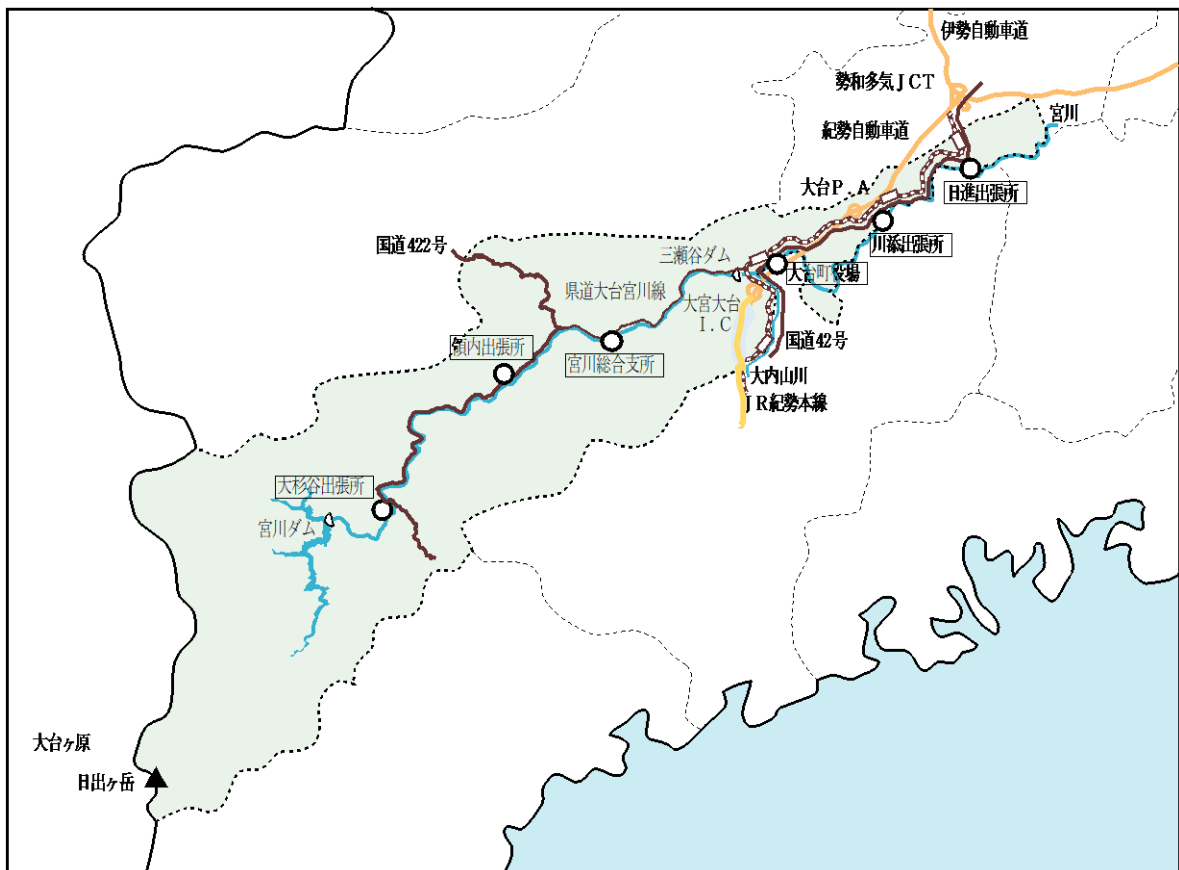
第6節 大台町の概要

第1 地形

本町は、三重県の中南勢地域の南西部に位置し、北は松阪市、多気町、東は度会町に、南は大紀町、紀北町、西は奈良県川上村、上北山村に隣接している。面積は362.86平方キロメートルで、その90パーセント以上を山林が占め、県内の町では最大の規模を有している。

また、大台ヶ原を源とする一級河川・宮川が町の西から東に流れている。町の西部・宮川上流域は、四方を1,000m級の山々に囲まれた急峻な地域で、両岸の山峡の間合間に集落と耕地が点在する純山村となっている。

大台町の概況



第2 気候

気候は比較的温暖な南海型気候区に属し、全般的に温暖で年間平均気温は14℃から16℃であるが、冬季は最低気温が氷点下になることもある。山間部では寒暖の差がやや大きく積雪することもある。

また、全国でも有数の多雨地域であり、年間降水量は、宮川上流域で年間5,000mmに達することもある。

年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
区分						
降水量 (mm)	2,531	2913.5	3083.5	3056.0	5420.0	4047.5

年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
区分						
降水量 (mm)	2749.5	3371.5	4172.0	2581.0	3,112.5	4,168.5

年	令和元年					平均
区分						
降水量 (mm)	4,194.0					3,492.3

(資料：気象庁「宮川」観測データ)

第3 人口分布

本町の人口は、資料第2の表に示すとおり、昭和40年以降減り続け、平成27年には9,557人、昭和40年の37.5%減となり、過疎化が深刻な状況にある。

特に、年少人口(0～14歳)は、昭和40年は総人口(15,279人)の27.5%を占める4,197人であったが、昭和50年には2,777人(総人口の20.8%)、昭和60年には2,344人(同18.0%)、平成7年には1,573人(同13.4%)、平成17年には1,290人(同11.6%)、平成27年には987人(同10.3%)と50年間で激減となっている。

一方、65歳以上の高齢者は、昭和40年は1,411人(総人口の9.2%)であったが、昭和50年1,925人(同14.4%)、昭和60年2,395人(同18.4%)、平成7年には3,186人(同27.1%)、平成17年には3,662人(同33.0%)、平成27年には3,805人(同39.8%)と、年少人口とは逆にこの50年間で典型的な少子高齢化の進展を示している。

また、若者の流出にともなう高齢者世帯、なかでも一人暮らし世帯が増加してお

り、地域課題になってきている。

(資料第2 人口・世帯数の推移)

第4 道路の位置等

町を東西に縦貫する一級河川宮川の兩岸に国道、県道、町道が平行して走り、これを24の橋が結び道路網を構成している。

紀勢自動車道の開通により、名古屋・京阪神方面からのアクセスが向上した。

国道42号は紀伊半島を周遊する国道であり、交通量も多い。また、国道422号は関西方面への玄関口となっている。

県道相鹿瀬大台線の拡幅改良の整備が、柳原地区から新田地区に向けて完成した。また、県道大台宮川線のバイパス整備は、小切畑地区から江原橋までが供用開始され、国道422号に至る同路線の天ヶ瀬地内については早期整備をめざし地元住民と協議が進められている。

(資料第3 道路の状況)

第5 鉄道等

鉄道は、JR東海紀勢本線の4箇所の駅が存在するが、全て無人駅である。

第6 過去の主な災害

過去の主な災害は、資料編によるものとする。

(資料第4 過去の主な災害)

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課 教育委員会 町民福祉課	紀勢地区広域消防組合 消 防 団

町職員及び消防機関等関係者に対して専門的訓練等を実施し、防災知識の向上を図るとともにあらゆる機会をとらえて住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。防災知識の普及にあたっては、特に、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者に充分配慮するものとする。

第1 職員に対する教育

1 町地域防災計画の周知徹底

町地域防災計画が的確有効に活用されるようにその内容、運用等を周知徹底するように努める。

2 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会、関係法令の周知徹底に努めるとともに、次の事項を重点的に行うものとする。また、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

- (1) 各災害に対する防災知識
- (2) 過去の主な災害事例
- (3) 職員等が果たすべき役割

3 初動マニュアルの作成

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の初動要領等マニュアルを作成し、その内容について職員に周知徹底を図る。

発災後の対策を次のような段階に分け、段階毎にマニュアルを作成するものとする。

	段 階	主 な 対 策 内 容
1	発 災 直 後	発災時刻を考慮した対応、参集前の準備、人命救助等
2	職員の参集途上	参集方法、被害状況の収集、避難所等の状況確認等
3	町災对本部への参集段階	本部長の代理者の決定、被害状況の集約、各防災関係機関への連絡等
4	町災对本部の第1次災害対策	本部の設置、避難所の開設、救護所の設置、初動班の組織編成（人命に関わる対策の優先）、広域応援要請の決定
5	町災对本部の第2次災害対策	各事務分掌に基づく体制への移行

第2 町民に対する啓発

災害の防止と被害の軽減のためには、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに町民の一人ひとりが災害から自らを守り、地域の人々が互いに助け合うという「自助」と「共助」の意識と行動が大切である。

そのため、風水害、大火など災害の種別ごとに災害の特徴をとらえ、避難場所、携帯品、災害危険箇所、注意事項等を普及し、自主防災組織としての的確な活動ができるよう主に次の事項について啓発に努める。また、常に災害時要援護者に対する配慮を心がけるよう啓発する。

- (1) 風水害に関する一般的な知識
- (2) 防災関係機関が講ずる災害応急対策の内容
- (3) 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- (4) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (5) 避難生活に関する知識
- (6) 平素実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、出火防止等の家庭内対策の内容
- (7) 災害時要援護者に対する防災援助等対処方法

第3 広報の方法

- 1 広報紙、ポスター、パンフレット、チラシ、ケーブルテレビ、回覧板等を利用

し、機会あるごとに防災に関する記事を記載して普及広報に努める。

- 2 紀勢地区広域消防組合消防本部と協力し、気象、防火及び災害時の救助活動等について講習会等で普及する。

第4 町民による食料の備蓄の推進

大規模災害の発生の場合には、発生直後の食料の確保は困難であるから、町は、町民に対し、各家庭において3日分以上の食料の備蓄を図るよう啓発する。

第2節 防災訓練の実施

所 管 課	関 係 機 関
各課共通	紀勢地区広域消防組合 消 防 団

台風や豪雨による風水害や土砂災害を未然に防止し、又は最小限にくい止めるため、町及び関係機関は、大台町地域防災計画の内容及び風水害発生時に必要な対応を熟知し、他の防災関係機関と相互に連携し防災活動を行うとともに、広範な防災意識の高揚に努めることが重要である。

そのためには、町及び関係機関は、住民と一体となり年1回以上の防災訓練を実施する。なお、訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第1 基礎訓練

防災関係機関は、基礎訓練として、随時、通信連絡訓練、非常招集訓練、避難訓練、救出・救護訓練、水防訓練、消防訓練、災害復旧訓練、その他必要に応じて訓練を実施し、災害に対する防災意識の高揚、災害に対する行動力を養うものとする。

第2 総合防災訓練

第1に掲げる基礎訓練を組合せ、各機関が共同して同一想定のもとに有機的、総合的な訓練を実施し、一朝有事の場合において、より機能的な活動ができるよう、防災体制の強化に努める。

1 図上訓練

図上訓練は、災害時における各機関の防災体制等を再検討するために主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施目的は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対処を担う職員の状況判断、情報分析、政策立案、調整等の能力向上

及びそれらの手法の習熟を図る。

- (2) 組織としての活動能力、関係機関との連携の向上・習熟を図る。
- (3) 情報伝達網、広域応援の要請・調整系統、応急対策の手順等マニュアル検証あるいは、それらに関わる課題を抽出する。

2 実地訓練

災害に即応した応急対策が円滑、的確に発揮できるよう防災技術の鍛練を図るため、おおむね次の項目を訓練課題として行う。

- (1) 警報の伝達及び通信訓練
- (2) 災害防御訓練
 - ア 火災の消火訓練（消防訓練）
 - イ 水害時の土のう積載訓練（水防訓練）
- (3) 土砂災害警戒情報発表等による避難指示発令訓練
- (4) 土砂災害を想定した救出・救助訓練
- (5) 災害応急復旧訓練
 - ア 道路の交通確保訓練
 - イ 復旧用資機材、救助物資の調達及び輸送訓練
 - ウ 堤防の応急修復訓練
 - エ 通信及び上下水道等ライフラインの応急修復訓練
 - オ 防疫及び清掃等の訓練
 - カ 災害広報の訓練
 - キ その他災害予防及び災害応急対策に必要な訓練

3 訓練方法

図上訓練・実地訓練は総合的に町防災会議が関与して行うものと、それぞれの地区が実施するものの2通りとする。

4 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらの訓練記録を作成しておくものとする。

- (1) 情報の収集、伝達の時期、方法
- (2) 避難に関する発令の時期、方法
- (3) 住民の避難行動の時期、方法
- (4) 避難援助、救助活動の方法

(5) ライフラインの応急対策の実施時期、方法

第3 町及び関係機関が行う訓練

町及び関係機関は、大災害の発生を想定し、次の事項を中心として災害時に有効な実践的訓練を行う。

■主に行う訓練例

- (1) 要員参集訓練
- (2) 災害対策本部（本部、部、班）運営訓練
- (3) 被災者救護訓練（広域消防、病院関係機関との連携）
- (4) 災害時要援護者、滞留旅客等の避難誘導訓練
- (5) 情報収集・伝達訓練（関係機関の連携）
- (6) 情報提供、避難指示等訓練（町民に対する）
- (7) その他防災計画事項図上訓練

第4 自主防災組織訓練

各自主防災組織や事業所等が計画に従い訓練を行う。

訓練に当っては、必要に応じて町職員・紀勢地区広域消防組合職員及び消防団員を派遣して、出火の防止初期消火に対する訓練や避難、救護、炊出し等の指導を行う。

■非常時に有効な訓練例

- (1) 防災資機材の取り扱い訓練
- (2) 倒壊家屋等からの救出訓練
- (3) 負傷者の手当及び救命訓練
- (4) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用）
- (5) 炊出し訓練
- (6) 災害時要援護者の参加する避難訓練
- (7) 町及び関係機関との連絡訓練
- (8) 情報収集・伝達訓練
- (9) 土砂災害警戒区域の確認等

第5 防災訓練マニュアル

防災訓練の実施に当たり、次の事項を内容としてマニュアルを作成するものとする。

- (1) 訓練関係機関への参加確認及び実施日時の調整

- (2) 実施場所の管理者への連絡・了承
- (3) 中止の基準の明確化と連絡網の確立
- (4) 事前調整
 - ア 打ち合わせスケジュールの確認
 - イ 訓練内容
 - ウ 関係機関への最終連絡事項
 - エ 訓練終了後の整理等に関する要請事項
- (5) 必要資機材の確認と配備計画の策定
- (6) 訓練中に非常事態が発生した場合の対応の確認
- (7) 災害時要援護者参加時の留意事項の確認
- (8) 地区ごとに実施する際の責任者及び参加機関の確認
- (9) 地震想定の場合は、予知対応型又は発災対応型等訓練テーマの確認

第3節 自主防災組織の育成

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課	紀勢地区広域消防組合 消 防 団

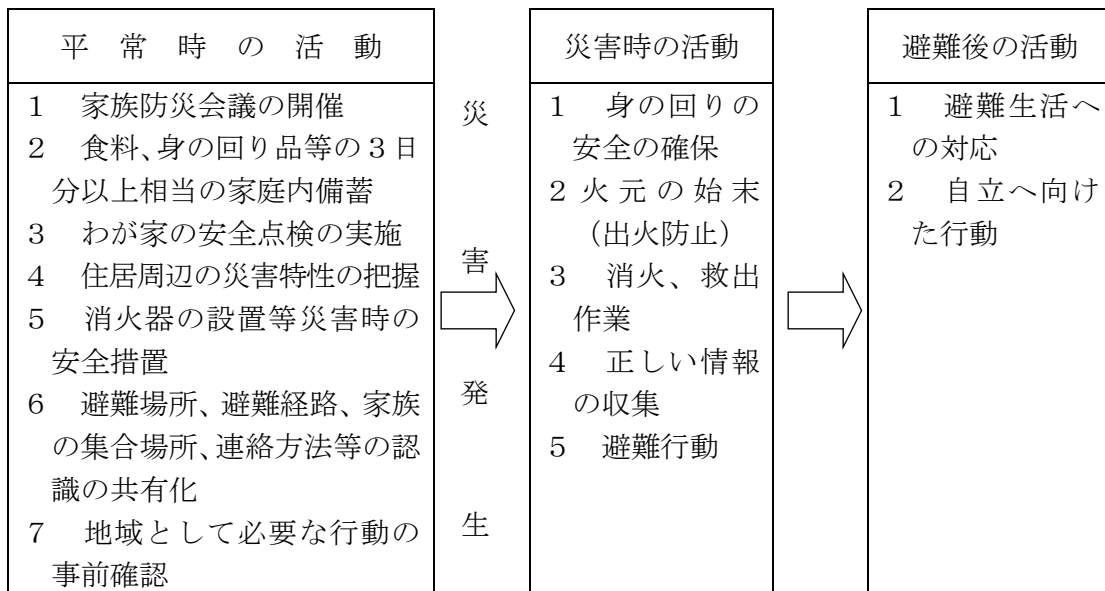
土砂災害等の災害により、防災機関の活動が著しく妨げられる事態に対処するためには「自分たちの町は自分たちで守る」という意識のもとに町民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、地域及び事業所単位での自主防災組織の育成整備と活動の強化を図る。

組織の整備については、必要に応じて県、町、防災関係機関の指導、助言を受けて進める。

第1 住民の自主防災活動の促進

平常時からの備えや土砂災害等の発生後に必要な行動について、パンフレット、土砂災害ハザードマップ等の作成、講習会の実施などにより、住民へ周知を図る。

住 民 の 活 動



第2 本町における自主防災組織

本町では、字ごとに自主防災組織が組織され、活動している。

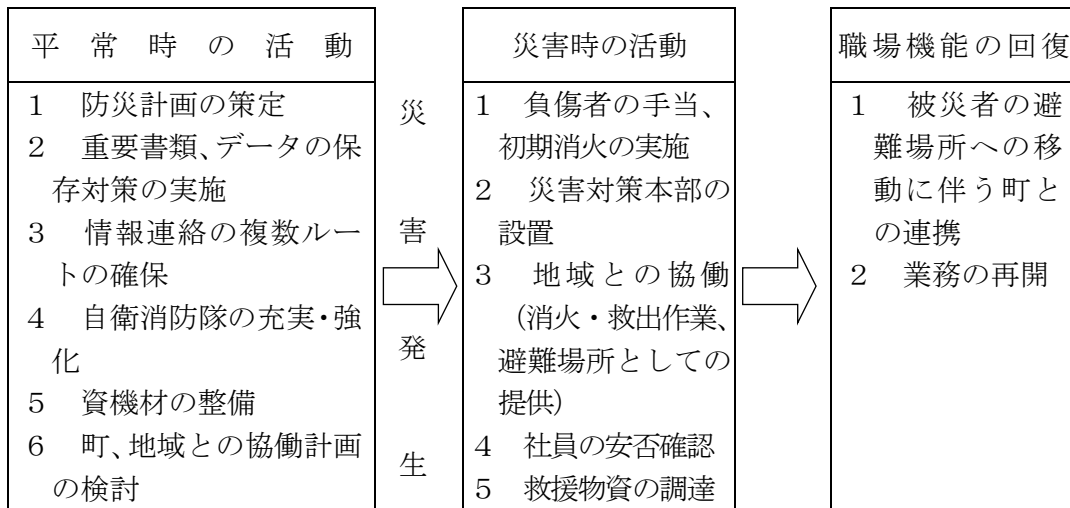
(資料第15 自主防災組織一覧)

第3 事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図る。

また、地域の一員として、災害対策に協力できる体制を整えるものとする。

事業所の活動



第4 自主防災組織の必要性の啓発・指導

町は、自主防災組織の育成を推進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性及び女性の参画促進の啓発活動を行い、防災意識の高揚を図り、防災活動が能率的に処理されるよう十分な理解と協力を求めていくものとする。

また、自主防災組織の防災資機材の整備について助成するなど、積極的な育成に努めるものとする。

第5 事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、防災活動の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織との連携を推進し、事業所と地域が一体となった自主防災体制の確立に努めるものとする。

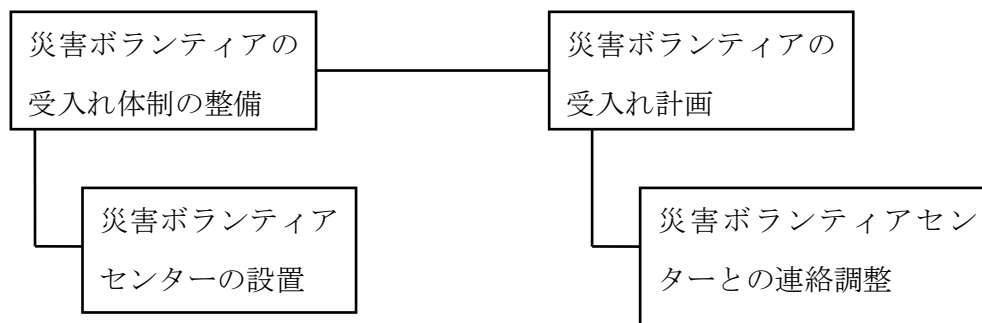
第4節 ボランティアの受入・活用

所 管 課	関係機関
総 務 課	社会福祉協議会
町民福祉課	ボランティア団体

災害時は各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方、その活動が統一的に行われないと、この善意が効果的に活かされない。

災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ、組織的な活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの受入れ等に関する関係機関の支援・協力体制について定める。

第1 計画の体系



第2 災害ボランティアの受入れ体制の整備

(1) 災害ボランティアセンターの設置

ア 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行う。下記の事項については、町ほか関係団体と協議を行う。

- (ア) 災害ボランティアセンターの設置場所
- (イ) 災害ボランティアセンターの設置時期及び期間
- (ウ) 災害ボランティアセンターの組織及び人数
- (エ) 災害ボランティアセンターの参加団体
- (オ) 災害ボランティアセンターの運営資金
- (カ) 災害ボランティアセンターへの活動資機材の調達方法
- (キ) その他災害ボランティアセンターの設置、運営に必要な事項

イ 町は、災害ボランティアセンターに関する情報の提供を積極的に行う。

(ア) 災害ボランティアセンター設置について、災害対策本部及び現地対策班に連絡すると共に関係機関、マスコミ等へ周知する

(イ) 災害ボランティアセンターのホームページにリンクを貼り、設置をホームページで周知する

ウ 町は、災害ボランティアセンター設置、運営に関して次の支援を行う。

(ア) 災害ボランティアセンターへの活動資機材等の提供

(イ) 町ホームページ等を通じた情報発信

(ウ) 災害ボランティアスタッフ等の宿泊場所、駐車場の確保協力

(エ) 災害ボランティアセンター等の案内看板設置協力

(オ) その他、災害ボランティアセンターの設置に必要な支援

第3 災害ボランティアの受入れ計画

ア 町は、災害対策各支部でのボランティアニーズ受付、ボランティア要請の総合的な調整を行う。

イ 町は、ボランティアセンターに災害対策本部からの情報提供等を行い情報の共有を図る。

第4 災害ボランティアの活動対象

災害ボランティアの活動対象としては、通信業務、看護業務、避難場所等における炊出し、食料及び生活必需品の配給補助、アマチュア無線通信その他土木・建築業務とするが、町はボランティア組織と適時情報交換等を行い決定するものとする。

第5 災害ボランティアの出動条件

災害ボランティアの出動は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害発生時に限るものとする。

第6 災害ボランティアコーディネーター

災害時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの活動を円滑に実施するため、平時から災害ボランティアコーディネーターの育成、研修等の実施を支援し組織化を促進する。

第5節 備蓄品・資機材等の整備

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課 健康ほけん課	紀勢地区広域消防組合 消 防 団
建 設 課 生活環境課	

災害の予防及び応急対策に必要な資機材を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるようにするため、計画的に整備するとともにこれら資機材を定期的に点検するものとする。

第1 災害用備蓄の考え方

本町における非常用物資の備蓄は、自助、共助、公助の考え方に基づく各家庭における個人の備蓄、自治会・自主防災組織等による共同の備蓄、町が行う公的な備蓄及び災害時協定による流通備蓄により行う。

第2 町の備蓄

1. 備蓄の基本方針

- ・災害応急対策に要する資機材は、担当各課で整備、確保を図る。
- ・行政備蓄に関しては、災害直後における避難者、避難所対策に必要な物資、機材を備蓄・管理する。

(1) 基本備蓄品目

過去の大規模災害の教訓から被災直後の避難生活において特に必要とされる基本備蓄品目について確実な備蓄に努める。また、基本備蓄品目以外の非常用物資についても、必要に応じて計画的に備蓄する。

- ア 飲料水
- イ 食料
- ウ 毛布
- エ 仮設トイレ（排便収納袋）
- オ 発電機

(2) 支援の要請等

備蓄で不足する場合については、県を通じての広域応援要請及び災害時支援協定の締結等における災害時流通備蓄等により確保する。

2. 飲料水・食料の備蓄基準

三重県が発表した地震被害想定結果（平成26年3月）のうち、「南海トラフ地震・過去最大クラス（町内最大震度6強）」においての、避難者数（冬・夕震災・1週間後）の避難所避難者数=1,000人を基本とする。

ア 飲料水 1,000人×3リットル×7日=21,000リットル

イ 食料 1,000人×1.2×3食×3日=10,800食

3. 防災用資機材の備蓄及び消防設備等の整備

- (1) 災害応急活動に必要な発電機、照明器具等の資機材を備蓄する。
- (2) 消防小型動力ポンプ付き積載車等の消火機械、消火栓、防火水槽等の消防水利を計画的に整備する。
- (3) 水防活動に必要な土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄し、出水に備えるものとする。

4. 備蓄品の管理

各担当課において備蓄品の定期点検を毎年3月に実施し、適時補充・更新を行う。また、その結果を総務課特命監へ報告する。

(1) 点検責任者と点検時期

点検すべき資機材等の備蓄品とその責任者は次のとおりとする。

責任者は、定期点検を実施するとともに、必要に応じて随時点検を行い災害時にその機能を十分発揮できるよう整備充実に努める。

食料等で明確な使用期限があるものは、円滑な更新ができるよう配慮し、使用期限が1年を切った品は、防災訓練で使用するなど有効活用にも努める。

備蓄用資機材等	点検責任者
飲料水・食料	総務課特命監
災害救助・警備用資機材	〃
救助用医薬品	健康ほけん課長
防疫用資機材	〃
給水用資機材	生活環境課長
水防用資機材	建設課長 総務課特命監

(資料第14 備蓄資機材等一覧)

5. 備蓄品の保管場所の整備

備蓄品の保管、災害時の搬送等を考慮し、避難所の位置を勘案した分散備蓄に努める。また、従来の分散備蓄に加え、物資拠点としての機能を併せ持つ「防災備蓄倉庫」の設置についても検討していく。

6. 救援物資対応マニュアルの作成

食料等の供給・調達に関しては次の事項を内容としマニュアルの策定に努める。

- (1) 被災者に対して供給する食料等の品目、量の決定
- (2) 備蓄品からの供給の実施
- (3) 必要に応じ、県、協定先等への食料、資材等の救援物資調達の要請
- (4) 救援物資の集積地を指定し、責任者等受入れ体制の確立
- (5) 供給ルート、運送体制の確立
- (6) 避難所毎の被災者、自治組織等受入れ体制の確立
- (7) 被災者への食料の供給方法（配分、場所、協力体制等）の広報の実施
- (8) ボランティアによる炊出しの調整
- (9) 給水拠点の指定及び給水タンク等の確保
- (10) 飲料水の調達及び供給の実施

第3 自治会・自主防災組織の備蓄

町では、各自治会単位で自主防災組織を組織するとともに、資機材、食料等の備蓄を促している。

資機材は、実際に訓練に使用し、操作方法を熟知するとともに、定期的に点検、整備を行うものとする。

第4 家庭における個人の備蓄

(1) 個人での飲料水等の備蓄

基本備蓄品目のうち、飲料水と食料については、町民自らが3日分以上を備蓄するよう努める。

(2) 非常持ち出し品の準備

飲料水、食料等のほか、衣類、薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の非常持ち出し品を準備する。

特別な医薬品、高齢者や乳幼児用の食料品等については供給が困難になる場合が想定されるので、各家庭の事情に応じた備蓄に取り組む。

第6節 災害対策本部の整備

所 管 課
総 務 課

災害対策活動を円滑に実施するためには、町災対本部の施設・設備が災害に対応できるものであることが必要である。特に、大規模な災害に対応するためには、安全性の高い施設・設備や災害対策活動に必要な各種の設備の整備が必要となる。

第1 物資等の備蓄

大規模な災害に備えて次のように物資の備蓄を図るものとする。

町災対本部職員用の物資	食料・飲料水・仮設トイレ等
災害対策活動用の物資・機材	衛星携帯電話、投光器、発電機、チェーンソー、担架、スコップ、バール等

第2 災害対策本部の設置

町災対本部は、役場本庁に置く。ただし、大規模な災害により役場本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため町災対本部の代替設置場所を次のとおり選定し、必要な整備を検討する。

町災対本部代替設置場所一川添出張所→宮川総合支所→日進出張所

第3 通信設備の整備

災害時における的確な情報の収集・伝達を確保するため、通信設備の整備を行うものとする。

本町における利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 大台町防災行政無線（同報系・移動系）
- (2) 三重県防災行政無線（地上系・衛星系）
- (3) 衛星電話

第4 迅速な参集体制の整備

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠である。そのため、自主参集基準の明確化を図るなど、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

第5 防災ヘリコプター臨時離着陸場（ヘリポート）の整備

災害時のヘリコプターによる緊急輸送等の拠点となる防災ヘリコプター臨時離着陸場（ヘリポート）の整備を図る。

第7節 通信施設の整備

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課	紀勢地区広域消防組合
企 画 課	消 防 団
各出張所等	大台警察署

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の点検、整備を行う。

第1 通信施設の現況

本町の通信施設は、防災行政無線（同報系・移動系）を中心とする体制を整えており、より確実に町民等へ情報伝達するために戸別受信機を各戸に設置するとともに、孤立想定地区へは基地局（災対本部）と通信できるアンサーバック型屋外子局を設置している。また移動系無線を各区に配備して、災害時の町内各地との通信手段を確保している。今後、これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持・充実を図る。

本町で利用可能な通信施設及び関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

1 利用可能な通信・伝達施設

- (1) 大台町防災行政無線（同報系・移動系）
- (2) 大台町ケーブルテレビ（松阪CATV回線）
- (3) 三重県防災行政無線（地上系・衛星系）
- (4) 衛星電話（可搬型）
- (5) 大台町防災行政情報配信アプリ

2 関係機関との連絡方法

町←→ 紀勢地区広域消防組合消防本部	電話（衛星電話含む。）、県防災行政無線
町←→ 大台警察署	電話（衛星電話含む。）
町←→ 大台町消防団	電話（衛星電話含む。）
町←→ 自主防災組織	電話、防災行政無線（移動系）、大台町防災行政情報配信アプリ

第2 大台町防災行政無線

大台町防災行政無線の現況は、資料編によるものとする。

(資料第12 大台町防災行政無線の現況)

第3 大台町ケーブルテレビ（行政番組放送チャンネル）

災害時における情報の提供について、ケーブルテレビを利用し発信できるよう整備する。

第4 三重県防災行政無線

県、県出先機関及び防災関係機関との間において災害時における気象情報並びに災害情報の収集及び伝達通信業務を県防災行政無線により迅速かつ的確に行う。

本町における設置場所は、次のとおりである。

1	大台町役場内防災行政無線室
---	---------------

第5 災害時優先電話

町は、西日本電信電話株式会社三重支店に申し出て災害時優先電話の登録をしておくものとする。

(資料第13 災害時優先電話一覧)

第6 衛星電話（可搬型）

災害時における通信の途絶に備えて、本庁舎、宮川総合支所、各出張所及び孤立対策地区への衛星電話（可搬型）配備に努める。

第7 大台町防災行政情報配信アプリ

災害時における情報の提供について、防災行政無線を補完するため、個人が所有するスマートフォンに対し情報を配信できるよう整備する。

第8 その他の通信設備の利用

町、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が利用できない場合、警察無線、消防無線等を利用するものとする。

第8 固定及び移動通信事業者の施設

1 設備面の災害予防

(1) 通信施設の耐震対策及び耐火対策

災害時においても重要通信を確保できるよう、施設・設備の耐震性強化や耐火対策を講じる。

(2) 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な通信機能の復旧を図るため、通信用機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

(4) 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について、検討する。

2 発災時の災害対策体制の整備

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

(2) 情報伝達体制の確立

施設、設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。また、関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

3 防災広報活動

各通信事業者は、通信の復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

4 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第9 その他の通信手段

災害の発生により、通信手段の確保が困難となった場合に利用可能な情報手段として、次の設備等を活用する。

(1) スマートフォン等のインターネット通信

(2) アマチュア無線局を開局している人々への災害時の協力依頼

第8節 避難対策

所 管 課	関係機関
総務課 教育委員会	紀勢地区広域消防組合
健康ほけん課 各出張所等	消 防 団
町民福祉課	大台警察署

災害から人命の安全を確保するため、避難指示等発令の適正化、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行い、その整備を図るものとする。

また、関係機関等の協力を得て、災害時要援護者（避難行動要支援者）情報の把握に努めるものとする。

第1 自主避難の指導

町は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な事前避難や、不測の事態時の緊急避難が実施できるよう、自主防災組織等を通じ指導しておくものとする。

第2 指定緊急避難場所、指定避難所の指定等

1 指定緊急避難場所の指定

基本法第49条の4第1項の規定により、災害の危険が切迫した緊急時に町民の安全を確保するため、施設の管理者の同意を得て、次に掲げる事項に留意し、地震、洪水、土砂災害の災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定する。

なお、指定緊急避難場所の指定、取り消しを行った場合は、知事に通告するとともに公示する。

- (1) 学校、公民館、保育園、集会所等、施設を開放する担当者等があらかじめ定められている等、管理体制が明確であり、避難者の受け入れに供する部分及び経路に、避難上の支障になる物品等が置かれていないこと。
- (2) 災害が発生した場合に人の生命、身体に危険が及ぶおそれのない安全な区域に立地していること。
- (3) 仮に立地条件を満たさない場合であっても、異常な現象に対して安全な構造の施設であること。
- (4) 少なくとも施設の構造が昭和56年に定められたいわゆる「新耐震基準」に

適合すること。また、適合しない施設については、耐震補強等の対策を講じること。

(資料第10-1 指定緊急避難場所一覧)

2 指定避難所の指定

基本法第49条の7第1項の規定により、被災者が一定期間滞在する場として、次に掲げる事項に留意し、指定避難所を指定する。

- (1) 学校、公民館、保育園、集会所等、地域の実情に応じた一定の規模を有する施設であること。
- (2) 被災者等の出入りに適した出入口を有し、トイレ、水道等の設備を有していること。
- (3) 適当な幅の道路に接し、車両等による物資の供給や避難が比較的容易に行うことができる場所にあること。
- (4) 災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設をできる限り避けて指定すること。
- (5) 広域一時滞在の用に供することを想定し、他の市町からの被災住民を受け入れる避難所について検討をすること。

(資料第10-2 避難所一覧)

3 災害時要援護者対策

(1) 避難所の利用

特に長期避難が必要な場合、災害時要援護者の状況に応じて、福祉センター等設備の整った避難所を優先して割り当てるものとする。

また、一般の避難者との共同生活が困難な介助を要する者に対しては、各避難所(学校)に専用のスペースを確保し、必要なスタッフを配置するなど対処する。

(2) 介護・高齢福祉施設等との協定

福祉避難所として介護・高齢福祉施設等を利用できるよう各事業所との協定締結の推進に努める。

(3) 避難誘導體制の整備

避難に当たっては、高齢者、幼児、障がい者、病人等の災害時要援護者を優先させて実施するが、その把握、誘導については自主防災組織の協力を得て行うほか、警察、消防等にもあらかじめ協力を要請しておく。

4 避難路の指定・整備

町は、避難路を自主防災組織・防災関係機関と十分協議を行い選定し、必要に応じ整備をするものとする。

第3 避難指示等発令基準の策定等

町長は避難の指示等を行う場合、災害の状況によって次のような基準をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要があるとき

(2) 収容避難

土砂災害等により家屋が全壊（全焼）、半壊（半焼）もしくは流失し、生活の拠点を失った場合

第4 避難所管理運営体制の整備

避難所の円滑な運営を図るため、区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所運営体制の整備に努め、災害時の円滑な運営自主運営体制の確立に努める。

第5 避難所管理運営マニュアルの作成

避難所の円滑な運営を図るため、次の事項等を内容として避難所設置及び運営マニュアルの作成を図るものとする。

1 避難所設置マニュアル

- (1) 避難所の開設・管理責任者、体制
- (2) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法
- (3) 本部への報告、食料、毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
- (4) その他開設・管理責任者の業務

2 避難所運営マニュアル

- (1) 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続等）に係る事項
- (2) 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）
- (3) 避難状況の確認方法に係る事項
- (4) 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項
- (5) ボランティアの受け入れ

- (6) 男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点にたった整備に係る事項
- (7) その他避難所生活に必要な事項
- (8) 平常体制復帰のための対策
 - ①事前周知、自治組織との連携
 - ②避難者の生活と教育施設の確保を図るための対策
 - ③避難所の統合・廃止の基準・手続等

3 避難所避難者への情報伝達マニュアル

- (1) 情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方
- (2) 本部との連絡方法の確保
- (3) 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- (4) 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- (5) 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
- (6) その他必要事項

第6 避難所における資機材等の配備

避難所においては、次のような問題が予想されるので、それに対処する施設の設備及び資機材の備蓄を図るものとする。

- (1) 災害時要援護者に対応できる施設の確保
- (2) 断水による飲料水の不足及びトイレの使用不能
- (3) 避難所の長期化に伴うプライバシーの確保

第7 指定避難所外避難者への支援

自動車や仮設テントなどは、自宅近くに避難できプライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地震災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

また、避難者には様々な事情や目的があつて避難場所を選択することから、指定避難所以外の車、テント、その他公的施設等に避難することが予想される。

町は、指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても柔軟に対応し、必要な支援に努める。

第9節 災害時要援護者対策

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課	社会福祉協議会
町民福祉課	特養やまびこ荘
健康ほけん課	老人ホーム崇雲寮
報 徳 診 療 所	

町は、高齢者、介護保険における要介護認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな在住外国人等の災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な人々を保護し、安全の確保を図る。

近年、全国的に風水害、震災等が多発し多くの犠牲者が発生している。高齢者、介護保険における要介護認定者等の災害時要援護者が犠牲になるケースが目立っていることから、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための安全体制の充実を図る。

※ここでいう「災害時要援護者」とは平成25年6月の災害対策基本法の改正時から使われるようになった「要配慮者」もしくは要配慮者のうち避難行動に支援を要する「避難行動要支援者」を指す。本町では当面の間、従来の「災害時要援護者」をもって読み替える。

第1 災害時要援護者名簿の作成

災害時要援護者のうち、災害発生時の避難行動に特に支援を要する高齢者、障がい者等を災害から保護するため、要介護区分、障がい支援区分、世帯の状況等を考慮し、あらかじめ名簿を作成する。また、避難支援等に携わる関係者と連携して個別避難計画を作成するよう努める。

名簿の作成については、これまで自治会、民生委員等の協力の下で「手上げ方式」により進めてきたが、各課が所持する情報の共有も含め、保健・医療・福祉分野との連携により一層の充実を図る。

1 留意事項

- (1) 災害時要援護者自身が介護方法、医療データ（通院先、常備薬等）、日常生

活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法、非常時の連絡先等を記したものを携帯するように助言を行う。

- (2) 災害の発生時に避難の誘導、救出等を行う者を複数指名しておく。
- (3) 避難所への避難を行った際は、避難所又は地域で災害時要援護者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

2 災害時要援護者名簿の内容等

(1) 災害時要援護者の対象範囲

名簿に記載する災害時要援護者の対象範囲は、次のとおりとする。

- ア 75歳以上のひとり暮らしの者
- イ 80歳以上の者のみで構成される世帯の者
- ウ 介護保険法による要介護認定3以上の者
- エ 身体障害者手帳（1・2級の第1種）を所持している者
- オ 療育手帳（A1・A2）を所持している者
- カ 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）を所持している者
- キ 前各号に準ずる状態にある者及び自治会が支援の必要を認めた者

(2) 災害時要援護者名簿へ記載する内容

名簿には、災害時要援護者の避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 要援護者の要件区分（支援を必要とする事由）
- キ その他必要な事項

(3) 災害時要援護者名簿への登録方法

名簿への登録は、「手上げ方式」及び「同意方式」によるものとする。同意方式は、保健・福祉分野において把握した対象者に個別に働きかけ、同意の有無を確認する。

(4) 災害時要援護者名簿の更新

名簿の更新は年1回行う。なお、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時追加、修正等を行う。

(5) 事前の情報提供

名簿に掲載された本人の同意を得て、事前に自治会、民生委員児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会、消防署、警察署等の避難支援に携わる関係者に名簿情報を提供し、災害の発生に備えて情報を共有する。

(6) 災害時の情報提供

事前の名簿情報の提供には、名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、災害が発生し、又は災害の発生のおそれがあると認める場合に、生命又は身体を災害から保護するために必要があると認めるときは、同意がない場合でも情報提供する。

(7) 災害時要援護者名簿の適正管理

名簿を保管する者、情報の提供を受ける者は、守秘義務を厳守する。また、名簿の外部流出、紛失や目的外使用がなされないよう十分な対策を講じる。

第2 社会福祉施設等における対策

各施設の利用者は、災害時の行動等が不自由である者も多いことから、次の対策を講じるよう指導する。

1 防災設備等の整備

(1) 水道、電気等の供給停止に備えた非常食料等の備蓄を行う。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にして自主防火管理体制の整備に努める。

3 防災教育、防災訓練の実施

(1) 施設管理者は、施設の職員が、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。

(2) 施設の構造や利用者の判断能力、行動能力の実態等に応じた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域の協力を得られるよう所在地域自主防災組織と協力した訓練を実施する。

第3 独居高齢者等への対策

1 緊急通報システム等の整備

町は、独居高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムを導入しているが、災害時においても要援護者対策として、整備・拡充の促進を図る。

2 防災知識の普及・啓発

町は、独居高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及・啓発に努める。

3 防災知識の普及、啓発と地域援助体制の確立

(1) 在宅のお年寄り、障がい者等については、自主防災組織等の訓練への積極的な参加を呼びかけ、地震災害に関する基礎的知識等の理解を高めるように努める。

(2) 自主防災組織は当該地域で援助すべき世帯等を明確にしておき、訓練の際には災害時要援護者対策を重点項目として設定する。

第4 妊産婦、乳幼児に対する対策

町は、災害時において妊産婦、幼児の安否や避難状況等の確認を速やかに行い、必要に応じて関係機関に情報提供を行うため、保健・福祉分野において妊産婦、幼児の情報を把握、整理する。

第5 外国人等に対する対策

日本における災害に対する知識が乏しく、地理に不案内で、かつ、日本語の理解も十分でない外国人に対しては、平常時から多様な言語及び手段、経路を通じての基礎的防災情報の提供を行い、防災知識の普及を図る。

1 標識等の整備

避難所への誘導標識に絵による表示、英語による表記を付け加える等、標識の整備の促進に努める。また、避難所での対応のため、ピクトグラム（絵文字）を用いた案内表示等の導入を検討する。

2 通訳ボランティアの確保

通訳ボランティアが必要な場合は、県災対本部に対して通訳ボランティアの派遣要請ができる体制を整える。また、英語の通訳に関しては、町教育委員会が設置している外国語指導助手（ALT）の協力を求める。

3 講師等の派遣

外国人研修生を対象とした研修会等に講師として職員を派遣し、基礎的な防災知識の普及に努める。

第10節 医療救護活動

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課 報 徳 診 療 所 健康ほけん課	紀勢地区広域消防組合 消 防 団

大災害時の医療救護需要は、極めて多量、広域的に発生し、かつ即応体制が要求されることとなるため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整について計画を定めておくものとする。

第1 初期医療体制の整備

町は、町内医療機関及び松阪地区医師会並びに日赤三重県支部等の協力を得て医療救護班を編成し、必要に応じて出動するものとする。

第2 後方医療体制等の整備

災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、症状の程度により治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の度合に応じた医療機関への搬送等、紀勢地区広域消防組合、県及び医療機関との連携を強化する。

本町の救急告示医療機関は、次のとおりであるが、その他必要に応じて近隣市町の救急告示医療機関に搬送するものとする。

所 在 地	施 設 名	電 話 番 号
大台町上三瀬663-2	大台厚生病院	0598—82—1313

第3 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品等が不足している場合は、原則、町内の医療機関及び薬店に要請し調達するものとする。ただし、町内で調達不可能な場合は、県及び町外の医療機関に要請する。

第4 医療機能の確保

医療機関の停電時対策として、非常用電源等の対策を図る。

第 1 1 節 治水、砂防、地すべり、土石流 及び急傾斜地崩壊対策

所 管 課	
総 務 課	町民福祉課
建 設 課	健康ほけん課
教育委員会	

第 1 治水対策

1 河川

本町の河川は、県下最大の宮川が町の中央部を東流し、これに大小無数の支流が流れこんでいる。

近年、山林の崩壊が相次ぎ中小の河川は荒廃しているため、河川改修を積極的に推進し、河川災害に備えるものとする。

2 宮川ダム

宮川ダムは、宮川の上流にあたる本町に建設されたもので、洪水調節、発電及びかんがい用水等のための多目的ダムである。昭和32年以後出水期には、所期の役割を果たし、下流地域の治水防除に貢献している。

また、沿川地域にサイレン並びに音声による警報装置を設置しており、放流時の下流地域の事故防止に努めている。

第 2 砂防対策

土石による河川災害を防止するため、水源山地の溪間における砂防えん堤の築造等の砂防対策事業の実施を県に要請し、更に砂防設備整備の促進を図るものとする。

(資料第 5 砂防指定地内の溪流)

第 3 地すべり対策

一般に地すべりは、特殊な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、一見山くずれと判別しがたいが、緩慢な滑動に始まって最後は山くずれと同じような崩壊をおこすものであり、主に地下水に起因するのが特徴である。

現在の、地すべり危険箇所は小滝東、天ヶ瀬、領内の 3 箇所が公表されている。

第4 土石流対策

本町には、土石流危険渓流に指定され、人家等に被害を与える危険のある箇所が、計245箇所存在する。

土石流防止対策としては、危険渓流を把握するとともに、砂防ダムの設置等の工事の実施を県に要請し、危険渓流に近接する住民に対し、啓発活動を推進する。

(資料第6 土石流危険渓流)

第5 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地（傾斜度30度以上高さ5メートル以上）で人家5戸以上に被害を及ぼすおそれのある地域（5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等がある場合を含む。）として、本町内で370箇所が指定されている。法指定はされていないが、緊急施工の必要のある箇所から防止工事の実施を県に要請し、さらに住民への周知及び住民の避難体制の確立を図る。

(資料第7-1 急傾斜地崩壊危険箇所)

(資料第7-2 地すべり危険箇所)

(資料第8 山腹崩壊危険地区)

(資料第9 崩壊土砂流出危険地区)

第6 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域対策

1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下、「土砂災害防止法という。」）に基づき指定される警戒区域であり、県が基礎調査を行い指定する区域をいう。

土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域をいう。

また、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうちで、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う区域をいう。

本町における土砂災害警戒区域等は次のとおり。

- (1) 土砂災害警戒区域 971箇所（土石流338箇所 急傾斜633箇所）
 - (2) 土砂災害特別警戒区域 912箇所（土石流287箇所 急傾斜625箇所）
- （資料別冊 大台町防災マップ 6分冊）

2 土砂災害特別警戒区域内での特定開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途である開発行為をしようとする者は土砂災害防止法に基づく県知事の許可を受けなければならない。

制限用途とは、予定建築物が、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設等の用途を目的とするもの。

また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

3 警戒避難体制の整備等

土砂災害警戒区域の警戒避難体制を次のとおり整備する。

(1) 情報伝達体制の整備

土砂災害警戒情報をはじめとする土砂災害に関する情報の伝達は同報系防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、打鐘等により行い、日頃より伝達方法の周知に努める。

(2) 避難体制の整備

町民は、避難訓練等を通じ、避難経路、避難場所、避難方法等を定め、避難体制を確立する。

(3) 町民への知識普及

土砂災害ハザードマップ（防災マップ）の配布、ホームページ等により、町民への警戒区域等の周知を図る。また、土砂災害発生を目安となる降雨状況や雨量基準、前兆現象等、降雨時の対応や心構えについての知識普及を徹底する。

(4) 防災訓練・避難訓練の実施

関係機関と協力して、土砂災害に対する防災訓練を実施する。

地域住民による自主防災組織の組織化を積極的に支援し、知識普及、防災訓練、災害時の危険箇所の巡視や避難活動について、地域の協力体制を構築する。

(5) 防災上の配慮を要する者が利用する施設の把握等

土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地を把握し、それらの施設には円滑な警戒避難が図れるよう、防災行政無線（同報系）戸別受信機の設置を進めるほか、必要に応じて電話等により町災対本部事務局や現地対策班等から土砂災害に関する情報等の伝達を行う。

(資料第38 土砂災害警戒区域内にある防災上の配慮を要する者が利用する施設)

(6) 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正され、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となったため、町は要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の提出をするよう指示を行う。

また、ハザードマップ等の活用をするほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施するようアドバイス等を行う。

第 1 2 節 宅地等災害の予防

所 管 課
総 務 課 建 設 課

第 1 宅地等災害の未然防止

1 今後行われる宅地造成工事に対する防災指導対策

がけ崩れ、土砂の流出、擁壁等の宅地災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく許可制度、三重県宅地開発事業の基準に関する条例等により、県と協力し指導を行う。

2 既成危険宅地に対する保全対策

定期的にパトロールを実施するとともに、必要に応じて調査を行う。

3 被災宅地危険度判定士の養成及び被災宅地危険度判定体制の整備

豪雨等による宅地地盤、擁壁等の変状による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、被災宅地危険度判定士の養成及び登録に協力するとともに、実施体制等の整備及び判定資機材の備蓄を推進する。

第 2 応急仮設住宅供給体制の整備

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握するなど、応急仮設住宅の供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な空家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう体制を整備する。

第13節 防災営農林対策

所 管 課
建 設 課
産 業 課

第1 防災営農林体制の確立

農林産物の防災基盤を確立し、水害、干害、雪害等の災害に対する防災営農林を推進するため、品種、作付比率の適正化並びに水源涵養林の整備による水利確保等防災営農林技術の確立とその普及指導に常時当たるものとし、農業改良普及センター、農業協同組合、森林組合等の積極的な協力を得て指導体制の強化に努め災害の予防に対処する。

上記関係機関とは、主に次の事項について協議を行うものとする。

- 1 異常天候による農林産物、畜産等の防災対策に関すること。
- 2 各関係機関相互の連絡調整に関すること。
- 3 防災対策の普及浸透措置を講ずること。
- 4 その他必要と認められること。

第2 防災に関する技術指針

防災に必要な技術指針は、次の事項を基として定めるものとする。

- 1 災害を回避し、被害を未然に防止するための技術
- 2 災害に耐え、被害を僅少に食い止めるための技術

第3 農林産物の災害防災対策

農林産物の防災技術については、そのつど県の指示あるいは独自の判断によりその対策を樹立するが、平素から農家に対し災害予防に関する指導の徹底を図るものとする。

また、台風等気象情報の周知徹底については、随時又は必要に応じて関係機関を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

第4 病虫害防除対策

災害について、病虫害の発生が予想される場合は、次の施策を講ずるものとする。

- 1 実態の早期把握

町及び農業団体等の防除関係者は、町内の農林産物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに県に報告するものとする。

2 防除の指示及び実施

県等の協議により緊急防除班を編成し、短期の防除を実施するものとする。

第5 家畜伝染病対策

災害発生に伴う家畜伝染病の発生及びまん延を防止するため、平常定期検査及び予防注射の励行に努めるとともに緊急予防対策のために必要な検査、注射、消毒等について南勢家畜保健衛生所及び畜産関係団体の協力を得て最善の措置を講ずる。

第6 林道開設

林道は森林整備の重要な施設としてその役割を果たしているのみならず、治山治水の一環として、災害防除と災害復旧対策の活動ルートとして、一般公道と共に重要な施設となっている。

林道開設にあたっては町が行っており、単に森林資源の開発上の観点のみとらわれず、広く防災の見地からもこれを検討する必要がある。このため、工事施工に当っては、特に次の事項について万全を期することとする。

- 1 林道開設にともない余剰切取土量の排出による下流災害発生を極力減少させるため路体の構築にあたっては切取量の均等と残土処分のための土捨場を設置する。
- 2 急勾配箇所への排水施設については、永久構造物として整備を行う。
- 3 河川沿いの林道については、洪水時との関連を十分検討した路体位置及び構造など設計に当っては当初から万全を講ずる。
- 4 林道改良事業によって勾配曲線の緩和、待避所の設置及び安全施設等を積極的に実施し、災害防止と自動車運行の安全を図る。

第14節 火災の予防

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課	紀勢地区広域消防組合 消 防 団

災害の発生に対処するための消防力を充実強化するとともに、県と紀勢地区広域消防組合消防本部との連絡協調を図り、消防思想の普及徹底に努め、火災による被害の未然防止及び軽減を図る。

第1 火災予防対策

1 防火管理者制度の効果的な運用

学校、病院、工場等の防火管理者が必要な防火対象物については、必ず防火管理者を置くように指導するとともに当該防火対象物について、消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備の点検整備、火気使用等の監督を行うよう指導する。

2 予防査察指導の強化

町内の防火対象物の把握に努め、その用途、地域性等に応じ、消防職員、団員による予防査察を計画的に実施し、火災発生原因となるような危険箇所を発見した時は直ちに補修するよう厳しく指導する。

3 火災予防運動の実施

町民に火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるために県及び町内関係機関団体の協力のもと次の運動を実施する。

- (1) 全県一斉春秋火災予防運動
- (2) ポスター、標示板等の掲示

4 消防力の強化

- (1) 消防団員の平均年齢が高齢化の傾向にあるので、若年層の団員を確保し消防組織の充実を図る。
- (2) 消防教育並びに消防訓練の充実を図る。
- (3) 消防力等の増強及び更新については「消防力の基準」、「消防水利の基準」に適合するよう、機械器具、水利施設の整備拡充を図る。

ア 小型動力ポンプの耐用年数を経過しているものについては年次計画により

更新を図る。

イ 防火水槽については、消防水利の不足地域を主体として毎年1基～2基の新設を図る。

ウ 消火栓については、水道の付設状況に応じ整備拡充を図る。

(4) 初期消火体制の万全を期するため、事業所、自主防災組織等の育成を図る。

5 消防施設、設備の整備等

本町は、消防施設、設備の整備、点検、保守等を進めていくものとする。

(資料第11 消防水利の現況)

第2 消防施設、設備等

町の構造変化に対処できる消防力等を増強するため年次計画により整備を行う。

消防小型動力ポンプ付き積載車等の消火機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査等は、通常点検及び特別点検により行い、災害発生への即応体制の確立を期する。

第15節 救出活動体制の整備

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課	紀勢地区広域消防組合 消 防 団

風水害・火災等により被災した建築物等から住民を救出するため、活動体制の整備に努める。

第1 消防団の活動体制の整備

消防団は、平時から次の事項について整備を行う。

- 1 風水害及び火災が発生した際の連絡手段、指揮系統の確立
- 2 紀勢地区広域消防組合（奥伊勢消防署及び宮川出張所）との連携方法

第2 防災関係機関との連絡体制の整備

町は、平時から大台警察署、紀勢地区広域消防組合との連絡体制の整備を行う。

第16節 危険物等災害の予防

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課	紀勢地区広域消防組合 消 防 団

危険物、ガス、毒劇物及び火薬類は、その取扱いを誤ると、火災、爆発、中毒等の特殊な災害の要因となり、災害を誘発するおそれがあるため、危険物等の施設管理者、占有者又は所有者は、災害の予防についてその責務を十分認識するとともに、防災関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。

第1 危険物製造所等の現況

本町における危険物製造所等の現況は次のとおりである。

区 分	製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所				合 計	事 業 所 数
		屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	一 般		
計	0	2	18	1	9	0	10	2	15	0	0	10	67	33

(紀勢地区広域消防組合調べ：平成27年3月31日現在)

第2 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに主に次に掲げる災害予防上必要な指導を行う。

- (1) 危険物運搬車両の管理者及び運転者に対する移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行等
- (2) 各種の講習会及び研修会の開催
- (3) 防災訓練の徹底

第3 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

- (1) 取り扱う危険物の性状、数量等の把握及び火災爆発防止のための必要な措置
- (2) 危険物施設の管理、点検、巡視基準の策定
- (3) 危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備についての定期点検、確認等
- (4) 緊急時における保安体制の整備と町、消防機関等に対する通報体制の確立
- (5) 定期的又は必要に応じ実施する教育訓練を通じた従事者に対する保安意識の高揚

第4 LPガス災害予防計画

LPガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、防災関係機関、LPガス販売事業者及び取扱者並びに大口ガス消費者は、保安体制を確立するとともに、火災、爆発等の災害予防に万全を期すものとする。

1 保安、防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びLPガス販売事業者は、相互に連絡をとり、協力活動体制を協議し、地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と、住民の安全対策の推進を図る。

そのため、防災関係機関及びLPガス販売事業者は、相互に資料を提供するものとする。

2 ガス供給施設の安全対策

- (1) LPガス販売事業者は、防災上必要と認める箇所にガス遮断装置を設置する。
- (2) ガス共同供給施設を有する防火対象物の管理者は、ガスが滞留するおそれのある場所に、漏えいした場合、これを検知し、警報する設備を設置するよう努める。
- (3) ガス消費者は、ガスの燃焼器具を使用する場所に、ガス漏れ警報器を設置するよう努める。
- (4) ガス消費者は、安全装置付きガス器具を設置するよう努める。

3 大口ガス消費者の訓練等の実施

大口ガス消費者は、ガス漏れ等の異常時における避難誘導及びLPガス販売事業者等への通報訓練等を行う。

4 ガス消費者に対する啓発

防災関係機関、LPガス販売事業者は、ガス消費者に対し、保安意識の高揚を

図るため、必要な啓発を行う。

第5 毒物劇物災害予防計画

農業協同組合等の毒物、劇物を保管又は業務上取り扱っているところに対しては、次の事項について、県に指導の強化を要請する。

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に定める「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字表示の明示方法を確立し、貯蔵設備については業態及び状況に応じ、さらに堅固な設備を作る。
- 2 災害発生時の流出、散逸等に備え、在庫数量の把握を厳重に行う。
- 3 災害の発生しやすい貯蔵場所及び発生時の被害が他に波及拡大するおそれのある貯蔵施設は、移転等安全が確保されるよう措置する。
- 4 毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるように指導する。

第6 火薬類保安規制計画

火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他取扱については、火薬類取締法に定める技術上の基準に適合するよう関係者に対して指導監督する。

第17節 林野火災の予防

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課	紀勢地区広域消防組合 宮川森林組合 消 防 団

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末が原因となることが多いが、一度林野火災が発生すると、地理的条件等によってその消火活動は極めて困難であるため、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになり、気象状況によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性が少なくない。このため林野火災の防止について万全を期するものとする。

第1 関係機関等との連携

1 町は、関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災の予防に努める。

関係機関は、出火防止と火災拡大防止のため、火災予防の呼びかけ、水利の確認、巡視等の警戒の強化を図る。また、迅速に通報を行える体制の確立に努める。

2 町は、林野火災予防のため、林業関係者に対して次の指導を行う。

- (1) 日頃からの森林保全管理など林野火災予防の対応を適切に図るよう注意喚起を行うとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底について指導を行う。
- (2) 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化等の指導を行う。

第2 支援の要請

町の消防力を超える場合、町は近隣市町に支援を要請するほか、紀勢地区広域消防組合から県防災航空隊に防災ヘリコプターによる空中消火の実施を要請する。また、状況に応じて県に陸上自衛隊、緊急消防援助隊（県内消防相互応援隊）の派遣を要請する。

第3 防災思想の普及

町は、ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、広報紙やホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨てや火遊びの禁止等について広報する。また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、「火気取り扱い注意の掲示」・「キャンプ地等の指定炊はん場所の設置」等の措置を講ずる。

第18節 災害廃棄物処理計画の策定

所 管 課	関 係 機 関
生活環境課	

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、三重県地域防災計画と整合を図り、「大台町災害廃棄物処理計画」を策定する。

当該計画には、発災直後の初動体制、仮置場候補地、具体的な処理方法、国、県、近隣市町、関係団体、民間事業者等との連携など、災害廃棄物の処理を円滑に実施するための事項について記述する。

第3章 台風接近時の減災対策

第1節 事前防災行動計画（タイムライン）

導入の背景

第1 事前防災行動計画（タイムライン）導入の背景

近年の気象現象では、台風が頻発し、強大化する傾向が顕著になってきており、その対策のひとつとして、災害の発生が想定される数日前からの対応を定めた事前防災行動計画、いわゆる「タイムライン」が注目されている。

タイムラインとは、米国に端を発して導入が進み、国内では、「発災前から関係機関が実施すべきことをあらかじめ時系列にプログラム化したもの」、「時間軸に沿った防災行動計画」等として訳され、紹介されている。台風等の発生から被害に至るまでに可能な事前準備対策について、「いつ（いつまでに）、誰が、何を（どのような防災行動）」を行うかについて明確にするものである。数日前から規模や進路等が予測可能な台風や前線を伴う大雨等に対して、町をはじめとする防災関係機関が、この期間を有効に活用して事前対策を実施し、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動や減災効果を高めようとする取組みである。

国土交通省では、平成26年1月27日に「国土交通省 水災害に関する防災・減災対策本部」とともに、タイムラインの考え方を生かした行動計画を検討する「防災行動計画ワーキンググループ」を設置し、直轄管理区間を対象に、避難指示等の発令に着目したタイムラインを策定し、普及及び検証を実施している。

また、三重県地域防災計画（平成27年3月修正）においても「第3部 台風接近時等の減災対策」に、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策に係る記載がなされ、今後策定・導入に向けて検討が行われる。

第2節 事前防災行動計画（タイムライン）

の導入に向けた検討方針

所 管 課	関 係 機 関
各課共通	紀勢地区広域消防組合 消 防 団 等

1. 事前防災行動計画（タイムライン）導入の目的

本町において、町災対本部設置までの様々な事前防災・減災活動は、各関係課等が独自に行っているが、各課等間の情報共有や全庁的な活動内容の検証、整理をより一層円滑に進めるための仕組みづくりが必要である。

「いつ（いつまでに）、誰が、何を（どのような防災行動）」を行うのか、事前に決めて整理しておくことによって、防災対策の漏れを防止するとともに、減災に寄与する目的から、事前防災行動計画（タイムライン）の考え方を取り入れた防災対策の導入について検討を行う。

2. 事前防災行動計画（タイムライン）の調査・検討

本町では、事前防災行動計画（タイムライン）の考え方を取り入れた防災・減災対策の実施に向け、引き続き県や他市町の先進事例等の調査を進めるものとする。

なお、実施にあたっては、県や指定地方行政機関等の防災関係機関との調整や協力要請が必要となることも想定されるため、積極的に連携を図っていくものとする。

3. 本町における事前防災行動計画（タイムライン）（試行版）の策定及び検討

現在、三重県版タイムライン（仮称）の策定・導入が進められているが、本町においても三重県版タイムライン（仮称）を参考に大台町事前防災行動計画（タイムライン）（試行版）を作成し、今後、庁内各課及び防災関係機関等に協力を求め、内容及び対策項目等の整理を行っていくものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
<p>1 配備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁注意報発令 ・ 町長が必要と認めるとき <p style="text-align: right;">} 準備体制</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁警報等発表 ・ " 発表される見込みが高いとき ・ 町長が必要と認めるとき <p style="text-align: right;">} 警戒体制・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に大雨、暴風等による大規模災害が発生、又は予想されるとき ・ 町長が必要と認めるとき <p style="text-align: right;">} 非常体制</p> </div> <p>災害対策本部設置</p>	各課共通
	関係機関
<p>2 町災対本部設置場所（優先順） 役場庁舎→川添出張所→宮川総合支所→日進出張所</p> <p>3 初動 勤務時間外に大規模災害が発生した場合は、動員の命令を待たず全職員が自主的に配置場所に参集。さらに、参集途上において被害状況を確認する。</p>	消 防 団

第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害を防御し、迅速かつ、効果的な災害応急対策が実施出来るよう、その体制について定める。

第2 組織

1 大台町防災会議

災対法第16条第5項及び大台町防災会議条例（平成18年条例第137号）に基づき、地域における防災行政を総合的に運営するための組織として大台町防災会議を設置する。

その組織及び所掌事務は次のとおりである。

(1) 組織

ア 会長（町長）

イ 委員 次に掲げる者20人以内で構成

(ア) 三重県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

(イ) 紀勢地区広域消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから町長が委嘱する者

(ウ) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(エ) 教育長

(オ) 消防団団長

(カ) 町長が特に必要と認める者

(2) 所掌事務

ア 大台町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

イ 災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。

ウ 前各号に掲げるものの他、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

2 初動体制の確立

(1) 初動体制の組織構成

職員は、休日・夜間において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、可能な方法により本庁等へ自身の「所在地」、「状況」、「これからの行動」等を報告したのち、それぞれの決められた各配備体制のもとに速やかに参集し、災害対策本部の設置に至るまでの間の活動の空白をなくす。

このため、職員の非常参集基準、災害対策本部の運営、活動内容等初動体制を整える。また、適格な応急対策が講じられるように、地域の被害状況を迅速に把握するための、地域や自主防災組織との組織系統も整える。

(2) 初動体制における処理事項

ア 災害に関する情報収集伝達

的確で迅速な災害応急対策実施のため、正確な情報の収集を行い、町民の生命にかかる情報については、即座に情報伝達を行う。

イ 被害状況の収集伝達

職員はできる限りの手段を講じ、正確な情報を収集し、上司に報告しなけ

ればならない。

ウ 町長、副町長及び教育長に対する連絡

災害が発生した時は、直ちに町長、副町長及び教育長に連絡するものとする。

エ 関係機関との連絡

防災関係機関と連携をとり、情報の伝達、収集を行う。

オ 職員の動員と配備体制

動員体制により直ちに職員の動員と配備を行う。

カ 警戒活動

町、消防機関は、直ちに住民の生命と財産を守るため警戒活動を行う。

災害対策本部が設置され正常な運営が出来る状態に至った時には、諸情報等を災害対策本部に引き継ぐものとする。

3 大台町災害対策本部

大台町に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図る必要があると認めるとき、町長は大台町災害対策本部条例(平成18年条例第138号)に基づき、大台町災害対策本部を設置するものとする。

(1) 災害対策本部設置及び廃止基準

ア 設置

町災対本部は、次の場合により、原則、大台町役場本庁内に設置する。ただし、役場本庁が災害のため使用不能の場合は川添出張所、宮川総合支所または日進出張所の何れかに設置するものとする。

(ア) 準備体制

大台町に気象業務法に基づく次の注意報のいずれかが発令され、町長が必要と認めるとき。

- a 大雨注意報
- b 洪水注意報
- c 強風注意報

(イ) 警戒体制

大台町に気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく次の警報のいずれかが発令されたとき。

- a 大雨警報

- b 洪水警報
- c 暴風警報
- d 大雪警報
- e 暴風雪警報

(ウ) 非常体制

災害が発生し又はまさに災害が発生しようとしているとき。

イ 廃止

町長は、町域に災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了した場合は災害対策本部を廃止する。

ウ 設置、廃止の通知

町長は、災害対策本部を設置し、又は廃止した場合は、各防災機関に対して、通知するものとする。

エ 配備体制

町災対本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、次の基準による配備体制を整える。

種別	業 務	職員体制	配備基準
準備体制	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報収集及び連絡活動等を円滑に行う	総務課の所要人員	1 町に次の注意報のいずれかが発表され、町長が必要と認めるとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 強風注意報 2 台風の発生又は前線の影響による大雨等に注意が必要なとき

(注意) 準備体制は、事態の推移に伴い、速やかに町災対本部を設置するための前段階の体制とし、気象情報の収集等を行う。

種別	業 務	職員体制	配備基準
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に応急対策を迅速かつ的確に行う	事務局、各班（各課）の所要人員	1 町に次の警報（特別警報）のいずれかが発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 大雪警報 (5) 暴風雪警報 2 1の警報（特別警報）が発表される見込みが高いとき 3 町内に大雨、暴風等による災害が発生、又は予想され、町長が必要と認めるとき

※大雪、暴風雪警報については、気象情報等により判断し、必要な要員を配備する。

種別	業 務	職員体制	配備基準
非常体制	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に町の総力をあげて応急救助活動にあたる	全 職 員	1 町内に大雨、暴風等による大規模災害が発生、又は予想されるとき 2 その他町長が必要と認めるとき

- a 災害の規模及び地域性等を考慮して、配備体制によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。
- b 各班長は、配備基準に基づき、所管の班ごとに配備編成計画を立てて、各班員に徹底しておくものとする。
- c 職員は、自分の配置、役割について十分把握しておくとともに、招集された場合には速やかに所定の配置につかなければならない。
- d 班長及び各職員は、準備体制時から状況によっては警戒、非常体制に備え、速やかな行動がとれるように予め各班内で人員確認等の必要な準備

備をしておくものとする。

オ 職員の参集

職員の参集方法は、勤務時間内と勤務時間外に分け、次のとおりとする。

(ア) 勤務時間内の参集方法

- a 災対本部事務局長は、本部長から各体制の招集の命を受けた場合は、各班長に招集の内容を伝達する。
- b 各班長は、災対本部事務局長から各体制招集の伝達を受けた場合は、班員に指示し直ちに必要な体制を整えなければならない。

この場合において、庁外の者に対して招集の指示が伝わらないことのないように、各課長は準備体制時から所属職員の所在及び勤務状態を把握するとともに、職員は気象状況により各体制をとると見込まれる場合には、すすんで自身から各班長または所属課長に自身の所在、勤務状態、連絡先を連絡しておくものとする。

- c 配備についての職員は、上司の命令に従い、直ちに警戒活動、情報の収集等の応急対策活動を実施しなければならない。

(イ) 勤務時間外の参集方法

a 準備体制の場合

宿日直員は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、必要があると認められるときは、町長及び総務課特命監または防災担当者に連絡する。

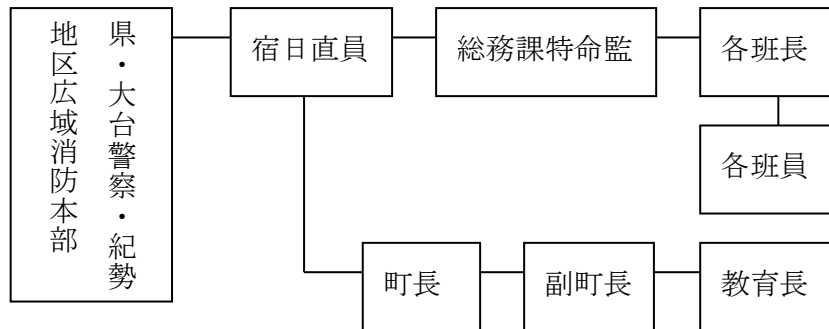
災対本部事務局長及び各班長は、予め勤務時間外の招集連絡体制を整え、各班長は班員に周知しておく。

b 警戒体制の場合

突発的に災害が発生した場合や、既に他市町で災害が発生した場合などには、連絡手段の途絶が考えられることから、それぞれ上位からの命、指示がなくとも、各体制につく状況と思われる場合には、すすんで所属班長等に連絡を試みるとともに、自らの判断で参集するものとする。

c 非常体制の場合

非常体制に対応する災害が発生した場合、町域にかなりの被害が発生することが考えられ、通信の途絶により役場からの招集連絡は不可能となることが十分考えられることから、全職員は、各自で判断し、最も短時間に登庁できる方法で直ちに参集するものとする。



カ 参集時の留意事項

参集途上においては、自身及び家族の安全を確保し、途中、火災等の人身事故に遭遇した場合には周辺住民と協力して被災者の救出活動等の必要な措置を講じてから災害対策本部に参集するものとする。

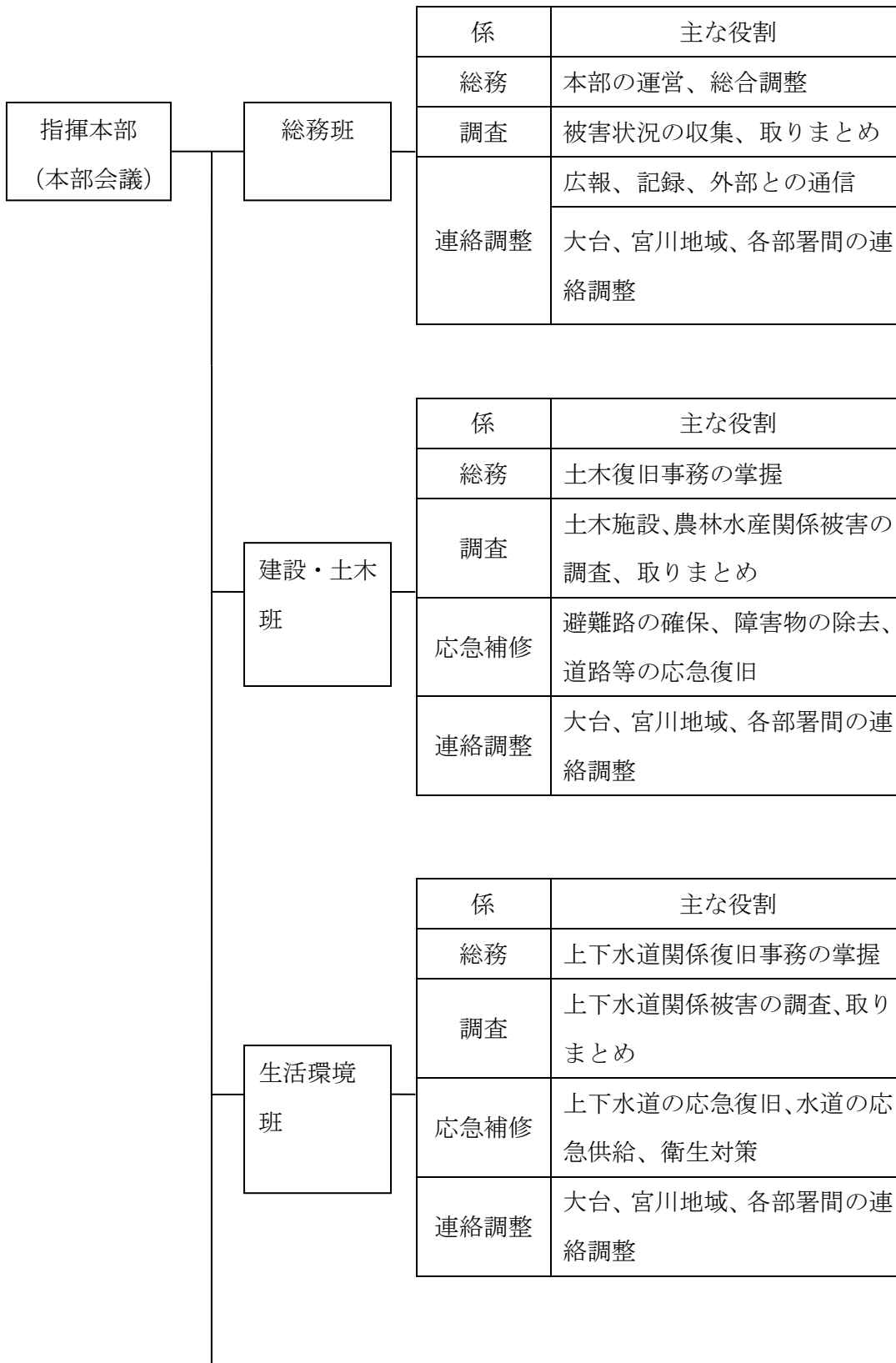
ただし、その他の援助を求められた場合は、住民の身体上の安全に支障のない限り、災害対策における自身の使命を伝えて、求めに応じずに速やかに参集することとする。

(2) 町災对本部の組織

ア 町災对本部の組織

- (ア) 本部に本部長、副本部長及び本部員（事務局）をおく。
- (イ) 本部長に町長、副本部長に副町長及び教育長があたる。
- (ウ) 本部長が不在のときは、副町長が指揮をとる。また、副町長が不在のときは教育長が指揮をとる。さらに教育長が不在のときは総務課特命監が指揮をとる。
- (エ) 事務局長に総務課特命監、事務局員に防災担当者があたる。

(オ) 警戒体制及び非常体制の組織系統と役割



応急救助班	係	主な役割
	総務	部内の総合調整
	食糧調達	食糧の調達、調理
	物資調達	物資の調達、整理、受け入れ
	救出	要援護者等の救助
	物資運搬	食糧、救援物資等の運搬
	連絡調整	大台、宮川地域、各部署間の連絡調整
	医療衛生	被災者等の健康管理、看護
日進 地区現地 対策班	係	主な役割
	共通	日進地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理
川添 地区現地 対策班	係	主な役割
	共通	川添地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理
三瀬谷 地区現地 対策班	係	主な役割
	共通	三瀬谷地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理

荻原 地区現地 対策班	係	主な役割
	共通	荻原地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理
領内 地区現地 対策班	係	主な役割
	共通	領内地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理
大杉谷 地区現地 対策班	係	主な役割
	共通	大杉谷地区の応急救助の総合調整 該当避難所の管理
学校保育 班	係	主な役割
	総務 連絡調整	文教・保育関係総合調整 小・中学校・保育所（園）との 連絡調整
診療所班	係	主な役割
	総務	負傷者受け入れ体制の整理、 資機材の調達
	看護・治療	看護、治療（訪問看護、治療を 含む）

イ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部長（事務局）をもって構成し、主として次に掲げる事項を処理する。

- (ア) 災害予防に関すること
- (イ) 災害応急対策に関すること
- (ウ) 災害対策本部の運営に関すること
- (エ) その他本部長が必要と認める事項

ウ 本部連絡員

災害対策本部が設置された場合においては、各班は総務班の要請により連絡調整係を派遣し、本部会議その他各班の連絡に遺漏のないように措置するものとする。

エ 現地対策班の設置

避難又は応急救助活動を迅速に行うため、必要に応じて各地区に現地対策班を設置する。

■組織の概要

- (ア) 各班に班長、副班長及び班員を置く。
- (イ) 班長が不在のときは、副班長が指揮をとる。
- (ウ) 各班はおおむね次の業務を行う。
 - a 町災対本部との連絡
 - b 被害状況の調査と対策本部への連絡
 - c 区域内の各機関・団体との連絡
 - d 町災対本部からの指示、命令その他情報の住民への伝達
 - e 救護・救援活動

オ 各配備体制における事務分掌（別表のとおり）

- (ア) 準備体制の場合
主に被災状況の情報収集及びの提供
- (イ) 警戒体制・非常体制の場合
 - a 被災者の人命救助を最優先とする。
 - b 住民等の安否の確認を行う。
 - c 倒壊家屋の確認を行う。

d その他人命の安全に係わる措置

カ 職員の応援要請

班長及び副班長は、災害対策活動を実施するにあたり、他班の職員の応援を受けようとするときは、総務課特命監（事務局長）に要請するものとする。

キ 他機関に対する応援要請

事務局長（総務課特命監）は、各班からの要請、災害の状況から必要な場合は他機関に対して人員、物資等の応援要請を行う。

（他機関に対する応援要請計画は第32節）

別表

各班所掌事務表

班	所 掌 事 務
総務班	統括係 1 災害対策本部運営に関すること 2 本部会議に関すること 3 本部長の命令指示等の伝達に関すること 4 避難指示等の発令に関すること 5 気象情報等の情報の収集に関すること 6 災害応急対策実施の総括に関すること 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること 8 警察官の出動要請に関すること 9 国、県、他市町等関係機関に対する応援要請に関すること
	情報係 1 県災対本部との連絡調整に関すること 2 各班との連絡調整に関すること 3 消防団との連携調整に関すること 4 紀勢地区広域消防組合との連携調整に関すること 5 被害状況の収集報告に関すること 6 町民に対する情報等の広報に関すること 7 報道機関に対する発表及び要請に関すること 8 災害応急対策の広報に関すること 9 災害等の記録整理に関すること
	総務係 1 職員の非常招集及び解除に関すること 2 職員の服務に関すること 3 被災職員の調査に関すること 4 来庁者、職員の安全確保に関すること 5 地震対策の予備措置に関すること 6 庁舎の保安に関すること 7 町有財産の被害状況調査に関すること 8 防災行政無線等の通信施設の確保に関すること 9 町有車両の配車及び車両の借り上げに関すること 10 予算、経理に関すること

班	所 掌 事 務
建設土木班	<p>建設係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設（道路、橋梁等）の被害調査に関する事 2 仮設道路等応急交通対策に関する事 3 道路、橋梁の応急措置に関する事。 4 道路の障害物の除去に関する事 5 急傾斜地の被害状況及び応急対策に関する事 6 河川の被害状況及び応急対策に関する事 7 応急仮設住宅の建設に関する事。 8 被災宅地危険度判定に関する事。
	<p>産業係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の被害調査に関する事 2 農作物の応急対策に関する事 3 被害農作物種苗対策に関する事 4 耕地及び施設関係の被害調査に関する事 5 耕地及び施設の応急対策に関する事 6 林業関係の被害調査に関する事 7 林業関係施設の応急対策に関する事 8 水産関係の被害調査に関する事 9 漁業関係施設の応急対策に関する事 10 商工観光施設被害調査に関する事 11 商工会及び商工団体との連絡調整に関する事 12 中小企業者に対する災害融資に関する事
生活環境班	<p>水道係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上水道関係の被害調査に関する事 2 応急給水に関する事 3 上水道施設の修理・復旧に関する事
	<p>下水道係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道・浄化槽施設の被害状況の調査に関する事 2 下水道・浄化槽施設の修理・復旧に関する事 3 災害によるし尿の処理に関する事 4 仮設トイレの設置に関する事
	<p>環境係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における廃棄物処理及び清掃に関する事 2 ペットに関する事 3 その他災害時の環境衛生に関する事

班	所 掌 事 務
<p>応急救助班</p>	<p>福祉係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災町民の生活安定に関すること 2 災害救助法の適用及び実施に関すること 3 災害時要援護者の保護に関すること 4 日本赤十字奉仕団、その他社会福祉団体との連絡並びに協力要請に関すること 5 ボランティアの受入れに関すること 6 被災者の町税の減免に関すること 7 保育所の被害状況の調査に関すること 8 被災園児の調査に関すること 9 福祉施設の被害状況の調査に関すること 10 義援金の受入れに関すること。
	<p>住宅係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家屋の被害調査に関すること 2 罹災証明に関すること 3 応急仮設住宅の入居者及び住宅応急修理者の選考に関すること 4 町営住宅の応急修理に関すること。
	<p>物資係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 物資・食糧の調達、供給に関すること 2 燃料の調達、供給に関すること。 3 救助用物資の受入れ、配給に関すること。 4 生活必需品の供給に関すること。
	<p>医療衛生係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人的被害調査に関すること。 2 医薬品及び衛生資材の確保に関すること 3 薬品取扱店への協力要請に関すること 4 救護所の設置、医療救護班の出動要請に関すること 5 収容可能病院の把握に関すること 6 防疫活動に関すること 7 被災住民・避難住民の衛生指導に関すること 8 その他医療、救護に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> 9 埋葬・火葬の受付に関する事 10 救出者の輸送に関する事 11 遺体安置所の保安措置に関する事 12 遺体の運搬・収容に関する事
学校保育班	<p>学校係</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 学校等の教育施設の被害調査に関する事 2 学校等の教育施設の保全復旧に関する事 3 学校等の教育施設の利用に関する事 4 教職員・児童・生徒の被害調査に関する事 5 児童・生徒の安全確保措置に関する事 6 教職員の動員及び調整に関する事 7 休校その他応急教育等に関する事 8 給食の対策に関する事 9 学用品の給与に関する事 10 文化財及び社会教育施設の被害状況の調査に関する事 11 避難所の設置、管理運営への協力に関する事 <hr/> <p>保育係</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 保育園施設の被害調査に関する事 2 保育園施設の保全復旧に関する事 3 保育園施設の利用に関する事 4 保育職員・園児の被害調査に関する事 5 園児の安全確保措置に関する事 6 保育職員の動員及び調整に関する事 7 休園その他応急保育等に関する事 8 給食の対策に関する事 9 避難所の設置、管理運営への協力に関する事
日進、川添、 三瀬谷、荻 原、領内、 大杉谷地区 現地対策班	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部との連絡に関する事 2 避難所の設置及び管理運営に関する事 3 区域内の各機関、団体との連絡に関する事 4 消防分団との連絡調整に関する事 5 区域内の住民への情報伝達に関する事 6 区域内の被害調査に関する事

班	所 掌 事 務
診療所班	1 傷病者の受け入れ体制の整理に関すること 2 傷病者の看護・治療に関すること 3 薬剤、資機材の調達に関すること 4 診療所施設内の被害状況の調査 5 被災職員の調査に関すること 6 災害対策本部との連絡調整に関すること

(3) 災害救助法が適用された場合の専任体制

災害救助法が適用された場合、その事務を取り扱うため、専任職員を置く。

第3 初動マニュアルの活用

災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の初動要領等マニュアルを活用し、災害対策にあたる。

第2節 災害対策要員の確保

所 管 課	関係機関
各課共通	消防団

第1 計画の方針

大規模災害の発生に伴い、緊急に必要とする膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、職員の動員及び県、防災関係機関等に応援を求めるための派遣要請についての体制を確保する。

第2 町における災害対策要員の動員

町における災害対策要員の動員は、それぞれの配備体制により動員するものとする。

第3 他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により災害対策本部の人員のみで対処できない場合又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次に掲げるところにより措置する。

1 労務者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

商工会建設業分会との応援協定により、協力を依頼する。

2 国、県及び他市町に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、国の職員の派遣（災対法第29条第2項）、県及び他市町職員の派遣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17）等をその長に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し派遣の斡旋を要請するものとする。

なお、町長は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する（斡旋を求める）理由
- (2) 派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣（斡旋）について必要な事項

3 市町間の相互応援協力

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるときには、他の市町長に応援を求め、災害対策の万全を期すものとする。
- (2) 町長は、災害時の応援協力について、あらかじめ相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

町長は、災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、松阪地域防災総合事務所長を経由して知事に派遣要請を求めるものとする。また、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

第3節 通信設備対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 町の通信施設の利用 (1) 電話（携帯電話、衛星電話含む。） (2) 県防災行政無線（総務課設置） (3) 町防災行政無線（同報系、移動系） 配置場所—各区長宅 戸別受信機は全戸配置 (4) NTTの災害時優先電話 (5) 町ケーブルテレビ	総 務 課 企 画 課
2 1で不足の場合は、他機関の通信施設を利用	関 係 機 関 紀勢地区広域消防組合 消 防 団

第1 計画の方針

災害時における各種情報の収集、災害応急対策に必要な指示の伝達を迅速かつ確実に実施するため、災害通信連絡の確保に努める。

第2 通信の方法

1 公衆電気通信設備の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災害時優先電話及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

(1) 災害時優先電話

町は、西日本電信電話株式会社三重支店に申し出て災害時優先電話の登録を行い、通話が規制された場合の回線を確保しておくものとする。

また、災害発生時に、西日本電信電話株式会社等の指定している有線電話が十分に機能し、町の電話交換システムの円滑な対応が図られるよう、常に点検整備に努める。

(2) 衛星電話の利用

電話回線の通信に支障が出ている場合は、町及び紀勢地区消防組合が所持している衛星電話で、現地との連絡を行い、災害応急対策を迅速に行う。

2 防災行政無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため、住民への情報の一斉伝達については同報系防災行政無線を用い、その他現地との通信は移動系防災行政無線（可搬型・携帯型）を現地に配備し、迅速かつ的確な情報の伝達及び連絡を行う。

3 県防災行政無線による通信

災害時における県災対本部及び松阪地方部（地域防災総合事務所）等各防災関係機関との通信は、三重県防災行政無線（地上系・衛星系）により行う。

4 消防団との通信

災害時において、町と消防団と相互に防災行政無線通信連絡を行い、災害応急対策を迅速に行う。

5 他機関の通信施設の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務、鉄道事業、電力事業等を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備の使用を求める。このため、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続き、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

6 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼することとする。このため平常時から最寄りの官公庁、会社等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

なお、発信の手続きについては、電報発信紙その他適宜の用紙にカタカナ又は漢字まじり文で次の事項を明記して、最寄りの無線局に依頼するものとする。

- (1) あて先の住所氏名（電話がわかれば記入のこと。）
- (2) 本文（一通の通信文の長さは200字以内）
- (3) 発信人住所氏名（電話があれば番号記入のこと。）
- (4) 余白に「非常」と必ず記入のこと。

7 町ケーブルテレビ（行政番組放送チャンネル）の利用

災害時において、町民に避難情報等の提供を行うため、町ケーブルテレビで放送できるよう整備を行う。

8 放送施設の利用

町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼する。

この場合、町長は、原則として知事を通じて依頼するものとする。ただし、やむをえない場合は放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告するものとする。

なお、松阪ケーブルテレビステーション株式会社には、災害時緊急放送に関する協定書に基づき、防災対策又は応急対策上必要と認める事項の放送を要請することとする。

第3 通信設備の使用優先順位

災害発生時における通信は、相当の輻輳が予想されるので、次のものから優先して通信するものとする。

- 1 人命、財産に直接影響のあるもの
- 2 避難の指示又は立ち退き先を指示した場合の報告
- 3 その他応急対策並びに災害復旧等に関する重要な事項

第4節 気象予警報等の伝達

所 管 課	関係機関
各課共通	消 防 団

第1 計画の方針

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく特別警報、警報、注意報及び情報、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく洪水予報及び水防警報、消防法に基づく火災気象通報等の情報を防災関係機関相互において迅速かつ的確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第2 警報、注意報の種類と発表の基準

- 1 気象警報（重大な災害が起こるおそれのあるとき）、注意報等（災害が起こるおそれのあるとき）

気象業務法に基づき津地方気象台が発表する。

警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在

津地方気象台発表

大台 町	府県予報区	三重県		
	一次細分区域	南部		
	市町等をまとめた地域	紀勢・東紀州		
警報	◎大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	3 5
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	2 5 9
	◎洪水		流域雨量指数基準	
			複合基準※1	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	2 0 m/s
	暴風雪		平均風速	2 0 m/s雪を伴う
大雪		降雪の深さ	1 2 時間 1 0 cm	

風水害対策編

注意 報	◎大雨	表面雨量指数基準	1 9
		土壌雨量指数基準	9 8
	◎洪水	流域雨量指数基準	
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	1 3 / s
	風雪	平均風速	1 3 / s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間 5 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	1 0 0 m
	乾燥	最小湿度 3 0 % で、実効湿度 6 0 %	
	なだれ		
	低温	冬期：最低気温 - 5 ℃ 以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 3 ℃ 以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	1 2 0 mm

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(注) 1 発表基準欄に記載した数値は、三重県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して定められたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

2 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて新たな注意報・警報に切り換えられる。

2 水防活動に必要な予警報

津地方気象台が気象及び洪水について水防活動の利用に適合するために発表する。(その種類と発表の基準は上記気象警報・注意報等の◎印による。)

3 水防警報

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川又は湖沼について洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については知事又は知事の指示に基づき建設事務所長が水防を必要と認めたとき警報を発する。

4 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに、津地方気象台長がその状況を知事に通報する。

5 火災警報

4の通報を受けた町長が必要に応じて町内に火災警戒を促すために発令するのである。

6 気象情報

台風その他の異常気象について、その状況を具体的に説明するもので、注意報及び警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる異常気象の現況やこれらの推移について、一般の利用に供するため随時津地方気象台が発表する。

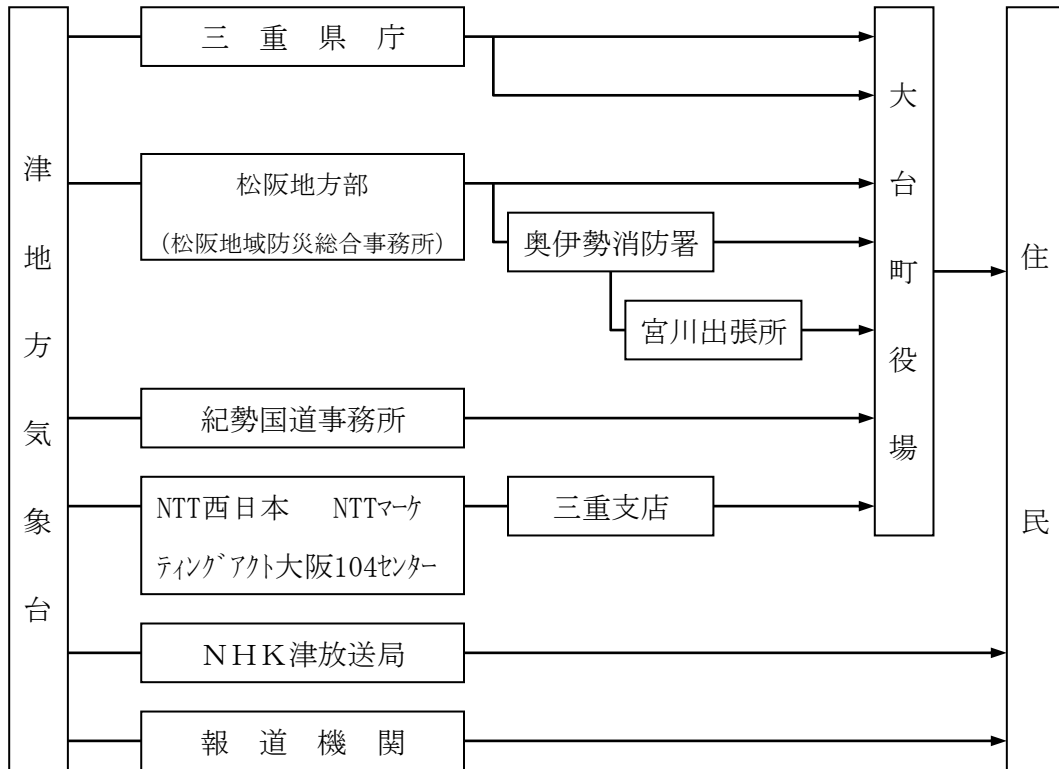
例えば、記録的な短時間雨量は県下で1時間に120ミリ以上の雨量をアメダスで観測した場合、あるいはレーダー・アメダス解析雨量で解析された場合に津地方気象台が発表する。

第3 予警報等の伝達組織

気象予警報及び各種情報の受領及び伝達系統は次のとおりとし、迅速かつ正確に行うものとする。

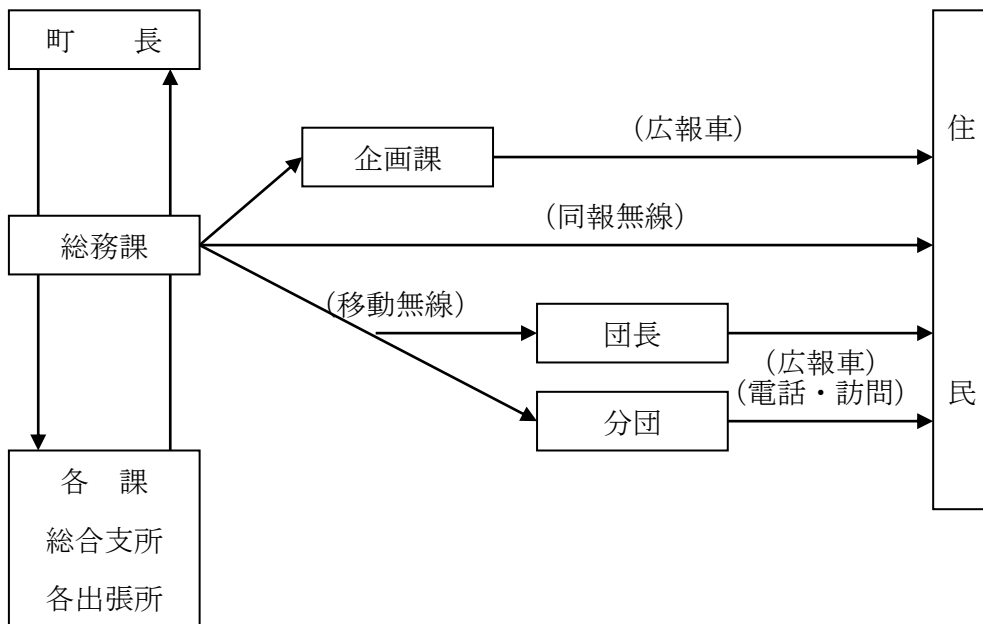
1 気象予警報伝達系統図

気象予警報に関する情報は、次の系統により伝達する。



2 町における伝達系統図

町から住民への伝達系統は、次のとおりである。



第5節 被害情報の収集・伝達

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 各班による情報収集→総務班でとりまとめ整理 2 概況速報 正確かつ迅速に（警報発令時は2時間以内に電話等にて報告）	各 課 共 通
<pre> graph LR A[町総務班] --> B[松阪地方部 (地域防災総合事務所)] B --> C[県災対本部] </pre>	
3 災害速報 被害状況が判明次第防災情報提供システムで逐次報告	関係機関
4 中間報告 報告を求められた時に随時報告	消 防 団
5 確定報告 被害状況の最終報告	

第1 計画の方針

災害応急対策活動を迅速、的確に行うには、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡することが重要である。

したがって、町は災害が発生した場合又は災害の発生が予想される場合には、速やかに所掌の情報を収集把握して、災害応急対策方針を決定するとともに、県災対本部に報告するものとする。

第2 関係機関からの情報収集

町災対本部は防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用するものとする。

関係機関との連絡方法は、次のとおりである。

町 ←→ 紀勢地区広域消防組合	電話（衛星電話含む）、県防災行政無線
町 ←→ 大台警察署	電話（衛星電話含む）
町 ←→ 大台町消防団	電話（衛星電話含む）
町 ←→ 自主防災組織	防災行政無線（移動系）

第3 被害情報の収集

1 災害発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害調査は、原則として応急救助班（住宅は税務課職員）、建設土木班が行う。ただし、被害が甚大な場合は、町長が指名した職員を増員するものとする。

2 被害調査の報告

発生直後に行う被害調査により収集された情報は、調査項目毎に担当課がとりまとめ、松阪地域防災総合事務所を通じ、県災対本部に報告を行う。災害の報告は、三重県防災情報システムにより行うものとするが、停電、ネットワークの切断等により同システムが使用できない場合においては、様式第1～3号にてファックス等により報告する。

通信手段の途絶により松阪地域防災総合事務所及び県災対本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡するものとする。

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は次のとおりである。

N T T 回 線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
03—5574—0119	6060	87—048—500—6060
03—5574—0190 (F A X)	6069 (F A X)	87—048—500—6069 (F A X)

3 被害調査の追加措置

被害調査員のみでは調査が不足の場合又はさらに詳細な調査が必要な場合は、各班により調査班を編成し、次の区分により被害調査を行う。班の人員が不足する場合は、災害の状況に応じて班員の調整を行う。

調 査 項 目	担 当 班
公 共 建 物 被 害	総務班
公 共 土 木 施 設 被 害	建設土木班（建設係）
農 林 業 施 設 被 害	建設土木班（産業係）
農 林 ・ 畜 産 被 害	
商 工 ・ 観 光 関 係 被 害	
水 道 被 害	生活環境班
下 水 道 被 害	
人 的 被 害	災害救助班
福 祉 施 設 被 害	
医 療 施 設 被 害	
住 家 被 害	
文 教 施 設 被 害	
保 育 施 設 被 害	学校保育班

第4 収集すべき被害情報

町は、関係機関と協力し、次に掲げる項目について把握するものとする。なお、被害報告の際の用語の解釈は、別表のとおりである。

○災害発生直後

1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性

風水害対策編

4	避難の必要の有無及び避難の状況
5	住民の動向
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
8	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

○その後の段階

1	被害状況
2	立退き避難の指示、緊急安全確保措置の指示又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備・避難生活の状況
4	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
5	電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
6	医療機関の開設状況
7	救護所の設置及び活動状況
8	傷病者の収容状況
9	道路及び交通機関の復旧状況

第5 通信ボランティアの活用

大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線、インターネット通信利用者等の通信ボランティアの協力を得ることとし、平常時からその体制を整備する。

別表

被害報告の内容基準

区分	被害の種類	説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な場合
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある場合とする。
	重傷者 (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある場合のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの場合とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの場合とする。
住家被害	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住宅以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	住家全壊 (流失、全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数並びに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。(半壊半焼も同様)
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

風水害対策編

住 家 被 害	住家床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊（焼）、半壊（焼）に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。 ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊又は半壊として取扱う。	
	住家床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの	
	住家一部破損	半壊（焼）、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。	
	公共施設関係	官公署、庁舎、学校、病院、公民館、神社、仏閣、教会その他これに類するもの	
そ の 他	田・畑	流失、埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植付作物が流失した場合
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合
	道路	道路法に定める市町道以上の道路	
	道路決壊	自動車の通行が不可能となった程度の被害	
	橋梁	町道以上の道路に架設した橋梁	
	堤防	河川の堤防	
	その他の被害	通信施設被害、山林被害、農林業施設被害（農道、林道、町道を含む。）、農作物被害等のうち報告を必要とするもの	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、	

その他		原則として、その寄宿舍を一世帯として取扱う。
	被災世帯	全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受けた世帯とする。
	被災者	被災世帯の構成員

様式第1号

概 況 速 報

〔 市 町 村 報 〕

年 月 日 時 分現在

受信方法		発信者	
受信時間	日 時 分	受信者	
地区名	被害の程度	被害の種類	正確度

備考1 被害の程度は、被害甚大、被害大、被害小、被害なしの4段階に区分する。

(区分別)	略号	
(1) 被害甚大	A	一地区の半数以上が半壊、半焼、床上浸水程度の被害
(2) 被害大	B	一地区の半数以上が、一部破損、床下浸水程度の被害
(3) 被害小	C	(1)(2)よりは被害が少ないと思われるもの
(4) 被害なし	D	

2 被害の種類は、人的、家屋、公共施設、船舶、山崩れ等被害をうけた主なもの

3 正確度は、見込、確認の別

様式第2号

〔災害状況速報〕

市町村名				区 分			被 害		
災 害 名 報 告 番 号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報 告 者 名				畑	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
区 分		被 害		文 教 施 設		箇 所			
人 的 被 害	死 者		人	そ の 他	病 院		箇 所		
	行方不明者		人		道 路		箇 所		
	負 傷 者	重 傷	人		橋 梁		箇 所		
		軽 傷	人		河 川		箇 所		
住 家 被 害	全 壊		棟		の	港 湾		箇 所	
			世帯			砂 防		箇 所	
			人			清 掃 施 設		箇 所	
	半 壊		棟			崖 く ず れ		箇 所	
			世帯			鉄 道 不 通		箇 所	
			人			被 害 船 舶		隻	
	一 部 破 損		棟	他		上 水 道		箇 所	
			世帯			下 水 道		箇 所	
			人			電 話		回 線	
	床 上 浸 水		棟			電 気		戸	
世帯			ガ ス		戸				
人			ブ ロ ッ ク 塀 等		箇 所				
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		世 帯				
		世帯	り 災 者 数		人				
		人	火 災 発 生		建 物		件		
公 共 建 物		危 険 物			件				
そ の 他		そ の 他		件					

風水害対策編

区 分			災害対策本部	名称			
公共文教施設	千円			設置	月	日	時 分
農林水産業施設	千円			解散	月	日	時 分
公共土木施設	千円						
その他公共施設	千円		\				
小 計	千円						
公共施設被害市町村数		団体					
そ の 他	農産被害	千円		\			
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円		消防職員出動延人数	人		
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害種類概要 消防機関の活動状況 その他（避難の指示等の状況）						

※ 被害額は省略することができるものとする。

様式第3号

被害状況調書

(年 月 日 時 分現在) 市町村名

人的被害	死者		ア	人	
	行方不明		イ	人	
	負傷	重傷	ウ	人	
		軽傷	エ	人	
		小計	オ	人	
計		カ	人		
住家の数	棟	全壊、全焼及び流失		キ	棟
		半壊及び半焼		ク	棟
		一部破壊		ケ	棟
	数	床上浸水		コ	棟
		床下浸水		サ	棟
	世帯数	全壊、全焼及び流失	世帯	シ	世帯
			人員	ス	人
		半壊及び半焼	世帯	セ	世帯
			人員	ソ	人
		一部破損	世帯	タ	世帯
人員			チ	人	

風水害対策編

被害	び 人	床上浸水	世帯	ツ	世帯
			人員	テ	人
	員	床下浸水	世帯	ト	世帯
			人員	ナ	人
報告	発信	月 日 時 分	発信者		
	受信	月 日 時 分	受信者		

(注) 災害救助法によるもの。

第6節 災害広報対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 部内の役割分担の決定 2 問い合わせ電話への対応 3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握 4 広報事項の整理（緊急広報事項の決定） 5 広報車両、掲示板等の確保 6 防災関係機関との連絡（情報の入手） 7 住民要望事項の広聴活動の実施 8 被害状況、生活情報、安否情報等被災者に必要な各種情報に最も適した広報手段の選択 9 災害時要援護者への情報提供は、ボランティア等に協力を依頼	総 務 課 企 画 課

第1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、報道機関及び一般住民に対して災害情報、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知することで心身の安定と社会秩序の維持を図る。

また的確な情報発信により住民との信頼関係を構築することで、円滑な災害活動を図る。

第2 実施責任者

災害時の広報活動は、総務班が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に防災関係機関への通報に努め、総務班に報告する。

第3 広報の手段

防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、電話等を通じて迅速に報道するとともに、被害の大要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話、メール
各 防 災 関 係 機 関	電話、広報車、連絡員の派遣、メール
一 般 住 民、被 災 者	広報車、防災行政無線、ケーブルテレビ、 広報紙、エリアメール、ホームページ
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、口頭、庁内メール
その他必要とするもの	各戸配布、回覧、掲示板、新聞折込み

第 4 広報の内容

1 広報内容

被災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予警報及び地震に関する情報
- (3) 主要道路情報
- (4) 公共交通機関の状況
- (5) 電気、水道等公益事業施設状況
- (6) 救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況
- (8) 衣料、生活必需品等供給状況
- (9) 河川、橋梁等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティアに関する情報
- (12) 避難所に関する情報
- (13) 住民の心得等民心の安全及び社会秩序保持のための必要事項
- (14) 保育園児及び小中学校児童生徒の避難状況

2 広報手段

災害時に有効な広報手段としては次のようなものがある。

伝達手段	種別	特 色
広 報 車	㊦ ㊧	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	㊦ ㊧	〃
ケーブルテレビ	㊦ ㊧	〃
掲 示 板	㊧ ㊨	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
広 報 紙	㊧ ㊨	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折り込み	㊧ ㊨	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能
インターネット	㊦ ㊧ ㊨	町がインターネットで入手した情報を防災行政無線・広報車等により被災者に伝達

㊦ 被害状況 ㊧ 生活情報 ㊨ 安否情報

第5 災害時要援護者への対応

視聴覚障害者や外国人等の情報弱者については、ボランティア等の支援を得て、適切な情報提供に配慮する。

第6 住民相談窓口の設置

町は、被災者のための相談窓口を役場庁舎及び各避難所等に設置するものとする。

第7 報道機関への情報の発表

- 1 報道機関は、極めて広範囲に、かつ迅速に伝達できるため、総務班は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。
- 2 報道機関による情報発信は広範囲に同時、瞬時に発信されるため、提供する情報内容は十分確認し、特に数値については時間経過で変動し得るものは後に更新された場合との混同を避けるため、現在時を明らかにして発表することとし、また、発信情報の行き違いを避けるため、発信窓口は総務班に統一して行う。

第8 災害資料及び情報の収集

- 1 収集した災害情報を記録、整理するため、総務班に記録係をおくものとする。
- 2 各班長は、必要に応じ現場に職員を派遣して、災害写真撮影等の現地取材を行

う。また、防災関係各機関は、災害写真等の資料を収集したときは、その内容を速やかに記録係に連絡するものとする。

- 3 災害に関する情報を発信したときは、発信日時、発信者、受信先、情報内容を記録して保管する。
- 4 必要に応じ、「災害写真」「災害壁新聞」「災害記録ビデオ」を作成する。

第9 個人情報の取り扱い

災害情報の多くに個人情報が含まれるため、個人情報を含む災害情報を広報する場合は、原則として生命と財産に関り急を要する場合とし、個人のプライバシー保護に努めるものとする。ただし個人情報を含む情報であっても、次に掲げる場合は社会情報として広報するものとする。

- 1 被災地における安否情報を広報する場合
- 2 被災地状況を広報する場合に、やむを得ず個人の財産が映写される場合
- 3 本人から収集され、既に報道された事項に係る災害情報を広報する場合
- 4 その他社会的に要求されている災害情報を広報する場合

第10 広聴活動

- 1 広報車による広報活動と同時に地域における広聴活動を強化する。
- 2 災害について、住民から要望事項を聴取した職員及び関係機関は、速やかに総務班又は防災関係機関に連絡するものとする。

第7節 避難対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 災害の状況により立退き避難、緊急安全確保措置の指示を実施 ⇒ 県に報告 ・提示事項 → 指示者、避難理由、避難順位、避難場所、避難経路、携帯品等注意事項	総 務 課 生 活 環 境 課 町 民 福 祉 課 健 康 ほ け ん 課 教 育 委 員 会
2 避難所の開設 (1) 職員の派遣 (2) 避難施設の点検(建物、水道、電気等の被害状況調査) (3) 地区別による避難者の区分け (4) 災害時要援護者用スペースの確保 (5) 水、食糧、入浴施設、仮設トイレ等の確保	関 係 機 関
3 災害時要援護者への対応 各避難所(学校)に必要な応じ介護を必要とする避難者の専用区画を設置	消 防 団 大 台 警 察 署
4 学校における避難計画 ⇒ 各校において作成	

第1 計画の方針

町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して安全な場所へ避難のための立退きを指示し、又は緊急に安全を確保するための措置を指示する等、人命の被害の軽減を図るとともに、それらの避難者及び居住の場所を失った者を一時的に収容するための避難所等について定める。

第2 自主避難の指導

町長は、避難を必要とする危険地区をあらかじめ定めるとともに、その地域や住民に対しては、避難場所、避難経路、避難の方法等を事前に周知することにより、自主的な避難や不測の事態等の緊急避難が実施できるように指導しておくものとする。

第3 立退き避難、緊急安全確保措置に係る指示

1 実施責任者

立退き避難の指示又は緊急安全確保措置に係る指示の実施責任者は、災害の種類により次のとおり定める。なお、町長は関係機関と連絡を密にし、住民の避難

の的確な措置を実施する。

実施責任者	災害の種類	要件	根拠法
町長	災害全般	<p>【避難指示】</p> <p>・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。</p> <p>【緊急安全確保措置】</p> <p>・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。</p>	災対法第60条
知事	災害全般	町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるとき。	災対法第60条
警察官	災害全般	町長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災対法第61条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
知事、その命を受けた職員	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

知事、その命を受けた職員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条
自衛官	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官において、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条

2 立退き避難の指示又は緊急安全確保措置に係る指示

町長等は、立退き避難の指示又は緊急安全確保措置に係る指示を次の場合に行うこととし、気象予報及び現地情報、過去の災害発生事例等、あらゆる情報を総合的に判断し、住民の生命と財産に被害が発生する可能性があると判断した場合には、一切の躊躇をすることなく直ちに避難指示等を発令する。

(1) 避難指示

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示（以下「避難指示」という。）する。

(2) 緊急安全確保措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示する。

資料第2-1「土砂災害に関する避難勧告等発令基準」に該当する場合

3 避難指示等の伝達内容

避難指示等の周知徹底のため、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 指示者
- (2) 避難理由

- (3) 避難順序
- (4) 避難先
- (5) 避難経路等
- (6) 避難対象地域
- (7) その他注意事項
 - ア 避難後の戸締り
 - イ 家屋補強
 - ウ 携帯品（食料、水筒、タオル、チリ紙、懐中電灯、携帯ラジオ等必要最少限度のもの）
 - エ 服装（ヘルメット、頭巾、雨合羽、防寒用具等）

4 避難指示等の伝達の方法

- (1) サイレンによる避難信号の発信

サ イ レ ン	1分 —————	5秒	1分 —————	5秒	1分 —————
------------------	-------------	----	-------------	----	-------------

(注) 信号にあたっては、適当な時間継続するものとする。

- (2) 防災行政無線による放送の実施
- (3) 消防車・広報車による町内巡回放送
- (4) 消防団員による個別訪問
- (5) 区長・連絡員による各戸伝達

5 県に対する報告

町長等が避難指示等を発令したときは、次の事項を記録するとともに、その旨を松阪地域防災総合事務所を通じ知事に報告するものとする。

- (1) 発令者
- (2) 発令の理由及び発令日時
- (3) 避難の対象区域
- (4) 避難先
- (5) その他

6 防災関係機関への連絡

- (1) 施設の管理者への連絡

町内の避難場所として利用する学校、公民館等の施設の所有者又は管理者

に対し、事前に連絡し協力を求める。

(2) 警察、消防等の機関への連絡

避難住民の誘導、整理のため警察等の関係機関に指示等の内容を伝え協力を求める。

(3) 隣接市町への連絡

隣接市町の施設を利用しなければならない住民に対し、避難指示等を行うときは、その内容を直ちに関係市町へ連絡し協力を求める。

7 ダムの放流に伴う避難の指示等

(1) 町は、ダム管理事務所と連携して、ダムの流入量及び放水量の連絡を逐一受けるものとする。

(2) 町は、水位の通報を受けて、近隣住民の避難が必要と判断した場合、又は異常洪水時防災操作（ただし書き操作）を行う旨の通報（3時間前予告）があった場合は、避難の指示等を発令するものとする。

第4 避難所運営マニュアルの活用

避難所運営については、マニュアルを活用して対策に当たる。

第5 避難誘導及び避難所の開設等

1 避難誘導

(1) 事前処理

町長は、避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路及び避難方法等をあらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

(2) 避難誘導

避難者の誘導は、警察官、消防団員、町職員等が行うが、状況に応じ区長、自主防災組織等の協力を得て、安全と統制を第一に誘導し、必要に応じて誘導用ロープ等を使用して安全を図るものとする。

(3) 避難順位

避難の順位は原則として次のとおりとする。

- ア 高齢者、乳幼児、病人、身体がい者、妊産婦等とこれらに必要な介助者
- イ 一般町民
- ウ 防災関係者

(4) 移送の方法

避難立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行くことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両等によって行うものとする。

(5) 避難者の大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、本町のみでは措置できないときは、町は松阪地域防災総合事務所に避難者移送の要請をするものとする。

なお、事態が急迫しているときは、直接隣接市町、警察署等に連絡して実施するものとする。

(6) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度に制限し、円滑な立退きができるよう適宜の指導をするものとする。

(7) 広域避難の実施

災害の発生に伴い、避難者の避難先を町内の避難所とすることが困難であり、かつ、避難者の生命又は身体を災害から保護するため、当該避難者を一定期間他の市町に滞在させる必要があるときは、その受入れについて避難先の市町と協議する。

なお、避難者の受入れを他の都道府県の市町村へ要請する必要がある場合は、避難先の市町村が所在する都道府県との協議を県に要求する。

2 避難所の開設及び管理等

(1) 避難所の開設

町長は、災害の状況により必要に応じて避難所又は避難地を開設し、被災者を収容保護する。なお、町の避難所は、資料編に定めるとおりである。

(2) 知事への報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告するものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設期間の見込

(3) 避難所の周知

避難所にはその旨を地域住民に周知させる標示を行う。また、広報車及び町防災行政無線等を通じ、避難所を周知させる。

(4) 避難所管理職員

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難担当の所属職員を派遣し駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。

(5) 避難住民の把握

避難所管理職員は、避難住民の実態把握と保護に当たるものとし、本部との情報連絡を密に行う。

(6) 開設状況の記録

避難所管理職員は、避難所開設状況（開設日時、場所、収容人員等）を日々記録し、避難者名簿を作成するものとする。

(7) 避難所の管理

避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮すること。

また、男女のニーズの違いを考慮し、双方の視点に立った整備を図ること。

(8) 長期化への対応

ア 町、施設管理者、避難者（自主防災組織）、ボランティア等により避難所運営委員会を設置し、自主的な運営が図られるよう組織編成を行う。

イ 避難の長期化に対応して、間仕切りの設置等避難者のプライバシーの確保に配慮する。

ウ 介護の必要な災害時要援護者が一般の避難者との共同生活が困難な状況となった場合は、避難所（学校等）に災害時要援護者専用の区画を設け、必要なスタッフを確保する。

エ 学校を避難所として長期に使用する場合は、教育の再開に配慮する。

オ 避難生活の長期化につれて、避難者の苦情、生活不安等への対処が必要であり、町は相談所を設ける等の措置をとるものとする。

3 避難所の閉鎖

町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認める場合は、避難所の閉鎖を決定し、指示する。ただし、避難者のうち帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

（資料第10-2 避難所一覧）

第6 学校等における避難計画

保育園及び小・中学校における園児、児童、生徒の集団避難については、次の避難計画のとおりとし、慎重にして安全かつ迅速な避難の実施を期するものとする。

1 実施責任者

実施責任者は、保育園は園長、小・中学校は校長とする。

2 避難誘導の要領、措置

(1) 実施責任者は、状況判断のうえ、保育園（所）及び小・中学校の避難計画を基に実施する。

(2) 実施責任者は、避難誘導の状況を保育園（所）にあつては町長に、小・中学校にあつては教育長に報告する。

(3) 災害時には、人命尊重を第一に考えて行動する。

3 避難等の具体的計画

実施責任者は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画をたて、明らかにしておく。

4 実施責任者は、毎年1回以上避難訓練をするとともに、必要あるときは避難計画を修正する。

第7 災害時要援護者の避難

災害により、特に避難所において長期避難が必要な事態となった場合で、一般の

避難者との共同生活が困難な介助を必要とする高齢者等の災害時要援護者に対して、町は、避難所（学校等）に災害時要援護者専用の区画を設け、町社会福祉協議会、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得て災害時要援護者の避難を支援する。

また、必要に応じて福祉避難所に移送する。

第8 指定避難所外避難者への支援

過去の大規模地震災害においては、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは、自動車利用の車中泊避難であった。町は、車中泊等の避難所外避難者の支援のための必要な措置をとる。

1 指定避難所外避難者、車中泊避難者の状況調査

指定避難所以外の避難場所の発生については、自治会や、自主防災組織等の協力を得て、避難状況（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

2 指定避難所外避難者、車中泊避難者への支援

（1）支援の内容

指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても柔軟に対応し、必要な支援に努める。

ア 新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）

イ 飲料水、食料、生活必需品等の供給

ウ 避難者の健康管理、健康指導

エ 情報の提供

（2）エコノミークラス症候群等の予防

過去の地震災害では、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えたことや車中泊、避難生活による運動不足等により、エコノミークラス症候群を発症した例が多く報告された。エコノミークラス症候群の発症予防について避難者に呼びかける。

（3）その他の支援

車中泊避難者が多く集まった場所には、状況に応じて仮設トイレの設置等を行う。

3 指定避難所外避難の状況報告及び協力要請

指定避難所外の避難状況について最寄の避難所及び警察署へ連絡し、飲料水、食料等の提供、情報の提供、防犯対策など協力を要請する。

第9 入浴施設確保対策

被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び、水道が復旧しないときは、必要に応じ、次のとおり入浴施設の確保対策を講じる。

1 仮設入浴施設等の設置

入浴施設が不足するときは、避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

2 自衛隊による支援

スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設の利用につき県へ要請を図り、入浴の支援を受けるものとする。

3 その他施設の利用

プール等の入浴施設への転用についても検討を図るものとする。

第10 災害救助法が適用された場合

1 避難者対策

住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者で、一時、避難所で生活する必要のある者に対して行う。

2 設置の方法

(1) 避難場所は学校、公民館等の既存建物を使用するのが適当と認められるが、これらの適当な施設がないときは野外に仮設物等を設置する。

(2) 災害の様相が深刻で、町内に避難場所を設置することができないとき、あるいは町に適当な建物又は場所がないときには、知事及び関係市町と協議し隣接市町に町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は土地を借り上げて避難所を設置する。

(3) 町長が避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

なお、町民が町長の指示に基づかず個人の判断で親せき、縁者等の住家に集まって避難所と称しても認めることはできない。

3 設置報告及び収容状況報告

避難所を設置したときは、町長は直ちに開設状況等について次により松阪地域防災総合事務所を通じ知事に報告するものとする。

(1) 避難所開設の日時及び場所

(2) 箇所数及び避難人員（避難所別）

(3) 開設期間の見込

4 開設の期間

- (1) 開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。
- (2) 避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間にとどめること。

5 費用の限度

避難所の設置及び収容のため支出する費用は救助の程度、方法及び期間等一覧表のとおりとする。

(参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表)

第8節 消防・救急活動

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 災害覚知した場合の消防団員の自主出動の徹底（平常時）	総 務 課
2 自主防災組織による初期救出、初期消火の訓練の実施（平常時）と実践（災害時）	
3 消防相互応援協定に基づく要請の実施	関 係 機 関
4 災害が大規模な場合は、県に緊急消防援助隊の出動を要請	紀勢地区広域消防組合 消 防 団
5 火災が大規模化した場合、救急搬送の必要等の場合は、県に防災ヘリコプターの出動を要請	

第1 計画の方針

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速、かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第2 組織

本町には、近隣の3町で組織する紀勢地区広域消防組合奥伊勢消防署と奥伊勢消防署宮川出張所が常備消防として設置されており、大台町消防団とともに火災の初期鎮圧と未然防止及び救急、救助の業務を行っている。

（資料第17 大台町消防団の組織）

第3 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員は、団長、副団長、各分団長を通じて伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出動しなければならない。

2 招集集結場所

(1) 団長、副団長は、町災対本部へ集合し、災害に関する情報を入手した後、団員に招集の指示を行い災害の発生場所へ向かう。

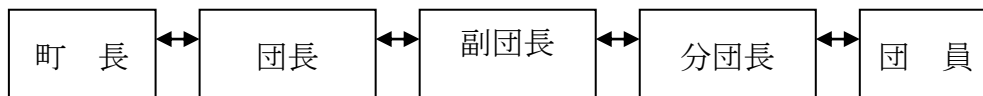
(2) 団員は、各消防ポンプ格納庫等に集結する。

3 招集伝達方法

団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示する所に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

招集の連絡にあたっては、電話、防災行政無線放送の利用、サイレン等迅速な方法をもって行う。

連絡系統は、次によるものを原則とする。



各種サイレン信号

火災信号	ア近火信号	● — 3秒 ^ — 2秒 v — 3秒 ^
	イ出場信号	● — 5秒 ^ — 6秒 v — 5秒 ^
山林火災	出場信号	● — 10秒 ^ — 2秒 v — 10秒 ^
演習召集信号		● — 15秒 ^ — 6秒 v — 15秒 ^
火災警報		● — 30秒 ^ — 6秒 v — 30秒 ^
火災解除		● — 10秒 ^ — 3秒 v — 60秒 ^

第4 消防団の活動

1 異常気象時の火災防御

強風注意報、異常乾燥注意報等の発表されているときに発生した火災は、延焼速度が迅速であり、かつ、飛火が必然的であるため、これに対応し得る警戒体制の強化、出動体制の増強等の措置を講ずる。

2 自主防災組織との連携

消防団は、災害現場付近の自主防災組織の出動を促し、初期救出及び初期消火の徹底を図り、連携のもとに活動を行うものとする。

3 奥伊勢消防署及び同宮川出張所との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるため、火災その他の防御の基本として、奥伊勢消防署、同宮川出張所及び消防団は一体となって活動するものとする。

4 危険物火災防御計画

消防法に定める危険物は引火性、発火性を有し、時には爆発する危険があるため、対象物ごとに消防計画を樹立し、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱いの規制を行い、火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる態勢を確立する。

5 火災拡大後の措置

火災の拡大により防圧困難なときは、現場の地物、水利状況を考慮し、団の移動集結を行い、防御線の確立を図るとともに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 防災関係機関への連絡
- (2) 後続応援隊の誘導
- (3) 飛火警戒体制の確立
- (4) 住民に対する避難誘導
- (5) 必要に応じた破壊消防

第5 他市町との相互応援

火災の状況が延焼拡大のおそれのある時、団長は町長の許可を得て、相互応援協定締結市町に対し、消防隊の派遣を要請する。また、協定のない紀北町等近隣町にも同様の要請をすることとする。

他市町より消防隊の派遣要請があった場合、町長はただちに団長に命じ所要人員を招集して応援に出向しなければならない。

町が締結している応援協定は、次のとおりである。

- 1 三重県内消防相互応援協定（平成19年締結）
- 2 大台町・東員町災害時相互応援協定（平成18年締結）

第6 緊急消防援助隊の応援出動

町は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合に、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、消

防援助隊の応援出動を要請する。

第7 災害時における救急業務対策

- 1 要救助者の救助及び救出の措置と負傷者に対しては、報徳病院をはじめとする医療・消防機関等に協力を求めて応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 2 町のみでは救急業務が不可能な場合には、隣接市町に対し応援を要請するものとする。

第8 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定により津地方気象台から伝達される火災気象通報の発表基準及びその取扱いは、次によるものとする。

1 火災気象通報

津地方気象台から通報される火災気象通報は、おおむね次の基準による。

- (1) 実効湿度60パーセント以下かつ最少湿度40パーセント以下であって最大風速毎秒7メートル以上となる時。
- (2) 平均風速がおおむね毎秒10メートル以上で1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- (3) 出火危険度3.5以上となる時。

2 火災警報の発表

町長は、県より火災気象通報を受けた時、若しくは気象の状況が火災の予防上危険であると認めた紀勢地区広域消防組合管理者の火災警報を受けた時、火災に関する警報を発表する。

警報を発せられた時は、その区域内にある者は火の使用を控えなければならない。又、火災警戒上、特に必要があると認める時は期間を限って一定区域内における、たき火、喫煙等の制限をすることができる。

第9 消防設備の整備

消防設備は、計画的に整備を行うものとする。

また、保全については定期的な点検のほか、消防用機械器具の異常の有無を早期に察知し、火災活動に万全を期するため、軽易な点検を随時行うこととし、保管場所ごとの点検責任者を定める。

第10 林野火災対策

林野火災が発生した場合は、その発生場所、風向及び地形等現地の状況に応じ、

次の事項を配慮しながら、団長の指揮のもとに最善の方法を講ずるものとする。

- 1 出動部隊の出動区域及び出動順路と防御担当区域
- 2 消防資材、救急資材その他資器材の携行、運搬補給
- 3 指揮命令及び連絡方法並びに通信の確保
- 4 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- 5 応急防火線の設定及び救急救護対策
- 6 林野火災が大規模化した場合の、自衛隊の災害派遣要請の実施
- 7 県防災ヘリコプターの応援要請

第11 県防災ヘリコプター応援要請

1 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長及び紀勢地区広域消防組合消防本部消防長が要請を行う。

- (1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

2 応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

緊急時応援要請連絡先	
防災対策部 防災航空班	電話 059—235—2558 ファックス 059—235—2557

3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。防災ヘリコプターの活動内容

- ① 被災状況等の調査及び情報収集活動
- ② 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- ③ 消防隊員、消防資機材等の搬送
- ④ 被災者等の救出
- ⑤ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- ⑥ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- ⑦ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

(資料第19 防災ヘリコプター緊急運航要請書)

第9節 救出活動

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 消防機関到着以前の自主防災組織による初期救出の実施	総 務 課
2 県、警察、他市町への応援要請 明示事項 ⇨ 協力日時、集合場所、協力人員、捜索範囲、予定期間、携行品等	関 係 機 関 紀勢地区広域 消 防 組 合 消 防 団 大 台 警 察 署

第1 計画の方針

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者の救出又は生死不明の状態にある者に対する必要な救助、捜索、保護を図る。

第2 実施責任者

実施責任者は町長とする。ただし、町で対処できないときは、町長は、他市町又は県に要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第3 救出の対象者

被災者の救出は、次の状態にある者等生命、身体が危険な状態にある者を対象とする。

- 1 火災時に火中にとり残された場合
- 2 倒壊家屋の下敷になった場合
- 3 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- 4 自動車等の大事故が発生した場合

第4 救出の方法

救出は災害の条件によって異なるが、防災関係機関と緊密な連絡をとり、迅速な救出作業を行う。

救出作業は、消防団及び紀勢地区広域消防組合が行い、必要に応じて自主防災組織及び住民の協力を得るものとする。

1 町災対本部未設置の場合

町災対本部が設置されていないときは、消防団本部を通じて、消防団各分団が
 出動、救出に当たる。ただし、団本部に連絡するいとまのないときは、各分団に
 連絡の上、出動を要請する。

この場合、分団長は速やかに消防団本部へ出動の報告を行うものとする。

2 町災対本部設置の場合

総務班を通じ、団長へ出動を命じる。

第5 救出の記録

記録整備保存すべき帳簿は次のとおりとする。

罹災救出状況記録簿

年月日	救出地区	救出 人員	救出用機械器具			金額	備考
			名称	数量	所有者		

注 救出用機械器具は借上費の有無の別を問わず記入するものとし、有償による場
 合のみその借上費を「金額」欄に記入すること。

第6 防災関係機関等の要請

災害が甚大であり、又は特殊災害のため消防団又は一般協力者の動員のみでは救
 出困難な事態の場合は、県、大台警察署、紀勢地区広域消防組合、他市町に次の事
 項を明示し協力を要請するとともに必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請す
 るものとする。

- 1 協力日時
- 2 集合場所
- 3 協力人員
- 4 搜索範囲
- 5 搜索予定期間
- 6 携行品
- 7 その他必要となる事項

第7 警察との連絡

被災者の救出に当たっては、特に大台警察署に連絡し協力を要請するとともに、町、紀勢地区広域消防組合、消防団、大台警察署の4者は、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。

第8 災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(注)「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行方不明であるが死亡したものと推定される者については、「遺体(死体)捜索」として行う。

2 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

3 救出期間

災害発生の日から3日以内に救出することとする。4日以降であっても、救出が必要なものがある場合には、災害救助法の適否に関らず、必要な救出活動を行う。

(参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表)

第10節 道路交通応急対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 建設土木班を中心に道路、橋梁等の被害調査	建 設 課
2 被害状況を警察等防災関係機関へ連絡	
3 交通規制情報入手のため警察との連絡手段を確保	関 係 機 関
4 危険物輸送車両の移送	
5 緊急通行車両等の申請	
<ul style="list-style-type: none"> ・事前申請先 ⇒ 大台警察署 ・災害時申請先 ⇒ 警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、大台警察署、災害時に設置される交通検問所、県防災対策部等 	大 台 警 察 署

第1 計画の方針

災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときに、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うため、交通の安全確保のための交通規制、道路標識等の設置、交通情報の収集及び広報等の要領について定める。

第2 実施責任者

1 町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋梁の応急措置を行い、大台警察署と協力して交通規制を実施する。

2 交通規制

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規 制 理 由 等	規制対象	根拠法令
警 察 署 署 長	通行の禁止及び制限	公安委員会は、道路交通法第4条第1項に規定する交通の規制のうち、適用期間が短いものを警察署長に行わせることができる。	歩 行 者 車 両 等	道路交通法 (昭和35年 法律第105 号)第5条 第1項

公安委員会	同上	当該都道府県又はこれに隣接する若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	緊急自動車以外の車両	基本法第76条
公安委員会	同上	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法第46条第1項

第3 実施方法

1 道路、橋梁等の応急措置

道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合は、当該道路に対し、道路補強、崩壊土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ交通の確保を図るものとする。

2 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- (1) 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに大台警察署又は町長に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた大台警察署又は町長は、相互に連絡するとともに、被害状況を調査するため、建設土木班を中心に調査班を編成し、被害状況を調査するものとする。
- (3) 調査班は調査の結果、支障箇所を発見したときは、大台警察署と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無その他被害状況を防災関係機関に連絡するものとする。

- (4) 道路管理者及び上・下水道、電気、電話等道路占用施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

3 交通規制

- (1) 道路管理者、公安委員会及び大台警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合又は災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (2) 交通規制を実施した場合は、大台警察署において、町災対本部と情報共有するとともに、報道機関、日本道路交通情報センター及び交通情報板等を通じ、規制の区間及び迂回路等を広報するほか、立看板、案内図等を掲出し、交通規制の内容について周知徹底を図る。
- (3) 災害発生前において異常気象等により道路の交通が危険と認められる場合、道路管理者が通行規制を行う。
- (4) 道路管理者は、(3)の通行規制を行ったときは、直ちに大台警察署長に連絡する。

また、通行規制を解除したときも、同様に通報を行う。

(5) 措置命令等

ア 警察官の措置命令等

- (ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。
- (イ) 命ぜられた者が措置を取らないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

イ 自衛官の措置命令等

自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記アで警察官のとることのできる措置を行うことができる。ただし、自衛官のとった措置については、直ちに大台警察署長に通知しなければならない。

ウ 消防吏員の措置命令等

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、前記アで警察官のとることのできる措置を行うことができる。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに大台警察署長に通知しなければならない。

(6) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

第4 危険物輸送車両の移送

発火性危険物やその他有害物質を放出する恐れのある危険物輸送車両については、速やかに安全地帯に移送させる。

第5 緊急通行車両の申請

1 事前届出制度

- (1) 災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する町有車両の内必要な車両を事前に届け出て、緊急通行車両として指定を受ける。
- (2) 事前届出は、大台警察署を經由し、県公安委員会に行う。

2 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

(1) 確認の申し出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

(2) 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申し出者に対し、基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書が交付される。

- (3) 緊急通行車両等の確認事務については、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、大台警察署、災害時に設置される交通検問所、県防災対策部等において行う。

(資料第20 車両の通行を禁止又は制限する標示及び緊急通行車両の標章)

第 1 1 節 輸送対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 総務班による一元管理及び配車 2 車両の確保 ⇨ 町有車両、公共的団体の車両、営業車両、その他自家用車両 3 車両燃料の確保 ⇨ 業者からの調達 4 輸送の方法 ⇨ (1) 車両、(2) ヘリコプター (3) 借り上げ等 5 輸送の順位 ⇨ 第1段階：人命救助等に要するもの 第2段階：生命維持等に要するもの 第3段階：災害復旧に関するもの	総 務 課 建 設 課
6 緊急輸送道路 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1次緊急輸送道路 国道42号他1路線 ・ 第2次緊急輸送道路 主要地方道大台宮川線 ・ 第3次緊急輸送道路 国道422号他6路線 ・ 優先して啓開する道路 役場と宮川中学校、大台中学校を結ぶ道路 	

第 1 計画の方針

大規模な災害の発生により、家屋の倒壊及び火災等が広範な範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じた場合には、救援、救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が想定される。

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第 2 実施責任者

災害時における輸送は、町長の指示により災害応急対策を行う各班が行う。ただし、配車等総合調整は総務班が行う。

また、町で対処できないときは、松阪地域防災総合事務所に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請するものとする。

(資料第 3 2 町有車両一覧)

第3 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 貨物自動車、乗合自動車及び乗用自動車による輸送
- 2 ヘリコプター等による輸送
- 3 借り上げ等による輸送

第4 輸送の対象

1 第1段階

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保安要員等初動の応急対策に要する人員、物資等
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資

2 第2段階

- (1) 第1段階の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- (4) 輸送施設（道路、ヘリポート等）の応急復旧等に要する人員及び物資

3 第3段階

- (1) 第2段階の続行
- (2) 災害復旧に要する人員及び物資
- (3) 生活必需品

第5 輸送車両等の確保

1 車両確保の順序

車両等の確保は、おおむね次の順序による。

- (1) 応急対策実施機関所有の車両等
- (2) 公共的団体の車両等
- (3) 事業所等その他団体の車両等

(4) その他の自家用車両等

2 輸送力の確保

輸送の方法は災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに災害時の交通施設の状況を総合的に勘案し、次のうち最も適当な輸送方法により実施するが、町有車両については発災後直ちに点検・準備を行う。

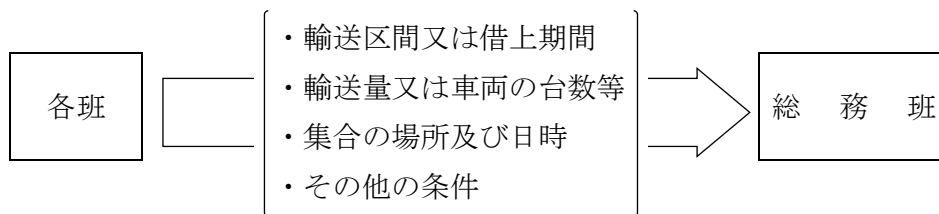
(1) 自動車による輸送

ア 町有車両

各班は、必要な車両を総務班に要請する。

総務班は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。

要 請 (提 示 条 件)



イ その他の車両

各班からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用の自動車の確保を図るものとする。

(2) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合に、総務班は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、自衛隊の応援を要請するものとする。

(3) 借り上げ等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、借り上げ等により輸送を図るものとする。

3 輸送記録

災害輸送関係者は、車両の使用、その他の輸送に関する記録を整備保存しておくものとする。

月 日	車の種別	輸送人員 輸送物資	輸送先	輸送の原因	車の所有者

4 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは、車両の借り上げはその地域における慣行料金(国土交通省の認可をうけている料金以内)によるものとする。

第6 緊急輸送道路

本町における緊急輸送道路は、次のとおりである。

区分	発災後の利用特性	路線名 (起点～終点)	
第1次緊急輸送道路	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路 ①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路 ②広域幹線道路である一般国道(指定区間) ③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路 ④第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路 ※ ①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く	高速自動車道	紀勢自動車道 (紀北町～多気町)
		一般国道	一般国道42号 (松阪市八太町～紀宝町成川)
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等)を連絡する道路 ① 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路	主要地方道	大台宮川線

第3次緊急輸送道路	その他の道路 ①第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 ②第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅及びを東海地震、東南海・南海地震の活動・物資搬送拠点を連絡する道路	一般国道	国道422号線
		主要 地方道	大台宮川線
			南島大宮大台線
		一般県道	佐原勢和松阪線
			相鹿瀬大台線
飯南三瀬谷停車場線			
町道	新田田口本線		

ただし、指定された緊急輸送道路に被害が発生し輸送に利用できない場合には、あらゆる経路を対象として臨時輸送道路に指定して緊急輸送道を確認する。

この場合には、県及び警察の協力を求めて、車両等の乗り入れ規制を行い、迅速な輸送を確認する。

第7 燃料の確保

町災対本部は、緊急通行車両等の燃料を確認するため、三重県石油商業組合大台支部との協定に基づき、活動に必要な燃料を確認する。

このため、平常時から当該協定内容の実施方法について相互に確認しておくこととする。

第8 大台警察署との連携

町災対本部は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に提供できるようにするため、大台警察署と連携を密にするとともに、必要により防災行政無線等を携帯した専用連絡員の派遣を検討するなど、防災関係機関と一体となった対策の実施に努める。

第9 災害救助法が適用された場合

応急措置のための輸送

1 範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給

- (5) 救済用物資の輸送
- (6) 遺体の捜索
- (7) 遺体の処理（埋葬を除く。）

2 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

3 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

(参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表)

第 1 2 節 災害警備活動

関係機関
大台警察署

第 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努める。

住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施する。

第 2 対策

1 災害警備体制の確立

(1) 職員の招集・参集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ定めたところにより、速やかに職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図る。

(2) 災害警備本部の設置

警察本部及び大台警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。

(3) 警察災害派遣隊の派遣要請

被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し、警察災害派遣隊の派遣を求める。

2 災害警備活動の実施

ア 災害情報の収集・連絡等

イ 救出救助活動及び避難誘導

ウ 緊急交通路の確保

エ 身元確認等

オ 二次災害の防止に関すること

カ 危険箇所等における避難誘導等の措置

キ 社会秩序の維持

ク 被災者等への情報伝達活動

ケ 相談活動

コ ボランティア活動の支援

第13節 災害救助法の適用

所 管 課	
総 務 課	町民福祉課 健康ほけん課

第1 計画の方針

町長が自ら実施する災害応急措置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を受け、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 実施責任者

応急救助活動は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第3 町民の責務

- 1 町民は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で放送される気象予警報等に注意し、災害が発生したときにあわてずに行動できるように、平素から災害時の心得、避難の措置等について家族と話し合い、災害発生時に各人が果たすべき役割を決めておくよう努めなければならない。
- 2 町民は、災害を未然に防止し、又は被害の減少を図るため相互に協力し、町が行う防災に関する事務又は業務に協力し、生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第4 自主防災組織の責務

大災害が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。このような事態において被害の防止又は軽減を図るため、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自ら情報の受理、伝達方法、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うものとする。

第5 災害救助法の適用手続き

- 1 町長は、災害が発生した場合は、速やかに被害状況を調査し、災害救助法の適用を受ける程度の被害が発生またはその見込みである場合には、速やかに知事に被害状況について報告するとともに、災害救助法の適用手続きに入るものとする。

- 2 町長は、災害救助法が適用される見込みである場合にも、救助が急を要し、知事による災害救助を待つ暇がないときは、災害救助法による手続きを終えずとも被災者の救助を行うこととする。
- 3 町長は、災害救助法が適用された場合には、被災者に対し速やかにその旨通知することとする。

第14節 ボランティアの受入

所 管 課	関係機関
総 務 課 町民福祉課	社会福祉協議会

第1 計画の方針

発災後の災害応急対策の実施にあたっては、被災者の様々な援助ニーズが増大する中で、参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、社会福祉協議会及び民間団体と連携して受入体制を整備する。

第2 ボランティアの受入

- 1 社会福祉協議会の協力を得て、当該協議会に受付窓口を設置する。
- 2 社会福祉協議会は、ボランティア団体に所属する者で長期的に滞在して各ボランティア活動の統括を行う者（災害ボランティアコーディネーター）を選任し、ボランティアによる自主的な組織編成と運営に協力する。

第3 資機材等の提供

- 1 町は、ボランティア活動に出来る範囲で活動拠点開設の協力をする。

第4 ボランティア活動の安全確保

- 1 町は、災害が現に発生している地域及び災害が発生する恐れのある地域へは安全が確認できるまでボランティアの活動を制限することとする。
- 2 町が行う災害対策活動及び災害救助活動と重複する場合、その他町が行う活動に支障のある場合は、ボランティア活動を制限し中止させることができる。

第5 地域との連絡調整

災害時には、地域による活動とボランティアによる活動が重複する場面が多くあり、ときには過剰な奉仕の精神が地域にとって逆効果の感情を与える場合もあるため、地域の要求とボランティア活動を調整してより効率的に被災者の救助と復興が行えるように、町民福祉課、社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター及び自治会長がそれぞれ活動調整することとする。

第15節 食料供給対策

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 調達体制の強化（平常時） （1）小売業者のリストアップ（2）各組合等との協定締結の検討	総 務 課 企 画 課 産 業 課
2 災害時の調達 ・ 1に定める業者、組合等に供給を依頼 ・ 県に米穀の斡旋を依頼	町 民 福 祉 課 健 康 ほ け ん 課
3 炊出しの実施 （1）炊出し予定場所での実施（2）自主防災組織保有機材の活用、（3）自主防災組織、日本赤十字社奉仕団、ボランティアの協力要請（4）燃料の確保	会 計 課
4 発災後3日分以上の食料確保を考慮した調達体制の確保及び町民への備蓄の広報（平常時）	関 係 機 関 社会福祉協議会
5 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施（本節第4参照）	
6 食料集積場所 役場本庁、総合支所等	
7 食料調達（救援物資含む）から供給までの流れの周知	

第1 計画の方針

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、生活の安定を図るものとする。

第2 救援物資対応マニュアルの活用

食料等の供給・調達に関しては救援物資対応マニュアルを活用して対策に当たる。

第3 食料の供給

1 食料の確保

災害時における食料の供給については、アルファ米、缶入りパン等の備蓄のほか速やかな調達を図るものとするが、発災後の3日間以上の食料を町及び各家庭の備蓄と町内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指すものとする。

町民には、インスタントやレトルト等の個人備蓄を呼びかける。

本町における確保の方法としては、業者との協定締結等を検討する。

2 少数者への配慮

通常の配給食料を受付けることの出来ないアレルギー性疾患等の患者のために

必要な食料、ミルク等の調査を行い、備蓄若しくは入手経路の確立を図る。

第4 避難所における供給計画

災害の発生により避難所を開設した場合の食料等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	食 料
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの(煮物等)、生鮮野菜、野菜ジュース等
第 三 段 階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊出し

第5 炊出しの実施

1 炊出しの実施者及び協力団体

炊出しの実施については、町職員をもってあてるほか、自主防災組織、日本赤十字社奉仕団等のほか状況によりボランティア希望者(被災者を含む。)、自衛隊等の協力を得て行うものとする。

2 炊出し材料の確保

町内業者等から調達する。

3 炊出し予定場所

炊出し予定場所は、実情に応じ所在の区長との協議の上決定する。

4 炊出しの輸送

炊出しは、必要により各避難場所等へ運搬するが、運搬に当たっては、町有車両、消防車、私用車等を使用する。

5 炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、町内業者の協力を得て確保するものとする。

6 炊出し等の実施に伴う記録

炊出し責任者は、炊出し等の状況を把握するため帳簿を整理し、正確に記入し保管しておくものとする。

(資料第22 炊出し協力者名簿)

(資料第23 炊出し受給者名簿)

(資料第24 食料品現品給与簿)

(資料第25 炊出しその他による食品給与物品受払簿)

(資料第26 炊出し用物品借用簿)

第6 物資の集積場所

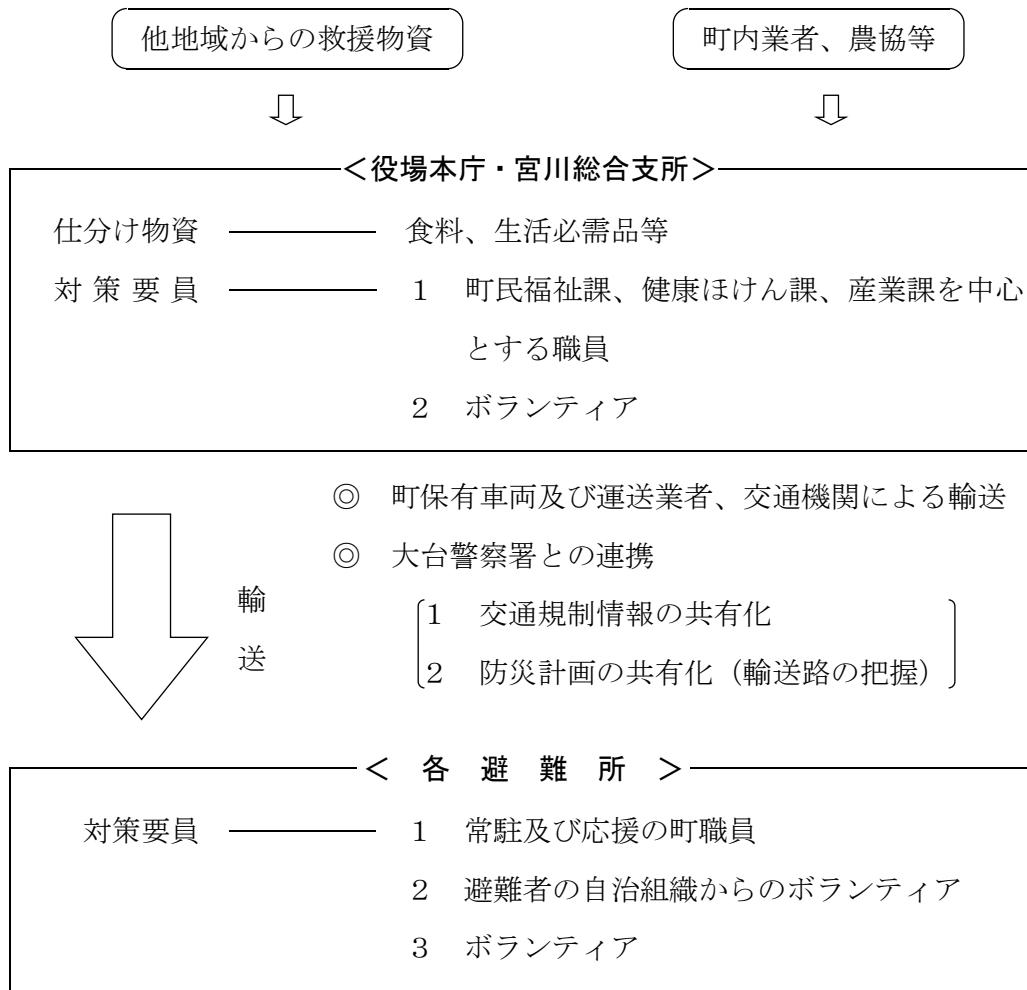
災害が甚大である場合には、救援物資又は町内からの調達により食料等を供給することになるが、その集積場所を次のように定め、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行う。

また、町は必要な物資を松阪地域防災総合事務所を通じて県に連絡するものとする。

物 資 の 集 積 場 所

名 称	所 在 地	連 絡 先
大台町役場本庁	大台町佐原750	0598—82—3781
宮川総合支所	大台町江馬316	0598—76—1711

第7 災害時の食料等供給の流れ



第8 災害救助法が適用された場合

1 対象者

避難所に収容された者、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等のため炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

2 実施期間

災害発生の日から7日以内とするが、法の主旨は相当大規模な災害を予想して決められたものであるため、期間前に必要なくなったものは、その都度停止して完了する。ただし、被災者が一時、縁故先等に避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給するものとする。

3 費用の限度

救助の程度、方法及び期間等一覧表のとおりとする。

（参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表）

第16節 給水対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 町民への備蓄の広報の実施（平常時） 2 水道施設の被害調査と応急復旧の実施 3 給水箇所 ⇒ 役場、避難場所、医療機関、炊出し予定場所、社会福祉施設等 4 給水方法 ・ポリ容器による運搬給水 ・臨時給水栓の設置 ・三重県水道災害広域応援協定に基づく応援要請 5 給水量 1人1日3ℓを目安とし、長期に及ぶ場合は生活用水の増大に対処	総 務 課 企 画 課 生 活 環 境 課

第1 計画の方針

災害のため、給水施設の破壊又は飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、応急給水を実施するとともに、被災した諸施設を迅速に復旧し、飲料水の供給体制の確立を図る。

第2 実施責任者

飲料水の供給については、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、三重県水道災害広域応援協定に基づいて応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の職権を委任された町長が実施する。

第3 応急復旧

水道施設が破壊された場合は、まず、水源取水施設の復旧を図るとともに、応急給水設備を設け、応急の給水態勢を確立する。

水道施設の復旧は、重要度、修理の可能性及び復旧工期等を勘案して、速やかに給水できるよう、最も効果的に修理し、また、復旧困難な箇所には、仮設配管を行い、臨時給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を行う。

第4 応急給水

1 給水箇所

給水は、役場、避難所、医療機関、炊出し予定場所、社会福祉施設等（以下「指定場所」という。）への拠点給水を行う。

2 取水場所等

給水車等への取水は、給水可能な配水池、配水本管の消火栓等より行う。

3 給水の実施方法

- (1) 運搬給水は、ポリ容器等の容器により行う。
- (2) 給水可能な配水管がある場合は、仮設配管を行い、指定された場所に臨時給水栓を設けて給水する。

第5 資機材及び技術者の確保等

- 1 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておくものとする。
- 2 給配水管の復旧については、大台町指定給水装置工事事業者に依頼する。
- 3 給水タンク、トラック、発電機等の機材の確保を図るとともに、管路の復旧、修繕及び仮設配管、臨時給水栓に要する資機材等を速やかに確保する。

(資料第27 応急給水資材)

(資料第28 大台町指定給水装置工事事業者一覧)

第6 給水のための応援要請

町は、災害時には有限会社森と水を守る会から飲料水を調達できるよう体制を整えておくものとする。

また、町内で飲料水の供給が困難な場合には、三重県水道災害広域応援協定に基づき、応援要請書（別記様式）をもって南勢志摩ブロックの代表である松阪市を通して県水道災害対策本部に応援要請を行うものとする。

応援活動の主な内容は、次のとおりである。

- 1 応急給水作業
- 2 応急復旧作業
- 3 応急給水及び復旧用資機材の供出
- 4 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

第7 給水量

原則として、1人1日当たり、おおむね3リットルとする。ただし、給水期間が長期に及ぶほど生活用水としての水の需要が増大するため、被災者のニーズを把握の上、応援要請等により必要量を確保するものとする。

第8 住民による備蓄の推進

大規模地震の発生等の場合は、発生直後の給水が困難であることから、町民に対

し家庭内での備蓄を行うよう広報を行うものとする。

第9 災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(注) この救助は他の救助と異なり、家屋や家財の被害はなくともその地区においてどうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯であっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給の必要はない。

2 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

3 費用

飲料水供給のため支出できる費用は、ろ水器、その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

(参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表)

別記様式

年 月 日

様

(市町等名)

「三重県水道災害広域応援協定」に係る応援要請について
このことについて、下記により応援を（要請・報告）いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町等名(事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台、 t車 台) ポリ容器等 () 応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 () 応援職員 (監督員 人、配管工 人) 工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日 ~ 月 日)		
応援場所 (集合場所)			
その他の要望及び注意事項 応急給水用水の確保 (可能、不可) 食糧、宿舎の確保等 ()			

2 連絡先 ()

3 連絡方法 ()

4 応援ルートの指定 (案内図を添付すること)

第17節 生活必需品等供給対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 調達体制の強化（平常時） 小売業者のリストアップ及び関係団体との協定締結の検討	総 務 課 産 業 課 町 民 福 祉 課 健 康 ほ け ん 課 会 計 課
2 役場倉庫、自主防災組織倉庫の備蓄推進と町民への備蓄の広報の実施（平常時）	
3 災害時の調達 ・ 1に定める業者に供給を依頼 ・ 県、日本赤十字社、他市町に調達依頼	
4 救援物資の集積場所 役場庁舎とし、集中して仕分け、配送を実施	
5 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施	
6 生活必需品調達（救援物資を含む。）から供給までの流れの周知	

第1 計画の方針

災害により被服、寝具その他の生活必需品をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して被服、寝具等を給与又は貸与する。

第2 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品、その他の物資の給与又は貸与については、町長が実施する。ただし、町にその供給が不可能であると判断された場合、県が確保を行い町に供給する。また、災害救助法が適用された場合は、物資の確保及び輸送は知事が行い、各世帯に対する割当及び支給は、知事の補助機関として町長が実施する。

第3 実施内容

1 給付品目

被害状況及び世帯構成人員に応じて、急場しのぎ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。具体的には、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）

- (2) 被服（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴類、靴下等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、灯油等）

2 物資の調達及び配分

(1) 町内業者等からの調達

町では、町内の小売業者、商工会等に協力を依頼し、生活必需品等の供給を行うものとする。

(2) 物資の輸送

町は、上三瀬地内及び総合支所の離着陸場（ヘリポート）を空輸拠点、役場本庁及び総合支所を物資の集積場所として、応急救助班を中心に輸送を行う。また、輸送に必要な車両の配車は、総務班が行うものとする。

ただし、地域内において輸送が不能となったときは、県に協力を求めることができる。県は、町の要請に応じて「三重県災害対策活動実施要領」に定められた輸送体制により対処するものとする。

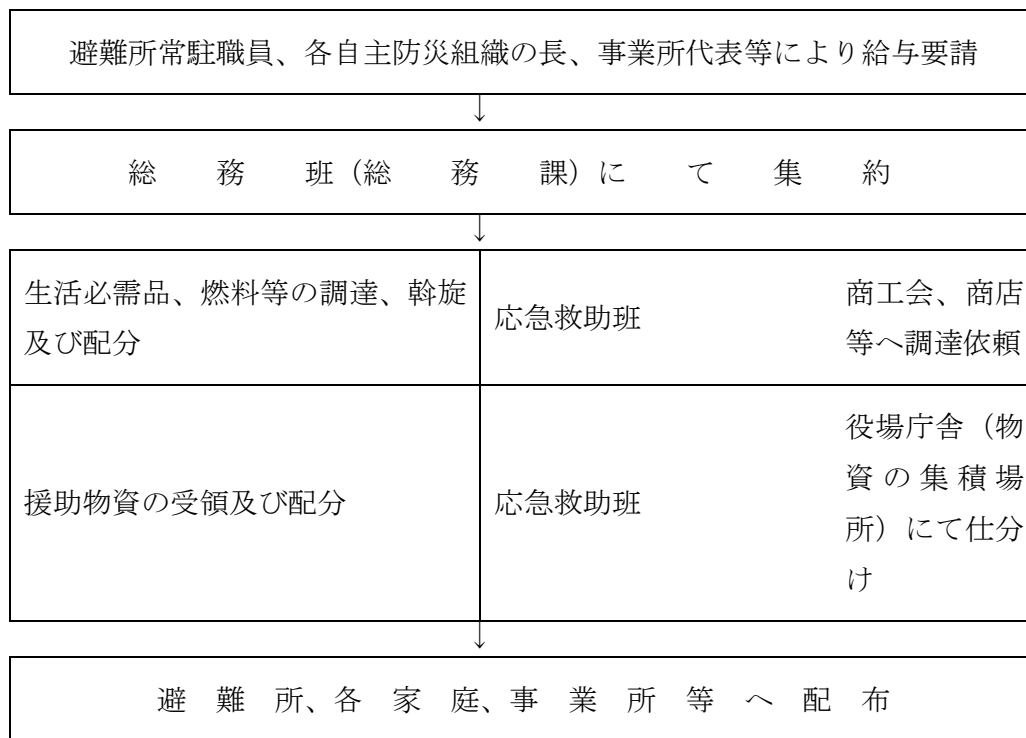
(3) 他市町及び県への応援要請

町内で調達困難な場合は、次の事項を明示し、県、日赤あるいは他市町に依頼し調達する。

- ア 品目別数量
- イ 必要日時
- ウ 引取り又は送付場所
- エ その他必要な事項

(4) 調達及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、自主防災組織、ボランティア等の協力を求めて災害時要援護者に配慮しつつ、迅速かつ的確に実施する。



第4 救援物資対応マニュアルの活用

物資の供給・調達に関しては救援物資対応マニュアルを活用して対策に当たる。

第5 県への要請

町は、必要な物資が生じ調達が困難な場合は、松阪地域防災総合事務所を通じて県に連絡するものとする。

第6 避難所における供給計画

大規模な災害の発生により避難所を開設した場合の生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	毛布、使い捨てカイロ等（季節を考慮したもの）
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への援助)	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第7 備蓄の実施

各指定避難所には毛布等の寝具を予め備えることとし、各避難所の運営に必要な最低限の非常用電源を整備する。

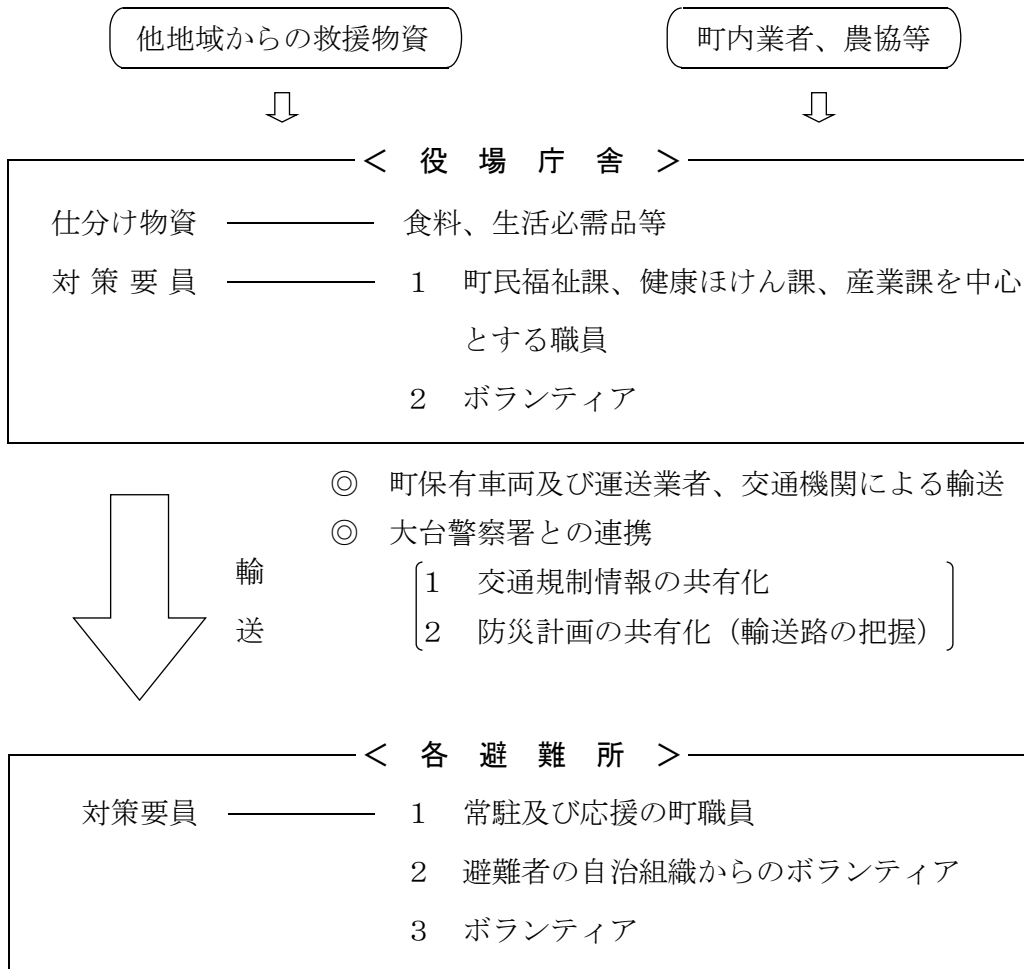
非常用飲食料の備蓄も随時充実させていくこととするが、住民においても緊急的な一時避難のための食料、生活用品の備蓄を行うよう広報を行っていく。

第8 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等からの救援物資の集積場所は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	連 絡 先
大台町役場本庁	大台町佐原750	0598—82—3781
宮川総合支所	大台町江馬316	0598—76—1711

第9 災害時の物資供給の流れ



第10 災害救助法が適用された場合

1 対象者

全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 給（貸）与品目

第3に定める品目

3 給（貸）与の方法

原則として、物資の確保及び輸送（町まで）は県において行うが、それ以後の措置は町において行う。ただし、緊急の場合は、知事の委任により町長が生活必需品を購入し配分することができる。

4 給（貸）与の期間及び費用の限度

（1） 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

（2） 給（貸）与のため支出できる費用は、救助の程度、方法及び期間等一覧表のとおりとする。

（参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表）

第18節 医療救護活動

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 医療・救護・救出を要する状況の把握	総 務 課
2 医師会への応援要請と医療救護班の編成	健康ほけん課
3 救護所の開設（設置場所の決定）及び町内医療機関における医療の実施	報 徳 診 療 所
4 医薬品、資機材の調達 ⇨（1）購入、（2）県への要請	関 係 機 関
5 負傷者の搬送 ⇨ 車両の確保、ルートの確認、医療機関の受入状況の把握	
6 トリアージの実施に伴う関係機関の連携体制の検討（平常時）	紀勢地区広域 消防組合
7 被災者の健康管理、メンタルケア	消 防 団

第1 計画の方針

災害により医療の機能が不足し、又は医療機関が混乱した場合には、被災者に対し応急的に医療・助産を施し、もって人身の保全を図るものとする。

第2 実施責任者

災害時における被災者への医療及び助産については、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。

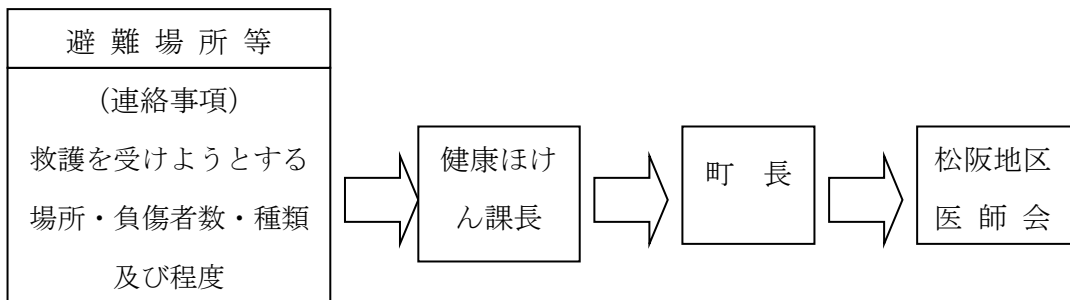
第3 初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため町は、報徳診療所及び松阪地区医師会の協力の下に、（1）医療救護班を編成し、（2）避難所等からの派遣要請に基づいて、（3）救護所を設置（町内医療施設の利用を含む。）し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達も行う。

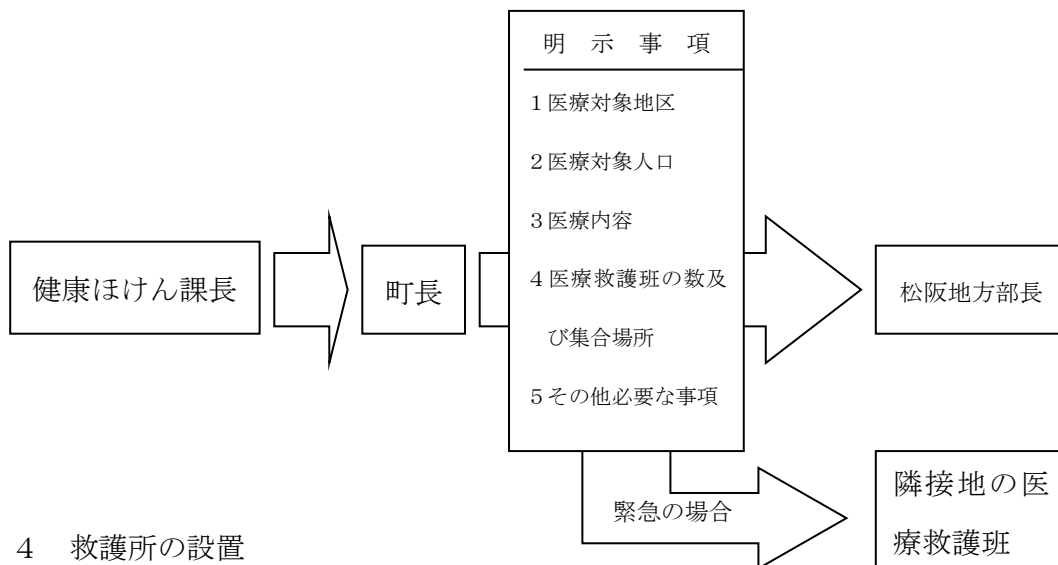
1 医療救護班の編成

- 報徳診療所による編成
- 報徳診療所のみでは不足する場合 ⇨ 松阪地区医師会に応援要請
- 医療救護班の構成 ⇨ 医師、看護師、保健師、事務職員

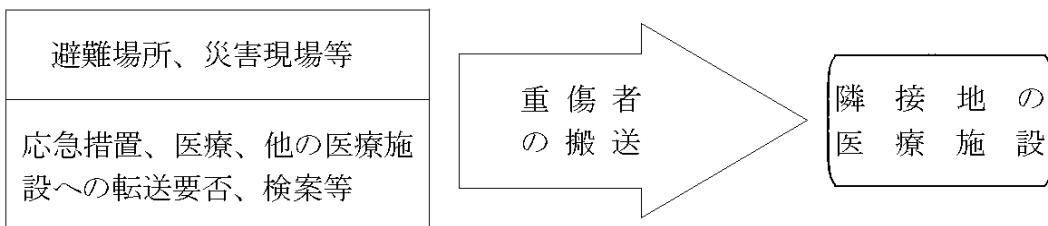
2 医師会への医療救護班派遣要請系統



3 県及び隣接市町への医療救護班派遣要請系統



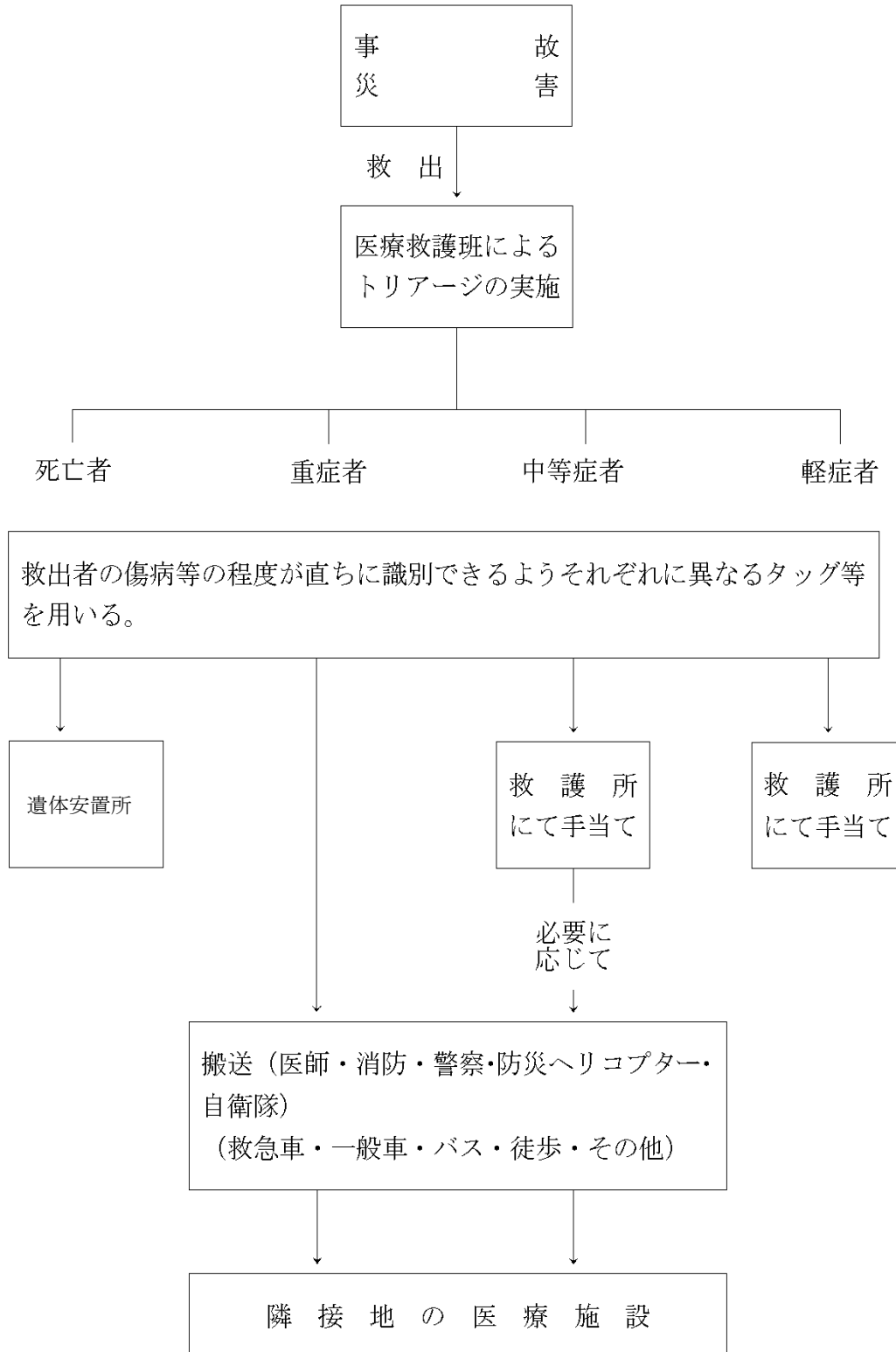
4 救護所の設置



第4 医療活動の実施

町は報徳診療所や松阪地区医師会との協力の下に次のような活動体系を整備するものとする。

災害救護活動体系例



第5 医薬品等資材の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生資材は、原則として町内の診療施設に備蓄されているものについては発災後直ちに数量等点検し、不足するものについては薬店から調達する。ただし、町内で調達不可能な場合は、松阪地域防災総合事務所に次の事項を明示し、要請する。

- (1) 品目別必要数量
- (2) 必要日時
- (3) 運搬方法について
- (4) 集積場所

第6 災害救助法が適用された場合

1 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施するものとする。

(1) 医療救助

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

(2) 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

2 医療等の範囲

災害救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と期間は、おおむね次のとおりとする。

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ 脱脂綿及びガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 期間

ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。

イ 助産救助の実施は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者に対して分娩した日から7日以内とする。

3 費用の支弁

(1) 医療救助の費用

医療のため支出できる費用は、医療救護班以外の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

(2) 助産救助の費用

助産のため支出できる費用は、医療救護班以外の助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。

(3) 医師等に対する費用

医療及び助産救助に従事した医師、看護師、保健師及び助産師等に対する日当、旅費等の費用弁償は、災害救助法施行令第11条の規定に基づき知事が定めた額若しくは災対法の規定に準じた額とする。

(4) 費用の支弁区分

ア 町の支弁

町長が対策を実施する責務を有する災害については、町が負担するものとする。

イ 県の支弁

災害救助法が適用された災害については、法の定めるところにより県が支弁するものとする。

ウ 会社、工場、企業体等が第一原因者で発生した災害又は事故については、

当該施設の事業主又は管理者が負担するものとする。

(資料第29 町内医療機関、薬店一覧)

(参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間)

第7 救急医療対策

火災、風水害、その他の災害（大地震、爆発、列車等の事故）により、多数の人命被害が予想され若しくは人命危険が発生したときは、迅速な救出、救助活動を行い人命救助に当たる。

1 事前措置

救出、救助活動の実施に際し、消防及び医療機関その他関係団体の円滑な協力が得られるよう紀勢地区広域消防組合消防本部、松阪地区医師会、報徳診療所、健康ほけん課、町民福祉課と事前に連絡会議を開き、各機関、団体の提出可能資材、動員数、救護活動体制について統一的な運用方策を協議しておくものとする。

2 救助活動

- (1) 救出救助活動の災害対策が大規模にわたるときは、事態に対応して消防団員の非常招集を行い、救助活動の万全を期する。
- (2) 救出、救助活動を行う場合は必要に応じ災害現場に救急現場本部（以下「現場本部」という。）を設置し、指揮命令の徹底を期するとともに、被害状況を正確に把握する。
現場本部の本部長及び部員は、町長が指示する。
- (3) 現場本部の設置位置は、事故又は災害状況その他災害対策活動を把握するのに便利な場所とする。
- (4) 傷病等に対する応急手当の実施及び傷病程度により収容先、搬送先等区分を決定するため現場本部に救護所を設置するとともに、必要に応じ報徳診療所及び職員等による医療救護班を編成する。
- (5) 救護所における医師、看護師等、医療関係者が不足するときは、松阪地区医師会、日赤三重県支部その他医療機関に応援を要請する。
- (6) 被害状況（負傷者数、負傷程度等）を正確に把握するため、消防団員、医療救護班に対し現場本部及び救護所以外の場所で取扱った救助活動（傷病程度、人員、収容搬送先等）の内容についても全て調査し、現場指揮者に報告させるものとする。
- (7) 火災を伴う救助活動にあっては、消防団が消火活動とあわせて実施するものとする。

3 災害が甚大な場合の処置

(1) 県の措置

災害が甚大で各防災関係機関の連携による災害対策が必要な場合は、県に応援を要請する。

知事は、災害対策上必要があると認めるときは、災対法第23条の規定に基づき県災対本部を設置するが、当該災害の規模その他の状況により県災対本部を設置するに至らない場合においても救急医療対策のため必要があると認

めるときは、災害名を冠した救急医療対策本部を設置する。

また、必要に応じて、救急医療活動を迅速かつ的確に行えるよう災害現地に現地救急医療対策本部を設置する。

(2) 業務分担

災害が発生し救急医療を実施する必要があるときは、各防災関係機関は、おおむね次の業務を分担するものとする。ただし、企業体等の責任において発生した人為的災害の場合は、当該企業等(以下「災害発生責任者」という。)において、すべての業務について可能な限り分担するものとする。

業務分担	災害発生場所	陸	上
	傷病者の救出及び医療機関への搬送		警察、消防機関、日赤、医療機関、※自衛隊
医療機関への出動要請		県、町	
現場及び搬送中の救急措置		医療従事者、消防機関の救急隊員	
防災関係機関への協力要請		県、町	

(※ 災害派遣要請を行った場合)

第8 保健衛生活動

県及び医療関係機関等と連携を図り、医療救護体制の計画的な運用を図るものとする。

ア 巡回健康相談の実施

被災者の健康管理を行うため、県及び医療関係機関等と調整し、保健師等が避難収容施設や被災家庭を巡回し、健康管理と栄養指導等の健康相談を実施する。

イ 精神保健対策の実施

被災者の精神不安定に対応するため、県(心の健康センター)の協力要請し、メンタルケアを実施する。

また、災害時に発生するPTSD(心的外傷後ストレス障害)等に対して、県(こころの健康センター)とこころのケアチーム設置に向け協議を行い、巡回訪問や健康相談の準備等を行う。

第19節 公共施設・ライフライン

施設応急対策

所 管 課	関 係 機 関
総務課 建設課 生活環境課 企画課	紀勢地区広域消防組合 消 防 団

第1 計画の方針

交通施設・道路・河川等の公共土木施設、電気・電話・水道等のライフライン施設等は、災害により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、また、応急対策上障害となる。

このため、これら公共施設、ライフライン施設の関係機関は、相互に連絡を深め、迅速な応急復旧体制を整備するものとする。

第2 対策

1 公共土木施設

(1) 道路、橋梁

緊急輸送道路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、緊急物資の輸送等の応急対策活動に重大な影響を与えるため、道路交通の確保に万全を期す。

(2) 河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに浸水を防除するよう応急措置を実施するものとする。

(3) 砂防設備

二次災害を防止するため、既設の砂防ダム等設備の被災状況を点検し、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、山腹斜面の緩み、クラック等の発生箇所の点検を実施し、必要に応じて応急工事を実施する。

2 バス

災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして、輸送の確保を図る。

(1) 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し、応急・復旧にあたる。

(2) 運転基準

ア 乗務員は、災害による危険を感知したときは、直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努める。

イ 前項の処置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭載の無線・有線を使って、速やかに運行管理者に連絡・報告し、以降の指示を受ける。

(3) 旅客への広報・避難誘導

ア 乗務員は災害の状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求める。

イ 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための適切な処置にあたる。

3 電気

電力施設に被害を受けた場合は、被災地域のみならず、当該電力の供給範囲に大きな影響を及ぼすこととなり、電力が供給されない間は災害応急活動や避難生活にも大きな障害が生じるので、中部電力パワーグリッド株式会社と常に連絡を密にして、災害が発生した場合にも最小限度にその影響を食い止め、直ちに復旧工事を施すこととする。

4 LPガス

LPガス販売事業者は、災害によりLPガス機器等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講じる。

ア LPガス使用需要家よりガス漏れ等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、修理を行

う。

イ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。

ウ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

(2) 協定に基づく調達、供給

「災害時におけるLPガス等の調達に関する協定」に基づき、町から三重県大台LPガス協議会に調達、供給の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により調達、供給を行う。

5 電話

ア 西日本電信電話株式会社三重支店

西日本電信電話株式会社三重支店は災害発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

イ 移動通信事業者

各移動通信事業者は、災害発生時には、速やかに応急措置、応急復旧工事に着手するものとする。

6 水道

(1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努めるものとする。

(2) 水道事業者は、断・減水を未然に防止するため、水道施設の耐震性の強化、給水ルートループ化を計画的に図るとともに、復旧活動に必要な人員、配管及び施設の設計図書等並びに資機材等について常時、調査点検に努めるものとする。

(3) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施するものとする。

(4) 町の水道事業

ア 町の水道事業の復旧にあたっては、復旧計画を策定し、速やかに実施するものとする。

イ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。

ウ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

エ 給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動により、その場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況及び復旧見込等についても知らせるとともに、需要家の水道に関する不安解消に努める。

オ 水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

7 公共施設等防災拠点施設

(1) 被害点検・巡視

役場庁舎及び避難所等、防災拠点施設となる施設の管理者は被害を把握するため、速やかに必要な点検・巡視を行い、その状況を町災対本部に連絡する。

(2) 応急措置

防災拠点施設となる施設に被害があった場合は、避難者の受け入れ等施設の機能回復に必要な物資の調達及び施設整備の関係業者に速やかに依頼する。

第20節 危険物等災害応急対策

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課	紀勢地区広域消防組合 消 防 団 大台警察署

第1 計画の方針

LPガス販売事業者、石油等販売業者及び火薬類販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

第2 危険物製造所等の応急措置計画

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 危険物施設の運転、危険物の取扱作業及び運搬を直ちに停止する。
- (2) 施設付近における使用中の火気を消火する。また、施設内の火元となり得る電源（保安経路を除く。）を切る。
- (3) 危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について応急点検を実施し施設の現状を把握する。
- (4) 危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの火災及び流出事故を防止する。
- (5) 危険物による災害が発生した場合は、化学消火剤、中和剤等を十分に活用し、自衛消防組織等により現状に応じた初期消火及び危険物の流出拡散防止の措置を講じる。
- (6) 上記(5)の事態を発見した者は、消防法の定めるところにより直ちにその旨を町、紀勢地区広域消防組合消防本部及び警察署等の防災関係機関に通報する。
- (7) 災害が発生した危険物施設の所有者等は、町、消防、警察等防災関係機関との連絡を密接にとり、従業員及び地域住民の安全を確保するため、避難、広報等の措置を講じる。

2 町が実施する対策

- (1) 危険物施設の所有者等から通報を受けた場合は、直ちにその旨を消防署、警察署及び県等の防災関係機関に報告する。

- (2) 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は危険物施設の使用を一時停止並びに危険物の除去等を命ずることができる。
- (3) 被害の状況、災害の危険性がおよぶ範囲を把握する。
- (4) 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連絡を取り、警戒区域を設定し、住民の立ち入りを制限し、区域内居住者に退去を命ずる。この場合避難先を指示する。
- (5) 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、奥伊勢消防署に出動を要請し、災害を防御し、又は災害の拡大を防止する。また、火災の状況、規模により消火用薬剤の収集、化学消防自動車の派遣の要請等を速やかに行う。

第3 ガス施設等応急措置計画

- 1 危険時に際して、L Pガス販売所等の事業主は、経済産業大臣（中部経済産業局長）、知事、町長及び警察官に通報するものとする。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を得るものとする。

- 2 災害発生防止の緊急措置として、知事及び町長は次の措置をとるものとする。
 - (1) 消防機関への出動命令及び警察官の出動要請（災対法第58条）
 - (2) 警戒区域を設定し、立入制限、禁止及び退去（災対法第63条）
 - (3) 応急公用負担行為（障害物除去等必要な措置）（災対法第64条）

3 災害応急対策

- (1) 発見、通報と住民の安全

町長、警察官又はL Pガス販売事業者等は、ガス漏れ等の通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動するとともに相互に連絡するものとし、速やかに危険区域の住民に周知させ住民の生命の安全を図るものとする。

- (2) ガス漏れの初期応急措置

L Pガス販売事業者等は、事故現場に急行し、ガス漏れ箇所を速やかに確認するとともにガスを遮断するためのバルブの締め切り又はガス圧を低下させる等の処置によりガス噴出を停止させ爆発を未然に防ぐ。

- (3) 作業の識別

L Pガス販売事業者等は、事故現場に急行する場合においては、L Pガス販売事業者等であることを識別できる腕章等を着用するものとする。

- (4) 火気規制、立入り規制

町長は、LPガス販売事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域を設定し、区域内の火気の禁止及び立入規制について、住民に周知徹底させる。

(5) 交通規制

警察官は、LPガス販売事業者等と協議のうえ事故現場を中心に交通規制を行い、警戒区域への立入規制の実効をあげる。

(6) 避難の指示及び場所

危険のおそれがある場合に町長は、区域内住民に避難すべき理由を周知させ、風向き等を考慮し直ちに安全な場所へ避難誘導するものとする。

4 一般消費者がとるべき措置

一般消費者は、震災時においては、直ちに火気の使用を中止し、容器のバルブを閉め、必要によっては安全なところに避難する。

第4 毒物劇物災害応急対策

毒物劇物施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるので、これに対する応急対策は本計画によるものとする。

- 1 毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者は、毒物劇物の流出及び飛散等の事故が発生した場合、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、松阪保健所、大台警察署又は消防機関に届出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。
- 2 町は、県（保健所）及び警察と密接な連絡をとり、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出救護及び避難誘導等の措置をとるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に連絡する等万全を期するものとする。
- 3 施設の責任者及び町、大台警察署等の防災関係機関は、必要に応じ次の措置をとるものとする。
 - (1) 毒物、劇物による汚染区域の拡大防止のための危険区域及び立入禁止区域の設定
 - (2) 交通の遮断、避難、広報の実施
 - (3) 中和剤等の使用による毒物、劇物の危険除去

第5 放射性物質災害応急対策

放射性物質の事故により、保健衛生上身体に危害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策は本計画によるものとする。

1 事故発生時の通報

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄物業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに次の機関に通報するものとする。

- (1) 松阪保健所
- (2) 松阪地域防災総合事務所環境室
- (3) 大台警察署
- (4) 奥伊勢消防署

2 応急措置

事故が発生した場合は、緊急に応急措置を講ずる必要があることから、事故発生時の通報を受けた上記機関は、相互に緊密な連絡のもとに次の応急措置を実施するものとする。

- (1) 住民に対する広報
- (2) 汚染区域の拡大防止措置
- (3) 警戒区域の設定及び交通規制等の必要な措置
- (4) 避難指示等
- (5) 被爆者の救出及び救護
- (6) 飲料水汚染地域の取水区機関への連絡
- (7) 輸送中の事故にあつては、販売業者、使用者等の専門技術者の現場への出動指示

第 2 1 節 防疫対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 検病調査班の任務 ⇨ 感染症患者の発生状況の把握、戸口調査	総 務 課
2 消毒用資機材及び薬品の確保 ⇨ (1) 備蓄 (2) 業者からの調達	健康ほけん課 産 業 課
3 防疫用機械の現状把握	

第 1 計画の方針

災害発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第 2 実施責任者

防疫についての計画の樹立及び実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、県又は他市町へこれの実施又は要員、資機材の応援を要請する。

第 3 検病調査及び健康診断

1 検病調査班の編成

検病調査班は医師 1 名、保健師（又は看護師）1 名及び助手 1 名で編成する。

2 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。

3 検病調査班の用務

- (1) 災害地区の感染症患者の発生状況を迅速正確に把握
- (2) 未収容患者及び保菌者の急速隔離とその適切な処理
- (3) 全般的な戸口調査
- (4) 前号による疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

4 検病調査の結果、必要があるときは、県が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第17条の規定による健康診断を実施する。

第 4 松阪保健所との連携

災害地の検病調査、清潔方法、消毒方法及びねずみ族昆虫等駆除その他の防疫措置については、事情に即応した指導を松阪保健所に要請する。特に、被害激甚な場合には、松阪保健所に職員の派遣を要請する。

第5 防疫措置の実施

1 防疫活動

町長は、災害の規模及び様態などに応じ、その範囲及び期間を決めて、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生労働省公衆衛生局通知）の基準により速やかに行うものとする。消毒等に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律にも基づいて行うものとする。

2 活動内容

町長が実施する清潔方法、消毒方法は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法第27条及び第29条の規定により実施するものとする。

- (1) 防疫活動は、応急救助班医療衛生係が中心となり、まず防災行政無線等による広報を行い、**松阪保健所**との緊密な連絡のもとに、実情に即した指導、協力を行う。
- (2) 災害の状況等により検病調査班を適宜設置し、被災地及び避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努める。
- (3) 感染症予防のため、必要に応じて被災地及び避難所の消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 被災地の家屋周辺の清掃及び井戸水の消毒について指導又は指示を行う。
- (5) 患者が発生した場合は、速やかに知事に連絡し、入院させる。
- (6) 予防接種の実施が防疫上必要と認める場合は、県が指示を行う。

第6 飼い犬等ペットの管理

生活環境班環境係は、犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。

また、獣医師、三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接したペットの管理場所等の設置を検討する。

第7 家畜の管理

- 1 牛、豚、鶏等、家畜舎が被害を受け、飼育する家畜が逃走した場合には、産業課は当該家畜の管理者及び南勢家畜保健衛生所とともに、速やかに捕獲にかかることとする。

- 2 被害を受けた家畜舎から糞尿等の汚濁物が流出したおそれのある場合は、病原となる汚染等、周辺への影響について、産業課は松阪農林事務所及び南勢家畜保健衛生所に連絡するとともに調査し、対策を講じることとする。

第22節 清掃対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 処理方法 〔非常〕 衛生上支障のない方法による処理	総 務 課 生 活 環 境 課 産 業 課
2 人員・器材の応援要請 ⇨ (1) 雇い上げ、借上げ (2) 県、他市町への要請	
3 優先収集するごみ ・腐敗性の高いごみ、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ ・浸水地域のごみ、重要施設のごみ	

第1 計画の方針

被災地のごみの収集措置及びし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処置等の清掃業務を適切に行い、環境衛生に万全を期すものとする。

第2 実施責任者

清掃計画の樹立及び実施は、町長が行う。ただし、被害甚大で町で処理不可能の場合は、他市町又は県の応援を求めて実施する。

第3 実施方法

奥伊勢広域行政組合、香肌奥伊勢資源化広域連合と連携して「清掃管理班」を編成し、処理を行うものとする。ただし、収集運搬に支障を生ずる場合は、県災対本部に連絡のうえ、近隣の市町又は府県から応援を求め緊急事態の收拾処置に当たる。

また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行うものとする。

1 ごみ処理

(1) 処理方法

ごみの収集は、被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から実施し、収集したものは処理施設のほか、必要に応じ埋立て、露天焼却等環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に定める基準に従って行う。

また、保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

ア 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ

イ 浸水地域のごみや重要性の高い施設（避難場所等）のごみ

(2) 要処理量

全壊家屋(A)	流失家屋(B)	については17 tの割合
半壊家屋(C)		については8.5 tの割合
床上浸水家屋(D)		については0.2 tの割合
・算出方法 $(A + B) \times 17 t + C \times 8.5 t + D \times 0.2 t$		

(3) 運搬等

ごみ処理を要する数量等に応じ、必要な人員器材を応援要請、雇い上げ等により確保する。

・算出方法 1日当り ダンプ等1台の処理量 10トン

2 し尿処理

(1) 処理方法

処理については、し尿処理施設で行うことを原則とするが、必要に応じ、環境衛生上支障のない範囲で臨時に施設を設置し処理を図るものとする。

この収集、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

(2) 要処理量

1戸当たり	7 ℓ (A + B + C + D + ……………床下浸水戸数)
・算出方法	$7 \ell = 1 \text{人} 1.7 \ell \times 5 \text{人家族} = 1 \text{戸当り} 1 \text{日の排出量}$

(3) 運搬

し尿の運搬は、バキューム車とし、1日平均1台の処理は7.2キロリットルとなるので、これに必要な人員機材を用意するものとする。

3 死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛・豚が死亡したもの）の処理は、死亡獣畜取扱場で行うほか、必要に応じて次のように行うものとする。

(1) 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。

(2) 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

(3) 処理は埋却及び焼却によって行う。

埋 却	深さ2mの穴を掘って地表まで1mの余地を残す深さとする。死体には生石灰を散布し、土砂をもって覆う。
焼 却	0.8mの穴を掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、その上にさらに薪を置き、重油(A)をかけ、むしろを被覆して焼き、土砂をもって覆う。

(資料第30 ごみ、し尿処理施設一覧)

4 公害対策

 町は、平常時より公害パトロール等を行い、公害の早期発見に努めている。また、事業所等に対して公害発生未然防止並びに被害の緊急処理体制及び拡大防止対策の確立を図るよう指導するものとする。

 災害により事業所から大気汚染、水質汚濁等の公害が発生した場合には、町は、当該事業所に作業の緊急停止又は中止を命ずるとともに、速やかに防災関係機関に対し連絡及び調整を図るものとする。

5 その他

 必要に応じて、仮設トイレを設置する。

第23節 食品衛生対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 応急救助班の任務 ⇨ 被災地営業者及び臨時給食施設（炊き出し施設等）の衛生状態を把握し、現場指導等を行い安全で衛生的な食品を供給する	総務課 健康ほけん課
2 関係機関との連携 ⇨ 地域防災総合事務所、保健所との連携を図る	

災害発生に伴う浸水、停電、断水等により発生する食品衛生上の問題を排除することにより、安全で衛生的な食品を供給し事故の発生を未然に防止する。

1 計画の方針

被災地営業者及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の衛生上の実態を把握し、適切な措置を講ずることにより、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

2 実施方法

（1）臨時給食施設

応急救助班と関係機関が密接な連携を取って施設の実態を把握し、現場指導の徹底を行い、事故を未然に防止する。

■重点指導事項

- ア 手洗い消毒の励行
- イ 食器類の消毒
- ウ 給食従事者の検便及び健康診断による保菌者の排除
- エ 原材料及び食品の検査

（2）営業施設

食品関連事業者等については、県の食品衛生監視員の指示に基づき、食品

の衛生対策を講じる。

■重点指導事項

ア 浸水地区は、たん水期間中は営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設及び設備を完全消毒のうえ、県の食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

イ その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗した食品が供給されることのないようすること。

(3) その他

応急救助班は、地域防災総合事務所、保健所と連絡を密にし、現地においては、県の食品衛生監視員の指示に従うものとする。

第24節 遺体の取扱い

活 動 の ポ イ ン ト		所 管 課
1 搜索の実施	⇒ 消防機関、警察、自衛隊等の救助機関と連携	総 務 課 町 民 福 祉 課
2 他市町への応援要請	⇒ 行方不明者・遺体に関する情報、応援を要する人数、資機材等の明示	町 民 室 報 徳 診 療 所 関 係 機 関
3 遺体安置所	⇒ 大台町B&G海洋センター	消 防 団 紀 勢 地 区 広 域 消 防 組 合 大 台 警 察 署
4 埋火葬の手配	⇒ やすらぎ苑の利用、又は三重県広域火葬計画に基づき、松阪保健所を通じて措置	

第1 計画の方針

災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの搜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。

第2 遺体搜索の実施者等

1 遺体の搜索

遺体の搜索は、町災対本部において、消防機関、警察、自衛隊等の救助機関と連携し、救出救助活動に必要な機械器具を借り上げて実施する。また、必要により地域住民の協力を得るものとする。

2 遺体の検視

遺体の検視は警察が行うものとする。

3 応援の要請

町災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は流失等により他市町にあると認められるとき等にあつては、隣接市町又は遺体漂着が予想される市町に直接搜索応援の要請をする。

なお、応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (1) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
- (3) 応援を求めたい人数又は舟艇、器具等
- (4) その他必要な事項

第3 遺体安置所

大台警察署と調整を図り、被災状況に応じて、必要な検視場所及び遺体安置所を開設する。遺体安置所は大台町B&G海洋センター（共用棟）をもって充てる。

第4 遺体の収容、処理

遺体を発見したときは、町災対本部は、速やかに大台警察署と連携して指定された遺体安置場所に収容するとともに、検視、検案、身元確認を実施し、必要に応じ、次の方法により遺体を処理する。

1 実施者及び方法

遺体の処理は、町災対本部応急救助班及び診療所班が大台警察署及び日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療救護班の出動応援を求める等の方法により実施する。

2 遺体保存用資材の確保

検視、検案、身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺、遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援要請する。

第5 遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行うものとする。

なお、埋火葬を町災対本部で実施できないときは、他機関の応援及び協力を得て実施する。

1 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災対本部において直接土葬若しくは火葬に付し、棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

なお、埋火葬の実施にあたっては、次の点に留意を要する。

- (1) 事故死等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬する。

- (2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては土葬とする。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、旅行死亡人としての取扱いによる。

2 遺体の搬送

埋火葬場までの搬送車両が不足する場合は、車両の手配を県に要請する。

3 火葬場及び埋葬場所

火葬場は、やすらぎ苑を使用する。ただし、施設が被災等により使用できない場合、または火葬能力を上回る遺体数である場合は、「三重県広域火葬計画」に基づき、松阪保健所を通じ、必要な措置を講じるよう要請する。

埋葬場所は、被災地の墓地又は被災地最寄りの墓地を、当該墓地の管理者と協議の上、使用する。

第6 記録

整理保存すべき帳簿は次のとおりとする。

遺 体 処 理 台 帳

死亡年月日		遺族の死亡者との関係		
死亡原因				
遺体発見の日時及び場所		洗浄等の処理費	品名	
			数量	
			金額	
死亡者	住所	遺体安置場所及び保存期間		
	氏名			
遺族	住所	備考		
	氏名			

第7 災害救助法が適用になった場合

1 遺体の搜索

災害救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次によるものとする。

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 費用

遺体搜索のため支出できる費用は、搜索のための機械器具等の借上費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。なお、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体搜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、「輸送費」として、各々一括計上する。

(3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 遺体の処理、収容

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準は、次によるものとする。

(1) 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理（埋葬を除く。）ができない場合に行う。

(2) 処理の内容

ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

検案は原則として応急救助班、診療所班によって行う。

(3) 方法

遺体の処置は、救助の実施期間内において現物給付で行うものである。

(4) 費用の限度

ア 「救助の程度、方法及び期間等一覧表」の限度とする。

イ 検案が応急救助班、診療所班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ウ 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。（輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。）

エ 期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の埋火葬

災害救助法適用時における遺体埋火葬の実施基準等は、次によるものとする。

(1) 遺体埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合

(2) 方法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施期間は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は町長（補助又は委任による。）が行うことを原則とする。

(3) 費用

ア 範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（附属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費、輸送費を含む。）

(ウ) 骨つば及び骨箱

イ 費用の限度

「救助の程度、方法及び期間一覧表」のとおり。

ウ 期間

災害発生の日から10日以内

(参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表)

第25節 障害物除去対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 除去資機材調達 ⇨ 建設業者への協力要請	総 務 課 建 設 課
2 除去障害物の集積場所 ⇨ 日常生活に支障のない場所	

第1 計画の方針

山くずれ、河川の崩壊等によって道路、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木及び被災工作物等の障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。

第2 実施責任者

- 1 障害物の除去は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県にこれの実施又は必要な要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の職権を委任された町長が行う。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第3 障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、おおむね次のとおりとする。

- 1 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2 河川氾濫、護岸決壊等の防止その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 3 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第4 実施方法

障害物の除去は、建設土木班が担当し、建設業者にこれを請負わせて実施する。障害物の除去により、必要最小限度の日常生活が営なめるようにするものとし、除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

状況により「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、町から大台町商工会建設部分会に応援を要請する。

第5 災害救助法が適用された場合

災害救助法適用時における障害物除去の実施基準は、次によるものとする。

1 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、それを除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- (1) 自らの資力で障害物の除去ができないもの
- (2) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (3) 当該災害により住家に直接被害を受けたもの

2 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施する。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給するという意味ではなく、住み得る状態にするということである。

3 除去の対象数

半壊又は床上浸水世帯数の $\frac{15}{100}$ 以内

4 費用の限度

救助の程度、方法及び期間一覧表のとおり

5 期間

災害発生の日から10日以内

(参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表)

第26節 農林施設等災害対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 被害状況調査及び応急対策状況の把握	総 務 課 建 設 課 産 業 課
2 技術指導による農作物被害の縮小（平常時）	
3 採種ほ産種子の確保 ⇨ 県へ要請	
4 家畜伝染病の防除 ⇨ 消毒、防疫薬剤配布、治療	
5 山林種苗の供給 ⇨ 被災苗木の消毒、枯死苗木の抜き取り、焼却	

第1 計画の方針

農作物に対しては、あらゆる災害による被害の発生が考えられるので、災害の都度、農作物等に対する技術対策をたて、防災関係機関と連絡をとり、その指導に当たるものとする。

第2 農業用施設応急対策

かんがい用排水路、農道等の施設が災害により被害を受けた場合は、応急復旧を実施するとともに、施設の損傷により危険が生じたときは、防災関係機関の協力を得て適切な処置をとるとともに、被害に影響のある付近住民に対しても通報し、農作物の被害及び人的災害の防止を図る。

第3 農作物の応急対策

1 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、松阪農林事務所及び農協等の協力を得て対策及び技術の指導を行うものとし、必要に応じ農業研究所等の指導及び援助を求め万全を期するものとする。

2 採種ほ産種子の確保

災害応急用種子の確保については、県および三重県米麦協会に協力を求める。

3 病虫害の防除

(1) 植物防疫についての計画樹立及び実施は、町長が行う。なお、知事は災害の状況により、植物防疫に関する発生、予察情報を提供するものとする。

(2) 町は病虫害防除所、農協等と連絡を密にして防除組織をつくり、農家に指導、助言を行い、病虫害の防除に努めるものとする。

- (3) 防除は、特別の指示のない限り県の定める病虫害防除基準により、一斉に行うものとする。

第4 畜産応急対策

- 1 被災地における病家畜の早期発見に努める。
- 2 家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、南勢家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て汚染地域の消毒を実施するとともに、防疫の方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。
- 3 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県及び三重県農業共済組合、多気郡農業協同組合を主体に獣医師会の協力により治療の万全を期する。

第5 林産物応急対策

- 1 山林種苗の供給
 - (1) 浸冠水した苗畑は、速やかに排水に努めるとともに、被災苗木の早期消毒、枯死苗木の抜取り及び焼却等に努める。
 - (2) 被災造林地においては、幼齢林の倒木起し作業及び施肥等により、早期復旧を図るとともに枯損等による所要苗木数量を把握し、その供給確保を図る。
- 2 病虫害の防除

被災木は病害木の餌木となりやすいので、枯損木、倒木、折損木等は速やかに林外に搬出するほか、剥皮又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。
- 3 風倒木の除去

風倒木による二次災害を防止するため、森林組合、(株)フォレストファイターズと連携を図り、必要に応じ風倒木の除去等の措置を講じるものとする。

第6 林道施設応急対策

町は、災害の発生により林道施設に被害を受けた場合は、被害状況を調査し、その内容を松阪農林事務所に報告するとともに、応急対策の方策を検討し、施設の機能を維持するために必要な応急対策を講じることとする。

特に、被害を受けた箇所が水道施設等の生活関連施設や孤立地域への進入道路となっている場合には、県、近隣市町、土木事業者等の協力を得て、住民生活に著しい支障をきたさないように速やかに応急対策工を行う。

第27節 文教対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 平素からの災害時の任務分担、時間外の参集等の体制整備 2 教職員、児童・生徒等、保護者の周知事項 (1) 情報収集伝達方法、(2) 児童・生徒等の誘導方法、 (3) 保護者との連携方法、(4) 緊急通学路の設定 3 応急教育の方法 ⇨ 短縮授業、二部授業、分散授業 4 教職員の確保 ⇨ 学校間等の教職員の応援要請、 非常勤講師等の任用	教育委員会

第1 計画の方針

文教施設の被災又は児童、生徒の被災により、通常の教育が行えない場合の応急教育対策は本計画によるものとする。

第2 実施責任者

町長(災害救助法適用の場合、学用品の給与については知事の委任による町長)所轄のもとに教育委員会、学校長が協力して行うものとする。

第3 施設の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは速やかに応急修理を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間要する場合には、使用可能な学校施設、公民館その他民有施設の借上げ等仮校舎を設置する。

第4 応急教育の方法

校舎の被害が甚大で、復旧に相当の期間を要し、授業ができないため学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。

第5 健康管理及び危険防止

1 浸水被害を受けた学校については、教室、給食室、便所等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。さらに、理科室、技術室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。

- 2 被災地区及び長期に避難所等で集団避難生活をしている児童生徒に対しては、早急に健康診断、検便等を行うとともに、伝染病の予防と健康保持に努める。
- 3 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、学校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

第6 被災児童・生徒の保健管理

被災児童・生徒の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。カウンセリングには、養護教諭等が応急措置に当たるものとする。

第7 教材、学用品等の調達及び給与方法

1 学校備品、消耗品の調達

教育施設が被害を受け、学校の備品、消耗品等の一部又は大部分が使用できなくなり、学校運営上支障を来す場合、学校長は速やかに被害状況等を教育長に報告する。この場合、教育委員会は早急に現地調査を行い、関係機関と密接な連絡のうえ、必要な物品の調達を行うものとする。

2 災害救助法が適用されない場合

教育委員会は、小・中学校の児童生徒の住家が、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学に支障があると認められるときは、学校長と緊密な連絡を保ち速やかにその被害の状況を把握するとともに、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給与する。

学用品の品目の例示は次のとおりであり、その給与に当たっては、各人の被災状況程度等被害の実情に応じて現物をもって行う。

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

第8 災害救助法が適用された場合

1 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

2 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- (1) 教科書及び教材
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用及び期間

救助の程度、方法及び期間等一覧表（参考資料参照）のとおりとする。

（参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表）

第9 文化財の保護

1 被害防止対策

(1) 基本方針

災害発生時における文化財の保護を図るため町教育委員会及び所有者、管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を樹立し実施するものとする。

(2) 対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町教育委員会は文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言する。

2 被害報告

国及び県指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は被害状況を調査し、その結果を速やかに町教育委員会に報告する。

3 応急対策

国又は県の指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、指定先の指示に従い、その保存を図るものとする。ただし、人命にかかわるような被害が発生した場合は、この限りではない。

（資料第3 1 指定文化財一覧）

第28節 応急住宅対策

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 用地の選定 (1) 公共用地を優先、(2) 飲料水等の入手、衛生環境、交通の便、学校との距離等を考慮	総 務 課
2 建設資機材及び業者の確保	建 設 課
3 災害救助法が適用された場合又は町のみでは行うことが困難な場合は、県又は他市町に応援を要請	町 民 福 祉 課
4 入居者の選定（災害時要援護者の優先）	

第1 計画の方針

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

第2 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は原則として知事が行うが、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、町長が行う。

第3 応急仮設住宅

応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用されない場合にあつては、災害救助法に準じて行うものとする。

1 建設用地の選定

- (1) 用地の選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所として公共用地等から優先して選定し確保する。
- (2) 被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議のうえ選定する。
- (3) 相当数の世帯が集团的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。
- (4) 発災時に備え、建設予定地の把握に努める。

2 建設資機材及び業者の確保

町は、木材業者及び各職工組合（大工、左官、建具等）と協定して、仮設住宅の建設を行うものとするが、災害時の混乱等で資材、労務等の確保が困難な場合は、県又は他市町へ応援を要請する。

3 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要性が生じ、かつ付近に適切な収容施設がない場合または被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとする。

4 入居者の選定及び住宅の管理並びに処分

- (1) 応急仮設住宅には、災害時要援護者の優先入居をはじめ、円滑な入居の促進に努める。
- (2) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (3) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第4 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、災害救助法が適用されない場合にあっては、災害救助法に準じて行うものとする。原則として、住宅の応急修理は町内の建設業者に協力を依頼するものとする。

第5 災害救助法が適用された場合

1 応急仮設住宅

(1) 設置戸数

入居希望者を調査したうえで設置する。

(2) 入居者

- ア 住家が全壊（焼）流失した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

(例)

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のない未亡人及び母子世帯
- ④ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者

- ⑤ 特定の資産がない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

エ 上記該当者が3割を超える場合は生活能力が低く、かつ住宅の必要性の高い者

(3) 建設期間

災害発生日から20日以内に着工し、速やかに完成するものとする。

したがって町においては、災害発生日から7日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

(4) 費用の限度

費用の限度は、「参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」のとおりとする。

(5) 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者

(2) 対象世帯者

ア 住家の半壊又は半焼世帯数の3割以内。ただし、必要があると認められる場合は、災害救助法適用市町の半壊、半焼世帯数の合計数の3割の範囲内で、市町相互間において修理戸数の融通をすることができる。

イ 特別の事情があるときは、知事に要請し厚生大臣の承認を受けて対象世帯数の限度を引き上げることができる。

(3) 費用

費用については、救助の程度、方法及び期間等一覧表のとおりとする。

(4) 期間

災害発生日から1月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、知事に要請し厚生大臣の承認を得て延長することができる。

(参考 災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表)

第6 被災宅地危険度判定

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、町災対本部に被災宅地

危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果を表示することにより所有者、使用者、付近を通行する人、近隣住民等に注意喚起するとともに、遅延なく実施本部に報告する。

第29節 災害義援金品の受入配分

所 管 課
会 計 課 町民福祉課

第1 計画の方針

被災者あてに寄託された義援金品の受入及び確実かつ迅速な配分を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。

第2 災害義援金品の募集、配分等

1 実施機関

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行うものとする。

三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、
県、町、その他各種団体

2 募集

県内又は他の都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集するものであり、募集内容に当たっては被災地の状況等を十分考慮して行うものとする。

このため、町は、義援品について、受け入れを希望するもの、希望しないものを把握し、その内容及び送り先を県災対本部に報告する。

3 保管

義援金については、町災対本部で一括とりまとめ保管し、また義援品については、集積場所において仕分け等を行い、管理する。

4 配分、輸送

配分は、被災地のニーズ、状況、義援金品の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ配分及び輸送するものとする。

第30節 自衛隊災害派遣要請要求

活 動 の ポ イ ン ト	所 管 課
1 派遣要請要求先 ⇒ [通常] 松阪地域防災総合事務所を通じ知事 [緊急] 直接、自衛隊	
2 派遣要請要求事項 ⇒ (1)災害の状況及び要請要求事由 (2)派遣期間 (3)派遣人員及び航空機等の概数 (4)派遣区域及び活動内容等	総 務 課
3 ヘリコプター離着陸場 官川総合支所、上三瀬等	

第1 計画の方針

災害時に町民の人命、財産を保護するため災害応急対策上、自衛隊の支援を必要とする場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、次により自衛隊の災害派遣を要請要求する。

第2 災害派遣要請要求の基準

- 1 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第3 災害派遣要請要求の手続

町長は、自衛隊の派遣を要請要求しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請要求書に次の事項を記入し、松阪地域防災総合事務所長を経由して知事に提出するものとする。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請要求を求めることができる。その後、必要に応じ直接自衛隊に対し事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請要求を求められない場合には、町長はその旨及び

町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。

ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由(特に災害区域の状況を明らかにすること。)
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となる事項

緊急時派遣要請要求先電話番号

名 称	電 話 番 号
三重県防災対策部災害対策課	平日の昼間 059—224—2189
	平日の夜間及び 土・日・祝日 059—224—2311
陸上自衛隊第33普通科連隊	059—255—3133

(資料第33 自衛隊災害派遣要請要求様式)

第4 災害時の緊急派遣

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書)

この場合、町長は、第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知することができる。

第5 派遣部隊の活動内容

- 1 被害状況の把握(車両、航空機による偵察)
- 2 避難の援助(誘導、輸送)
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 水防活動の支援
- 5 消防活動の支援
- 6 道路の啓開(障害物除去等)
- 7 診察、防疫及び病虫害防除等の支援
- 8 通信支援
- 9 人員及び物資の緊急輸送

- 10 炊飯及び給水の支援
- 11 救助物資の無償貸付又は譲与
- 12 交通整理の支援
- 13 危険物の除去等

第6 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- 1 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 2 他人の土地等の一時使用等
- 3 現場の被災工作物の除去等
- 4 住民等を応急措置の業務に従事させること。

第7 派遣部隊の受入体制

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、県との連絡を図るとともに、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- 1 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- 2 作業計画及び資機材の準備
- 3 宿泊施設（野営施設）及びヘリコプター離着陸場等施設の準備
- 4 住民の協力
- 5 派遣部隊の誘導

第8 連絡員の派遣

自衛隊は、災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は町災対本部に連絡幹部を派遣、町災対本部との調整・連絡に当たらせるものとする。

第9 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事、防災関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

（資料第34 自衛隊災害撤収要請様式）

第10 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めるものとする。

- 1 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- 2 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- 3 活動のため現地で調達した資機材の費用
- 4 その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

第11 ヘリコプターによる災害派遣と離着陸場の選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのための離着陸場の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 ヘリコプター派遣要請の受入れ準備
 - (1) 派遣要請を行う場合は、上記の要請手続によるほか、使用離着陸場名（特別の場合を除き添付資料に記載されている離着陸場を使用する。）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策室）に連絡を行うこと。
 - (2) 離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
 - (3) あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径10メートルのⓂ印を行い、上空より降下場所選定に備えておくこと。
 - (4) 夜間は、着陸場（別に指定するものに限る。）にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
 - (5) 着陸場と町役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- 2 離着陸場の取扱いについて

離着陸場として町が選定した学校等のグラウンドについては、平素から学校長等の管理者と常に連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに町を通じ県（防災対策室）にその概要（略図添付）を報告すること。

- (1) 面積を変更した場合
- (2) 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- (3) 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- (4) 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合

(5) グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、
着陸に支障を生じた場合

(資料第35 ヘリコプター離着陸場の設定基準)

(資料第36 ヘリコプター離着陸場一覧)

第31節 県防災ヘリコプターの活用

所 管 課	関 係 機 関
総 務 課	紀勢地区広域消防組合

第1 計画の方針

町域内において、災害が発生し、より迅速かつ的確に対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に利用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

第2 対策

1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、町の要請に基づき、運航するが、非常体制が発令された場合は、町の要請の有無にかかわらず、情報収集等の活動に自動的に出動するものとする。

2 防災ヘリコプターの応援要請

町長は、知事に対し防災ヘリコプターの応援要請を次のとおり行うものとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町長又は紀勢地区広域消防組合消防本部消防長は応援を要請するものとする。

- ア 災害が、隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

町長は知事に対し、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに防災ヘリコプター緊急運航要請書を知事に提出するものとする。

- ア 災害の種別

- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 緊急時応援要請要求連絡先

防災航空班（防災航空隊）

T E L 059—235—2558 （緊急専用回線）

F A X 059—235—2557

3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第32節 他機関に対する応援要請

所 管 課
総 務 課

第1 計画の方針

大災害発生時に、家屋の倒壊、火災のほか、土砂災害など各種の災害が多発した場合、人的又は物的にも本町の機関のみでは十分な措置が講じられないことが予想される。

この場合、以下に定める災害応援協定に基づく要請を行い、適切な措置が講じられるよう努める。

第2 応援要請の基準

本町関係機関のみでは、町民の生命、財産の保護が困難と思われる場合に必要な要請を行うこととする。

第3 協定の種類

応援要請を行う場合は、次の主な協定に基づき要請する。

- ・三重県市町災害時応援協定 : 県内市町
- ・三重県水道災害広域応援協定 : 県内市町水道用水事業者
- ・災害時相互応援協定 : 東員町

第4 応援要請の決定

- 1 総務班長は、各班からの被害状況及び応援要請を取りまとめ、他機関に対する応援要請が必要と思われる場合は、本部長に報告し本部会議において内容を諮ることとする。
- 2 応援要請する相手、内容、時期等、他機関に対する応援要請の内容は、本部会議において決定する。

ただし、急迫した事態であって、速やかに本部会議の招集が困難な場合は、本部長の決定により要請することができる。

第5 応援要請の手続

- 1 応援要請の手続は、それぞれの協定書に規定する手続によることとする。
ただし、急迫した事態である場合は、電話、無線その他交信可能な連絡手段により直接に協定市町に要請することとし、その後に必要な手続を行うこととする。

- 2 その他応援要請に必要な事項は、それぞれ協定書に規定するとおりとする。

第6 応援受入体制

- 1 他機関からの応援を受け入れるための施設、食料の確保、その他災害応急計画との調整は総務班が行う。
- 2 効率的な災害応急事業のための町内機関と応援機関との事業内容の調整は、現地を所管する各班において行う。

第33節 災害廃棄物処理実行計画の策定

所 管 課	関 係 機 関
生活環境課	

災害時に発生した廃棄物を適正かつ迅速に処理を行い、早期復旧に資するため、発災後、早急に関係機関と調整し、「大台町災害廃棄物処理実行計画」を策定し、それに基づき廃棄物処理を実行するものとする。

当該計画には、処理を実行するうえでの基本的な考え方、具体的な処理方法、スケジュール、廃棄処理場に加え、国、県、近隣市町、関係団体、民間事業者等との連携など、災害廃棄物処理の実行を円滑に実施するための事項について記述する。

第34節 水防活動

所 管 課	関係機関
総 務 課 建 設 課	消 防 団

本町は、指定水防管理団体ではないが、洪水に際しては、消防団（水防団）を中心として、洪水や土砂災害等の水害を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減しようとするものである。

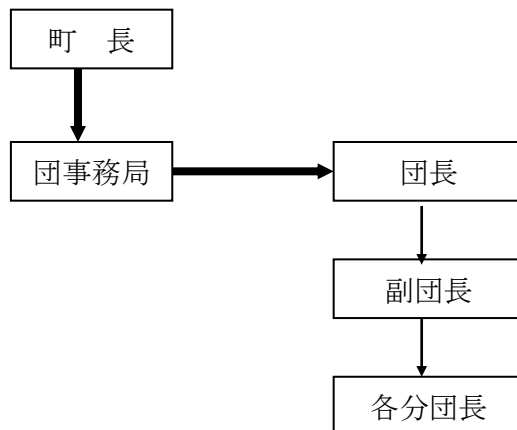
第1 水害時の組織

水害時には、大台町消防団をもって組織する。

大台町消防団は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため消防団を各部に組織しておくものとする。

大台町消防団への命令系統及び消防団の組織は、次のとおりとする。

消防団への命令系統及び団組織図



第2 現状の把握と危険箇所の補強等について

- 1 建設土木班を中心に河川、砂防施設等の巡視を一層厳重に行うとともに損傷している箇所や出水等により危険と思われる場所については、速やかに補強工事を行うなど適切な処置を講ずる。
- 2 砂利採取等により、河状が変り洪水が発生した場合下流域に悪影響を与えるおそれのある時は、早期に正常な河状に整備させる。
- 3 貯木等、出水時に被害を与えるおそれのあるものについては、あらかじめ、け

い留、固定等の措置について関係者に十分指導する。

第3 災害時の巡視

危険が予想される箇所について、警備体制に基づく職員及び消防団員をもって巡視に当たることとし、特にダム湖沿線、ため池、堤防等の洪水による災害発生の危険が高い場所については、常時巡視することとし、異常な状況の早期発見に努めるものとする。

第4 出動及び作業

災害が発生した場合、団長は命を差し、消防団員を待機させ、準備させ、出動させるものとする。この場合、団長は、消防管理者である町長に報告するものとする。

消防団が行う水防活動は次のことを中心に行うこととする。

- (1) 危険地域の巡視
- (2) 危険地域住民への注意警戒広報
- (3) 地域住民の避難誘導・搬送
- (4) 決壊危険箇所等への水防工の施工
- (5) 被災箇所の応急復旧

第5 水防上の心得

- 1 団員は、出動時、命令なくして勝手な行動をしてはならない。
- 2 作業中は、上司の命に従い団体行動をとらなければならない。
- 3 作業中は、私語を慎み、言動に注意しなければならない。

第6 ダム管理事務所との連絡調整

宮川ダム管理室及び中部電力㈱三重水力センターとは連絡を密にし、水位及び放流予定量等の情報を得、特に河川付近の住民及び沿川道路に対する警戒を行う。

放流操作について、既に河川沿川で家屋、道路等に水害が発生している場合には、被害拡大を防ぐために配慮するように要請するとともに、ダムの機能保全を優先しつつも災害対策活動と連携できるように要請する。

第7 水防用資材の保持

災害時において常時使用できる資材保持に努めなければならない。また、不足品については直ちに補充し非常時に備えなければならない。

第8 洪水浸水想定区域が指定された河川

本町における洪水浸水想定区域が指定された河川は次のとおり。

管轄する建設事務所	河川名
松阪建設事務所	宮川水系宮川（上流域）

第9 警戒避難体制の整備等

洪水浸水想定区域における警戒避難体制の整備等については、「第11節 治水、砂防、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊対策 3 警戒避難体制の整備等」を準用する。

第35節 流木の防止対策

所 管 課
産 業 課

貯木場や、放置木（間伐木等）等がある森林が洪水により被害を受けた場合の流木の被害を防止するため、次により措置することとする。

第1 貯木場における措置

河川の増水、溢水により流出するおそれのある貯木場においては、当該木材の所有者、占有者は木材を安全な場所に移動させ、又は流出防止柵を設置する等の策を講じ、流木による被害の防止に努めなければならない。

第2 放置木等への措置

河川付近の森林内に放置された伐採木材等が河川の増水、溢水により流出のおそれのある場合には、森林所有者等の当該木材の管理者は、安全な場所に伐採木材等を移動させ、又は流出防止柵を設置する等の策を講じ、流木による被害の防止に努めなければならない。

ただし、降雨時には土砂災害の危険を避けるため、気象予報等に注意して早期の対応に努めることとし、やむを得ず降雨時に森林内に進入する場合は河川や周囲の安全を十分確認するとともに、行き先、帰宅時間を家族等に告げて活動を行うこととする。

第3 流木に対する措置

- (1) 木材の所有者、管理者、占有者は、自己の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所で、かつ住民生活に支障のない場所に移動させるなど、被害の軽減に努めなければならない。
- (2) 河川流域内に漂流する流木については、河川管理者及び町は、その所有者に直ちに除去させ、所有者不明の場合は、河川管理者、町並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し被害の軽減を図る。
- (3) たん水又は浸水地域に漂流する流木については、警察及び町が(2)に準じた措置をとる。

第5章 災害復旧計画

第1節 激甚災害の指定

所 管 課
激甚災害対象事業関係課

第1 計画の方針

被害が甚大であり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合には、県及び町は公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

第2 対策

1 指定の促進

県は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接な連携の上、指定の促進を図る。

2 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
- イ 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
- エ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- オ 母子及び寡婦福祉基金に関する国の貸付の特例
- カ 水防資材費の補助の特例
- キ リ 災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 激甚災害に関する調査

(1) 県

- ア 県は市町の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける

必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。

イ 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

(2) 町

ア 町は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。

イ 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第3 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

県はこれを受け、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき、負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 公共施設等の復旧

所 管 課		
総務課	建設課	町民福祉課
産業課	生活環境課	教育委員会

第1 計画の方針

公共施設の復旧は、原形復旧を原則とし、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実情を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から、緊急度の高い順に復旧に当り、可及的かつ速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。

第2 公共土木施設の復旧

1 河川の復旧

町内各河川の特性を十分検討して災害の原因を探究し、関連事業等を含めた一連の計画のもとに、県と連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）との調和を図りつつ復旧工事を行う。

2 砂防の復旧

河川上流部からの土砂礫の流出が下流部の災害発生原因となっており、砂防施設は治山治水対策の基礎となるものである。従って、河川上流部地域の砂防設備については、再度同様な災害を被らない強度を有する工夫をもって復旧工事を行う。

3 道路の復旧

産業経済及び地域住民生活の基礎となっている道路及び橋梁の災害復旧は最も急を要するので、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって復旧工事を行う。

4 上・下水道施設の復旧

水道事業及び下水道事業は、町民生活をはじめ町の活動を支える重要なライフラインを管理運営する事業であることから、被災後、直ちに応急復旧工事に着手する。

5 林地荒廃防止施設の復旧

林地荒廃防止施設が被災した場合には、即刻調査のうえ計画的に従前の機能

回復のための復旧工事を関係機関と連携して実施する。なお必要な場合応急工事による対策を進める。

第3 農林水産施設の復旧

1 農地農業用施設の復旧

本町における農地の災害は、河川やため池のはん濫越流や堤防決壊に起因した表土の流失又は水とともに押し流された土砂の埋堆、がけ崩れ、地すべり等によって生ずる農地の壊廃があげられる。また、農業用施設の災害は、用排水路の堤塘決壊、かんがい用井堰の流失、ため池堤防及び農道の決壊等である。

農地農業用施設の災害については、現在まで原形復旧に重点をおいて復旧がなされていたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後は更に被災の原因をよく探究して災害を繰り返さないよう計画にあたっては、これらを改良する関連事業も一連の計画として実施する必要がある。なお、農業基盤整備事業として防災ダム事業、ため池等整備事業、地すべり対策事業等及び治山治水等国土保全施設設備計画と総合関連を保ち積極的に推進し、県と連携して災害を未然に防止する方法を講じる必要がある。

2 林道の復旧

林道は、林産物搬出施設としてはもちろん、林業経営の基盤をなす以外に町の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きい。従って、林道の被災による交通途絶は、林業経営に支障を及ぼすほか町民の生活に影響することが大きいので、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要がある。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し原形復旧のみでは再度災害のおそれのあるものについては、各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進する。

3 農林水産施設の復旧

農業協同組合又は森林組合及びその他営利を目的としない法人の所有する倉庫、加工施設、共同作業場並びにその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定められたものが、1箇所の工事の費用が40万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）

第4 社会福祉施設の復旧

1 社会福祉事業を行う関係施設の復旧

- (1) 地方公共団体の設置に係るもの
- (2) その他のものの設置に係るものが激甚法による激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定等がなされた当該災害により全壊、全焼、流失、半壊及び床上浸水等著しい損害を受けその復旧に多額の経費を必要とする場合に特別の財政援助をするものとする。
- (3) (2)に規定するその他のものが設置し経営する社会福祉事業施設が(1)に規定する災害により著しい損害をうける場合、その復旧援助については必要に応じ三重県共同募金会より更に若干の財政援助を要請する。

第5 学校教育施設の復旧

日常多数の児童・生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速かつ適切に復旧しなければならない。特に学校施設は非常災害時において、しばしば地域住民の緊急避難所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意する。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮する。
- (2) 災害防止上、特に必要があれば設置箇所の移転等について考慮する。
- (3) 公立学校施設の災害復旧については、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」(昭和28年法律第247号)の規定に基づき復旧計画を推進する。

第6 公立医療施設病院等の復旧

学校教育社会福祉施設同様に病院等は緊急の復旧事業を実施する必要がある。このようなことから報徳診療所の災害復旧については、迅速に実施する。災害防止上特に必要があれば、設置箇所の移転についても考慮する。

第7 その他の災害復旧

その他災害により必要な復旧事業については、県と連携して行うものとする。

第3節 被災者の生活確保対策

所 管 課		関 係 機 関
総務課	税務課	社会福祉協議会
町民福祉課	健康ほけん課	

災害を受けた地域の生活を安定させる復旧に必要な対策を講ずる。

第1 被災者情報の収集と対応

1 被災者台帳整備に向けた検討

町は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努める。

第2 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

(1) 証明書発行の申請

罹災証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて、町長（火災の場合は消防長）へ申請するものとする。ただし、町長（消防長）により被害状況の確認を受けている住家等については、当該資料を省略することができる。

(2) 証明書の交付

罹災証明書は、調査結果に基づき交付する。住家等の被害調査に係る認定基準は「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の国が示す被害認定基準を準用する

(3) 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

第3 被災者に対する公的資金による融資等

1 災害弔慰金の支給

災害により死亡したとき、その遺族に対して支給する。

2 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別に定める程度の障害がある場合に支給する。

3 災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた世帯に、生活の立直しに資するため、その世帯主に貸付ける。

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けは、「災害弔慰金の支給等に関する条例」（平成18年条例第87号）によるものとする。

4 生活福祉資金の貸付け

(1) 貸付けの対象

低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯とする。ただし、他制度の利用が困難な場合に貸付けを行う。また、対象世帯ごとに所得基準が設けられている。

(2) 借入れの手続

貸付けを受けようとする者は、借入申込書のほか収入を証明する書類、必要経費が確認できる書類、その他資金種類ごとに必要となる書類を町社会福祉協議会を経て三重県社会福祉協議会に提出する。

(3) 貸付金の種類

- ア 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- イ 福祉資金（療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能修得費、緊急小口資金）
- ウ 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- エ 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

5 災害救助法による生業資金の貸付

(1) 貸付けの対象

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者に対して行う。

- ア 小資本で生業を営んでいた者であること。
- イ 蓄積資金を有しないこと。
- ウ 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- エ 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のあ

る者であること。

(2) 貸付世帯数

生業資金の貸付世帯数は、町ごとに全壊（焼）又は流出世帯数の25/100の範囲内とし、応急仮設住宅に準じて承認を受けるものとする。

(3) 貸付限度額 30,000円

6 母子父子及び寡婦福祉資金の貸付け

(1) 貸付けの対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20歳未満の者）を扶養している者及び配偶者のない男子で現に児童を扶養している者並びに寡婦が、その資金を経済的自立の助成と生活意欲の助長並びに母子及び父子並びに寡婦の福祉を増進するために活用する場合及び母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象となっている寡婦。ただし、子及び配偶者のない女子の場合は政令で定める収入以下の者

(2) 借入れの手続

貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に関係書類を添付して、町を経由して県へ提出する。

(3) 貸付金の種類

- ア 事業開始資金
- イ 事業継続資金
- ウ 住宅資金
- エ 技能修得資金
- オ 生活資金
- カ 就職支度資金
- キ 修学資金
- ク 転宅資金
- ケ 就学支度資金
- コ 修業資金
- サ 医療介護資金
- シ 結婚資金

7 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害

ウ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ 県内にア又はイの市町を含む場合にあって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害

カ 県内にア若しくはイの市町を含む場合、又はウに該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあっては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

(2) 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a全壊世帯、b半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借(公営住宅以外)	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借(公営住宅以外)	50	50	100

《単数世帯の場合》（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借(公営住宅以外)	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借(公営住宅以外)	37.5	37.5	75

(3) 支援金の支給申請

ア 申請窓口 町

イ 申請時の添付書類 基礎支援金：罹災証明書、住民票等
加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

ウ 申請期間 基礎支援金：災害発生日から13月以内
加算支援金：災害発生日から37月以内

(4) 被災者生活再建支援法適用時の周知

町は、被災者生活再建支援法適用時には、被災者に対してパンフレットの配布等の方法により、この制度についての周知徹底を図るものとする。

第4 税その他公的徴収金の猶予及び減免等

災害により被災した町民に対しては、災対法第85条の規定により、それぞれの法律又は条例の規定に基づき、公的徴収金の猶予及び減免措置を実施し、被災者の民生の安定に寄与するものとする。

第5 臨時託児所の開設

被害が甚大で災害復旧に多数の労力を必要とするような場合において必要があると認めるときは、被災者の復旧業務の一助として被災地域の幼児を保育するため適当な最寄りの公共施設を借上げて臨時託児所を開設するものとする。

第6 臨時町民相談所の開設

災害が終息したときは被害の状況を分析し、必要と認めるときは各部の責任者による町民相談班を編成し、被災地域の地区公民館等に臨時相談所を開設して各種相談業務に応じ、民生の安定に努めるものとする。

第4節 財政金融対策

所 管 課		
総務課	建設課	産業課
生活環境課	教育委員会	町民福祉課

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施に要する費用は原則としてそれぞれの実施機関が負担するものであるが、財政を円滑に運営するため、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、所要の措置を講ずるものとする。

第2 費用の負担者

1 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別の定めがある場合

- (1) 災害救助法 第36条
- (2) 水防法 第33条の2
- (3) 基本法 第94条、第95条
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第57条～63条

2 応援に要した費用

実施責任者が外の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

3 知事の指示に基づいて町が実施した費用

知事の指示に基づいて町が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた町に負担させることが困難又は不適當なもので基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

その負担率については、基本法施行令第40条により、負担することが不適当と認められるもののうち、町が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、3分の2、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

第3 国が負担又は補助する範囲

1 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

2 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部の指示に基づいて町長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該町又は県に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

3 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

4 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、激甚法に規定されている事業に対し援助する。

激甚法の対象となる事業は、次のとおりである。

なお、昭和43年11月22日、中央防災会議において局地激甚災害指定基準が決定され、これが局地激甚災害指定基準要綱により特定の市町村に係る局地的災害についても、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条にいう激甚災害と指定される。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業

- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ケ 障害者援護施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ たん水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による既存貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
 - エ 町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - オ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例

- カ 水防資材費の補助の特例
- キ リ災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 農林漁業経営安定対策

所 管 課
建 設 課 産 業 課

第1 日本政策金融公庫資金

被災農業者等に対し、農業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を政府系金融機関である日本政策金融公庫等の融資制度のうち、災害復旧に利用可能なものを紹介する。

第2 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）による災害経営資金

強風、地震及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国、県及び町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資する。貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で定めるところによる。

第6節 中小企業振興対策

所 管 課
産 業 課

町内の中小企業事業者等が、災害により経営の状態が著しく悪化し、自己資金による再建が困難となった場合は、県と連携し、被災した中小企業事業者等に対し、経営安定資金の利用等について、周知に努める。

※ 県が実施する中小企業復旧対策

(1) 中小企業への情報収集

関係機関と連携をとりながら、中小企業への影響について情報収集を行う。

(2) 金融相談窓口の設置

被災した中小企業向けの金融相談窓口を設ける。

(3) セーフティネット対応

被災した中小企業の資金繰り等へのセーフティネット対応について、政府、政府系機関、政府系金融機関、市中金融機関等への協力要請を行う。

(4) 県融資制度の確保

県融資制度のセーフティネット関連の融資枠を確保する。

以上、風水害対策編

(余白)